ふくいの環境

-資料編-

令和6年度版

（令和５年度調査報告）

福井市

目次

第８部　公害苦情関係資料

第９部　産業廃棄物関係資料

第１０部　清掃関係資料

第１部　環境・清掃行政全般

１　環境行政組織図

※　令和５年４月１日現在

市民生活部

部長
次長
調整参事

環境事務所

所長

環境政策課

（１１＋兼務６）
課長、課長補佐、（参事（兼務）２名）
課員９名　基本計画推進係　５名
循環型社会推進係　４名
（浄化槽係（兼務）　２名）
（し尿投入所係（兼務）　２名）

環境廃棄物対策課

（１７）
課長、副課長、課長補佐
課員１４名　環境指導係　７名
廃棄物対策係　５名
不適正処理対策係　２名

収集資源センター

（３２）
場長、副場長、課長補佐
課員２９名　企画係　６名
業務係　３名
収集係　２０名

クリーンセンター

（２９）
場長、副場長、課長補佐
課員２６名　企画管理係　６名
受入・施設維持係　８名
焼却係(１班)　６名
焼却係(３班)　６名

新クリーンセンター建設事務所

（９）
所長、副課長、課長補佐
課員６名　整備推進１係　３名
整備推進２係　３名

２　事務分掌

環境政策課

（１）　環境に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　環境基本計画に関すること。
（３）　地球温暖化防止に係る施策の推進に関すること。
（４）　自然環境の保護活動の促進に関すること。
（５）　環境教育・環境学習の推進に関すること。
（６）　環境保全活動を推進する団体等との連携に関すること。
（７）　循環型社会の推進に関すること。
（８）　３Ｒ（スリーアール）推進の啓発に関すること。
（９）　一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）に関すること。
（１０）福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃事業に関することに限る。）及び鯖江広域衛生施設組合に関すること。
（１１）地域の清掃保持に関すること。
（１２）特定地域生活排水処理施設に関すること。
（１３）浄化槽の普及及び維持管理の支援に関すること。
（１４）し尿投入所に関すること。

環境廃棄物対策課

（１）　環境保全及び公害防止に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の調査、監視及び指導に関すること。
（３）　公害防止協定に関すること。
（４）　公害防止思想の普及及び啓発に関すること。
（５）　前３号に掲げるもののほか、公害防止に関すること。
（６）　一般廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関すること。
（７）　産業廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関すること。
（８）　産業廃棄物の減量の推進及び適正処理に関すること。

収集資源センター

（１）　一般廃棄物の収集運搬に関すること。
（２）　一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関すること。
（３）　資源ごみに関すること。
（４）　一般廃棄物処理手数料に関すること。
（５）　施設の管理に関すること。

クリーンセンター

（１）　一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
（２）　一般廃棄物処理手数料に関すること。
（３）　余熱の供給に関すること。
（４）　旧東山センター集水池の管理に関すること。
（５）　施設の管理に関すること。
（６）　環境分析に関すること。
（７）　地元協定に係る公害防止に関すること。

新クリーンセンター建設事務所

（1） 新ごみ処理施設の整備に関すること。
（2） 新ごみ処理施設の整備に係る地域の環境整備に関すること。

3　これまでの歩み

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
明治22年 市制施行		・4/1第二科衛生係として発足
33年		・明里焼却場建設
34年		・春秋両季の大掃除開始
35年		・第二科汚物掃除係と改称 掃除監督長(助役兼掌)1名 掃除監督　1名 掃除巡視　4名 ・「汚物掃除法」に基づく清掃監視事務開始 ・公衆便所48ヶ所
36年		・公衆便所50ヶ所 ・糞尿汲取掃除請負者32名
38年		・「汚物塵芥採取焼却請負制度」発足
大正6年		・掃除監督長、技師兼掌に変更
8年		・乾徳埋立地使用開始(2,000坪、昭和28年4月埋立完了)
9年		・掃除監督長、第二課長兼掌に変更 ・汚物埋立地4ヵ所使用中
12年		・掃除監督長、衛生課長兼掌に変更
13年		・中野本山裏埋立地使用開始(600坪、昭和4年8月埋立完了)
昭和8年		・秋季大演習のため8～11月、臨時ﾄﾗｯｸ1台増発
9年		・荷車10台(人夫10人)、馬車4台(人夫8人)、 ﾄﾗｯｸ1台(運転手1人、人夫3人)、各1日5～6回収集 1日平均9,300貫収集(内3,000貫焼却、6,300貫埋立)
12年		・10月上北野焼却場竣工(岩本式固定炉　公称37.5t/日、実績30t/日)
14年		・自動車4台(人夫12人(日給1円35銭))、荷車8台(人夫8人(日給1円9銭～1円25銭))、河川掃除(人夫3人(日給1円30銭)) 自動車は請負制度で1日1台(運転手1人、人夫3人)16円 ・一般家庭の収集は4区域に分け、5月～11月は7日間に1回、12月～3月は10日間に1回収集 ・市場等大量排出業態者は毎日1回収集 ・私設組合(し尿汲取組合)で収集 普通自動車1台(冬期間のみ使用)、小型自動車4台、荷車 18台 汲取料金4月～11月1荷12銭、12月～ 3月1荷15銭、 降雪期1荷45銭～1円 汲取8,000戸、農家が汲取る2,000戸、純農家1,300戸
16年		・5月志比口埋立地使用開始(200坪、昭和21年6月完了)
17年		・業態者ごみ収集手数料(33件)年額最高150円～ 最低3円、 年額合計723円(寄付形式により納付)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
17年		・汲取10,550戸(43,475人) 汲取料金4～10月1荷20銭、11～3月1荷25銭、降雪期1荷1円20銭位 ・小型自動車4台荷車23台
18年		・2月御幸町埋立地使用開始(300坪、昭和23年5月完了) ・福井日通から中古ﾄﾗｯｸ1台寄贈 ・戦時下でｶﾞｿﾘﾝと人夫不足のため25の連合町内会11区とし、11日間で1周 各町内会を督励し、空地にごみを集積させ自動車または馬車で収集したが、成績はきわめて良好であった(それまで1周に15～20日を要した)
19年		・4/1「福井市し尿取扱手数料条例」、「同施行規則」施行 条例による新料金 1樽(2斗5升)につき50銭以内 第1種券(白)3月～11月1樽につき10銭 第2種券(青)12月～2月1樽につき23銭 第3種券(赤)臨時汲取1樽につき40銭 汲取車両小型自動車6台、荷車40台 ・4/1より汲取を市営とし、業務を株式会社福井衛生組合に委託 (し尿予算51,745円) ・収集車両直営自動車2台、請負馬車6台、直営人夫定員11名を採用7名
20年 福井空襲		・空襲によりごみ収集車2台とも焼失のため、雑芥・厨芥・し尿とも収集業務を一時中止 公衆便所21ヶ所のうち、9ヶ所罹災 戦災前　総世帯数24,327世帯、収集世帯数20,000世帯 戦災後　総世帯数約10,000世帯、収集世帯数約2,000世帯 掃除監督定員1名　採用1名 掃除監督補定員5名　採用3名 掃除人夫定員11名　採用3名
21年		・7月現順化小横の埋立地使用開始(800坪、昭和22年5月完了)
22年		・3月有楽町埋立地使用開始(100坪、昭和24年10月完了) ・8月小山谷埋立地使用開始(200坪、昭和26年2月完了)
23年 福井地震		・1月現高志高前埋立地使用開始(400坪、昭和25年4月完了) ・地震後の火災のためごみ収集車3台のうち、2台焼失(1台はﾊｷﾞﾚﾔ店員が運転し、中央公園に持ち出し無事) 上北野焼却炉全壊（10月再建） 明里焼却場倒壊（10月再建）再建までの間は野天焼却
24年		・ごみ収集車4台購入
25年		・業態者厨芥毎日収集開始(800戸、牛車4台) ごみ収集車両、自動車5台、牛車6台、手車8台、ﾘﾔｶｰ5台、(内自動車1台は危険物と大型ごみ収集) ・3月幾久町埋立地使用開始(80坪、昭和26年3月完了) ・4月福井衛生社として汲取業務開始
26年		・5月上北野焼却場焼失、10月再建 ・農村部落へ危険物投入容器(ｺﾝｸﾘｰﾄ製)10個設置

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
28 年		・4/1「福井市塵芥処理条例(条例第 11 号)」施行 ・ごみ排出量 1 日約 60ｔ、収集人口 98,815 人、世帯 21,070 世帯
29 年		・「汚物掃除法」廃止 ・2 月合資会社福井衛生社と改称 ・3 月南江守埋立地使用開始(4,000 坪、昭和 37 年 5 月完了) ・7/1「清掃法(法律第 72 号)」施行 ・11/8「福井市清掃条例(条例第 18 号)」、「同施行規則(規則第 22 号)」施行
30 年		・厨芥車を機械車化(2t 車購入)
31 年		・3 月河増町埋立地使用開始(150 坪、昭和 34 年 6 月完了) ・4 月町屋松原病院裏埋立開始(200 坪、昭和 34 年 1 月完了) ・6 月合資会社福井市衛生社と北陸清掃社が合併し、合資会社福井衛生社となった ・6 月相互衛生社として汲取業務開始
32 年		・大型ﾄﾗｯｸ(4t 車)購入 ・専任職員 10 名、労務者 42 名(内、臨時 19 名)、他にごみ収集請負 1 名、労務者 6 名、ごみ焼却請負 2 名、労務者 8 名 ・7 月山一衛生社として汲取業務開始 ・12/27 境処理場(公共下水道終末処理場の汚泥処理施設)へし尿投入開始、投入料補助金制発足
33 年		・1 日の作業量　収集直営 54t、請負 9t、側溝･下水清掃 432 kg、河川清掃 1,051 kg ・公衆便所 19 ｹ所 ・し尿収集･運搬は許可制 3 社(福井、相互、山一) ・3 月合資会社福井衛生社と福井清掃社が合併し、有限会社福井衛生社と改称
34 年		・9/15 機構改革により、厚生部衛生課となる ・車両　自動車(4t…7 台、1t…3 台)、牛車 6 台、荷車 7 台、作業員 60 名(監督、運転手を含む) ・ごみ収集世帯･人口　直営 17,761 世帯 78,214 人 請負 6,095 世帯 24,560 人 ・し尿汲取 22,000 世帯 100,000 人
35 年		・上北野焼却場一部焼失、鉄骨上屋にて再建 ・11 月南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉着工 ・専任職員 16 名、労務者 51 名、(内臨時 10 名)、他にごみ焼却請負者 2 名、労務者 8 名
36 年		・2 月寺前町埋立地使用開始(100 坪、昭和 37 年 5 月完了) ・4/1 汚物(ごみ)取扱業の許可 ・5 月南江守ｾﾝﾀｰを収集車両基地として使用開始 ・10/18 南江守ｾﾝﾀｰ竣工(三和動熱逆送式自動焼却炉 20t/8h×2) ・明里焼却場(15t/日)および牛車 6 台廃止
37 年		・6 月灯明寺六方池埋立開始(300 坪、昭和 38 年 4 月完了) ・6 月若杉町埋立地使用開始(50 坪、昭和 39 年 1 月完了) ・11/1 機構改革で衛生課より分離、清掃課となる ・公衆便所 17 ヶ所(女子清掃員 1 名で毎日清掃)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
38 年		・3 月城之橋下町埋立開始(200 坪、昭和 39 年 10 月完了) ・4/1「福井市清掃条例」の改正により、一般家庭のごみ収集手数料賦課開始 ・10/1 衛生課と改称
39 年		・4/1 収集業務の一部を福井衛生社に委託 ・11 月上北野荒川廃川埋立開始(4,000 坪、昭和 41 年 5 月完了) ・し尿許可 3 社(補助金 1,300,000 円)、汲取世帯 24,000 世帯、汲取手数料(18 ﾘｯﾄﾙにつき)4～11 月-15 円、2～3 月-20 円
40 年		・全職員数 1,673 人、環境衛生課職員 89 人、本庁 11 人、清掃ｾﾝﾀｰ 78 人 ・収集方法　混合で各戸収集（中心街週 2 回、その他週 1 回、農村地区の一部で不燃物のみ月 1 回収集） ・4 月渡団地埋立地使用開始(300 坪、昭和 40 年 10 月完了) ・5 月足羽山埋立地使用開始(500 坪、昭和 40 年 11 月完了)
41 年		・3 月今市江端川廃川埋立開始(1,500 坪、昭和 42 年 4 月完了) ・8/1 市街地区のﾃｽﾄ地区 5 ｶ所(計 2,110 世帯)で袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による週 1 回定曜日収集実施 ・12 月同地区の一般家庭のごみ収集手数料を免除
42 年		・4/ 1 清掃課と改称 ・4 月袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式実施のため各備えつけのｺﾝｸﾘｰﾄ製ごみ箱の撤去開始(申込により 1 個 300 円で買上げ) ・4 月袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による第 2 回ﾃｽﾄ(12,200 世帯)実施、同時に一般家庭のごみ収集手数料を免除 ・5 月川西衛生社として汲取業務開始(営業範囲は清掃法による特別清掃区域外) ・6 月大島町江端川廃川埋立開始(4,000 坪、昭和 44 年 11 月完了) ・7/30 吉田郡森田町を併合、同時に九頭竜環境衛生施設組合(坂井郡春江町、丸岡町と森田との一部事務組合)の事務局を清掃課内へ設置 ※九頭竜焼却場 昭和 39 年 12 月竣工 固定炉(10t／日×2 炉) ・8 月第 2 回ﾃｽﾄ地区のうち成績良好な地区(1,060 世帯)を対象とし、週 2 回定曜日収集実施 ・9 月第 3 回ﾃｽﾄ(3,000 世帯)実施し、同時に手数料免除 ・12/1 し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 28 円
43 年		・4 月「福井市清掃条例」改正 ・4 月全収集地区一斉(可燃物週 2 回、不燃物週 1 回)に袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による定曜日収集実施 ・4 月一般家庭のごみ収集手数料全廃粗大ごみの有料化 ・5 月東山埋立地使用開始 ・7 月夏季早朝収集実施(昭和 43 年～45 年まで毎年実施) ・ｺﾝｸﾘｰﾄ製ごみ箱を 8 月までに 1,500 個撤去、越前海岸鮎川沖に沈め、漁礁に活用
44 年	・4 月総務部総務課内に公害係を新設 ・4 月「福井市公害対策に関する規程」施行	・3/24「衛生安全都市」宣言 ・4 月農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大(約 350 所帯) ・7 月特掃地域とその周辺の不燃物収集を 2 週 1 回から毎週 1 回に改善(可燃物は従来と同じく週 2 回)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
44 年	・9 月騒音規制法に基づく指定地域となる	・7 月南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉を 3 直制(24 時間稼働)とした ・7 月川西衛生社に汲取し尿の処理場搬入許可
45 年	・10 月総務部公害交通課となる ・10 月二酸化鉛法による硫黄酸化物測定を開始 ・12 月大気汚染自動測定記録装置による測定を開始	・4 月農村地区の不燃物週 1 回収集区域拡大(約 800 世帯) ・6 月周辺団地の収集開始(約 200 世帯) ・9 月農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大(約 200 世帯) ・10 月周辺地区収集拡大(約 100 世帯) ・10 月農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大(約 70 世帯) ・11 月東山ｾﾝﾀｰ焼却炉起工式 ・12 月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布
46 年	・9 月総務部公害課となる	・夏季早朝収集を本年度より中止 ・4 月公衆便所清掃を福井衛生社に委託 ・4 月川西・殿下・国見等の不燃物月 1 回収集開始(約 3,000 世帯) ・4 月魚商を除く業態者厨芥収集を福井衛生社に委託 ・5 月周辺地区等の収集拡大(約 2,000 世帯) ・9/1 足羽郡足羽町を合併 建設中の東山ｾﾝﾀｰ要員決定 清掃事務所 ─ 本　庁 (庶務・業務) 南江守ｾﾝﾀｰ 東山ｾﾝﾀｰ ・9 月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行 ・9 月魚商厨芥収集を福井衛生社に追加委託 ・12 月足羽支所管内の不燃物月 1 回収集開始(約 3,000 世帯)
47 年	・4 月「福井市公害対策審議会設置条例」施行 ・5 月「福井市公害ﾓﾆﾀｰ設置要綱」施行 ・6 月交通騒音測定を開始 ・10 月「福井市公害対策に関する規程」を廃し、「福井市公害対策会設置規程」及び「福井市公害苦情処理規程」施行 ・10 月環境騒音実態調査を開始	・1/21 東山ｾﾝﾀｰ焼却炉試験焼却開始 ・3/31 東山ｾﾝﾀｰ焼却場完成(4 月 1 日から正式稼働) ・南江守ｾﾝﾀｰ3 直制廃止 1/20 まで 3 直制 2/23 まで 2 直制 2/24 から 1 直制 ・4/1「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行 ・4/1 産廃受入規制、一般と併せて処理する 産廃告示（もえがら、紙くず、金属くず、ｶﾞﾗｽくず） 一廃の処理を要しない区域告示 12 町(川西 11、殿下 1) ・4 月川西地区等の可燃性ごみの収集開始 ・4 月川西衛生社をし尿許可業者に認可(許可業者数 4 社となる) ・9/1 上北野焼却場老朽化と周辺市街化のため受入停止 ・10/1 機構改革により清掃事務所を 1 課 2 場とした。 清掃事務所 ─ 業務課 南江守ｾﾝﾀｰ 東山ｾﾝﾀｰ ・12/11 東山ｾﾝﾀｰ焼却場 2 直制実施
48 年		・3/31 上北野焼却場廃止 ・3 月福井坂井地区広域市町村圏の破砕機機工(栗本鉄工所 50t/5h) ・4/1 し尿汲取料金改定 18ﾘｯﾄﾙにつき 36 円(うち 5 円市補助)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
48 年	・12 月降下ばいじん測定を開始	・4/1 汲取料補助金制発足 11,000 円、投入料補助 3,000 円、 汲取料補助 8,000 円(18ﾘｯﾄﾙにつき 5 円補助) ・6/1 福井市清掃事務所労働安全委員会設置規定施行 ・8/16 電気部品の PCB 使用部品の業者による撤去開始 ・10/1 業態者厨介収集委託を廃止し、福井衛生社の許可事業とした 36ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 1,500 円、36ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額 750 円加算
49 年		・3 月福井坂井地区広域市町村圏焼却炉竣工(ﾀｸﾏ 100t／8h) ・4 月委託地区の休日(祝日・振替休日)収集を廃止 (直営地区では従来から休日収集を実施していない) ・7/1 し尿汲取料金改定 18ﾘｯﾄﾙにつき 45 円(うち 5 円市補助) ・8 月福井坂井地区広域圏笹岡清掃ｾﾝﾀｰへ搬入開始 可燃物(森田・川西・河合地区)、不燃物及び粗大ごみ(全市域) ・広域圏搬入手数料可燃物 1t までごとに 200 円、不燃物・粗大ごみ 1t までごとに 300 円 ・10/1 九頭竜焼却場廃止
	・10 月機構改革により、厚生部廃止、生活環境部となる 生活環境部 ─┬ 環境保全課 └ 交通対策課 └ 清掃事務所 ─┬ 業務課 ├ 南江守ｾﾝﾀｰ └ 東山ｾﾝﾀｰ	
50 年	・3 月「福井市公害ﾓﾆﾀｰ制度」を廃止(4/1 より「市政ﾓﾆﾀｰ制度」発足) ・11 月公害分析室が完成(昭和 55 年 3 月 31 日拡張)	・4/1 一廃とあわせて処理する産廃告示(紙くず、金属くず) 一廃の処理を要しない区域告示 10 町(川西 9・殿下 1) ・4 月南江守ｾﾝﾀｰに「不法投棄処理班」を編成し、ﾊﾟﾄﾛｰﾙと処理を実施(処理の一部は福井衛生社に委託) ・8/1 矢部商店に許可(魚腸骨の収集運搬) ・10/1「福井市清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定」一部改正
51 年	・4 月「福井市環境保全基本条例」施行 ・4 月地盤沈下観測所を設置、測定を開始 ・7 月地下水揚水量等実態調査を開始	・3/31 九頭竜環境衛生施設組合(福井市、丸岡市、春江町)解散 ・4 月祝日等休日分ごみの翌日振替収集業務実績 (土曜日が祝日の場合は月曜日に収集) ・6 月有限会社川西衛生社と改称 ・7/1 し尿汲取料金改定 18ﾘｯﾄﾙにつき 50 円(うち 5 円市補助) ・し尿汲取特別料金許可（冬季割増料：1/1～3/31）18ﾘｯﾄﾙにつき 10 円
52 年	・4 月「福井市公害防止条例」施行(一部 9 月 30 日施行) ・4 月河川の水質定期調査を開始 ・9 月「福井市公害防止条例施行規則」施行	・4/1「あき地等の清潔保持に関する条例」施行 ・4/1 厨芥収集許可手数料改訂 36ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 2,000 円、36ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額 1,000 円加算 ・広域圏搬入手数料一部改訂 不燃物・粗大ごみ 0.5t までごとに 500 円 ・7/3 休日等の犬・猫死体収集開始(収集は福井衛生社に委託) ・公衆便所 56 ｶ所、水洗式 30 ｹ所、汲取式 26 ｹ所 清掃は福井衛生社に委託(汲取は従来から 4 社に委託)
53 年	・3 月大気環境監視ﾃﾚﾒｰﾀｼｽﾃﾑが完成(4/1 測定開始)	・1/1 し尿汲取料金改定 18ﾘｯﾄﾙにつき 55 円(うち 10 円市補助) ・し尿汲取特別料金許可(冬季割増料金：1/1～3/31)18ﾘｯﾄﾙにつき 15 円

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
53 年	・4 月海域の水質定期調査を開始 ・9 月水準測量による地盤変動の調査を開始	・4/1 し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 70 円(うち 10 円市補助) ・5/15 新規委託(中央 1･2 丁目、大手 2 丁目の一部を福井衛生社へ委託) ・6/1 収集車の後部ｽﾃｯﾌﾟ撤去
54 年		・4/1 一般の処理を要しない区域告示(川西地区 9 町) ・4/1 西藤島地区(海老助町ほか 7 町)の可燃物を週 2 回に増加(これにより委託地区は全区週 3 回になった) ・7/1 東郷地区(4 町)、大安寺地区(全町)の可燃物を週 2 回に増加
55 年		・4 月東山ｾﾝﾀｰに古畳切断機を設置 ・4 月一廃許可業者の可燃物の搬入手数料を徴収 ・5 月一般家庭の古ﾀｲﾔ臨時収集及び南江守への自己搬入受付開始 ・6 月広域圏破砕機を毎月第 1･第 3 土曜日停止(搬入も停止) ・9/18 空き缶、空き瓶収集のﾓﾃﾞﾙ事業実施(日之出地区で毎月第 3 木曜日に缶類、ｶﾚｯﾄ･ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ収集のﾓﾃﾞﾙ事業実施し、委託事業者が収集を行う(積雪期は休止)) ・10/1 し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 90 円(うち 15 円市補助) ・10/1 足羽支所(全区)と川西支部(一部)等の可燃物を週 2 回に増加 同時に不燃物のみ収集地区の一部で、可燃物週 1 回収集を実施 ・11/1 南江守ｾﾝﾀｰ管理棟使用開始(鉄骨建 632 ㎡)
56 年		・1/1 厨芥収集許可手数料改訂 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 2,600 円、36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額 1,300 円加算 ・5/8 南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉焼却停止(稼働焼却施設は東山ｾﾝﾀｰと広域圏ｾﾝﾀｰの 2 ｹ所) ・5/11 東山ｾﾝﾀｰ焼却作業 3 班 2 直制で実施(平日 18 時間(土曜日 9 時間)) ・8 月南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉煙突撤去 ・10/20 宝永地区で毎月第 3 火曜日に缶類、ｶﾚｯﾄ･ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ実施(積雪期は休止)、廃品回収業者が収集 ・12/12 南江守ｾﾝﾀｰに貯蔵庫建設
57 年	・11 月「福井市地下水の採取に関する要綱」施行	・1 月年始の清掃業務を 4 日から開始(昨年までは 5 日から) ・2 月広域圏破砕機改良工事竣工(ｱﾙﾐ選別機、焼却場への可燃ごみ直送ｺﾝﾍﾞｱ) ・6 月「ごみの中からこんなもの展」開催(昭和 57 年、58 年、60 年、61 年、63 年～平成 12 年まで毎年実施) ・6/9、9/22 散乱あき缶等調査[国道・市道 3 地区で調査 ・7 月南江守ｾﾝﾀｰにｶﾚｯﾄ･ｶﾞﾗｽのｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ建設 ・8 月直営による缶類、ｶﾚｯﾄ･ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ開始 第 1 月曜日(杉の木台一帯)、第 2 月曜日(運動公園一帯)、第 3 水曜日(橋南足羽地区) ・9 月南江守焼却炉解体 ・9 月環境衛生週間の行事として、散乱あき缶等の調査のほか 21 日に「ポイ捨て防止」ﾎﾟｽﾀｰ入りﾎﾟｹｯﾄﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰを街頭、ｶﾞｿﾘﾝ･ｽﾀﾝﾄﾞ、駐車場で配布 ・10 月川西･国見･殿下･東安居･西安居の可燃ごみ週 1 回地区を週 2 回に増加(これに伴いこの地区に限り祝日等休日分の翌日振替収集業務を中止) 他地区は翌日振替収集を継続 ・11 月鷹巣等の可燃ごみ週 1 回収集開始(従来は不燃性ごみの収集)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
58 年		・4/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条(一般廃棄物処理手数料)」一部を改正 ・4/15 南江守ｾﾝﾀｰ敷地買収、取得価格 402,143,706 円(それまでは借地) ・6 月散乱あき缶等調査(昨年の 3 ｹ所の外に 4 ｹ所) ・9 月環境衛生週間行事として昨年と同じく散乱あき缶等調査と、ﾎﾟｹｯﾄﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ配布 ・10/1 し尿汲取料金改定、18 ﾘｯﾄﾙにつき 105 円(うち 15 円市補助)
59 年	・12 月地盤沈下監視ｼｽﾃﾑが完成(昭和 60 年 2 月 1 日測定開始)	・3 月空きびん収集手法改善 空きびんを 4 色(白・青・茶・黒)に分けて収集を開始 なお、ﾘｻｲｸﾙ日（空き瓶収集日）にはその他の不燃ごみは収集しないこととする ・4 月生ごみ処理容器設置事業補助金の創設(1 個 2,000 円) ・4/1 し尿投入処理料金改定 （180 ﾘｯﾄﾙにつき 25 円）（旧料金 180 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円） ・7 月東山ｾﾝﾀｰ焼却炉の排ｶﾞｽ処理施設備改良工事完成 ・8 月小・中学校を拠点として「廃乾電池類」を収集するための「回収容器」を配布 ・10/24～26 全都清(秋季)評議員会開催 ・10 月 2 ｹ月に 1 回定期収集(「回収容器」が満杯になったときは随時収集) ・12 月有価物回収還元金交付要綱の制定
60 年		・3 月埋め立て地環境整備 ・4 月ごみ収集業務民間委託拡大 ・4 月ﾘｻｲｸﾙ開始(みのり地区) ・4/1 東山ｾﾝﾀｰ焼却場 3 直制実施 ・6 月、9 月散乱あき缶等実態調査 ・7 月保育園に廃乾電池回収容器配布 ・8/1 清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定全部改正 ・10/1 浄化槽法の制定に伴い、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の条文の整備
61 年		・3/1 新ごみ焼却場建設のため環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査開始 ・3/10 東山ｾﾝﾀｰ電気集塵機完成 ・3 月新炉基本計画策定 ・4 月ﾘｻｲｸﾙ開始(商工、京福、新種池、希望ｹ丘、社北地区) ・6/9 散乱あき缶等実態調査 ・9 月新炉建設に伴う岡保地区、殿下町、寮町との立地協定の締結
62 年		・2 月ごみ収集基本方針(5 分別収集)確立 ・2/29 環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査完了 ・3 月東山ｾﾝﾀｰ 4 号炉改造工事完了 ・4/1「福井市廃棄物の処理に関する条例(一般廃棄物処理手数料)」一部改正 ・4/1 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ建設事務所開設 ・5/26 焼却灰、中竜鉱山廃坑へ再搬開始

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
62 年		・6/24 福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ起工 ・7/5 分別収集用全戸配布用ﾘｰﾌﾚｯﾄ作成 ・7/23 東藤島地区 995 世帯及び中藤島地区 3 町内 103 世帯で 5 分別収集開始 ・8 月煙突補修工事 ・9/24「くうかん鳥」設置、ﾌｪﾆｯｸｽﾌﾟﾗｻﾞ・ｲﾍﾞﾝﾄ広場に 3 基設置 ・10/22 円山・啓蒙・上北野の各地区 4,337 世帯で、「5 分別収集」開始
63 年		・3 月末日、東山ｾﾝﾀｰ 3 号炉改造工事完了 ・4 月、10 月くうかん鳥抽選会(昭和 63 年～平成 6 年まで毎年 2 回実施) ・4 月じん肺健康診断実施 ・4/1 順化・照手・光陽・豊岡の各地区 3,800 世帯で「5 分別収集」開始 ・4/8 田原・春山・花月・乾徳の各地区 3,875 世帯で「5 分別収集」開始 ・7/8 福井市ごみ対策地区推進員 186 名を委嘱 ・8/4 川西・東郷(一部)の各地区 2,800 世帯で「5 分別収集」開始 ・8/18 大安寺・殿下・国見・河合・一光・清明(一部)の各地区 2,868 世帯で「5 分別収集」開始 ・8/24 全都清廃棄物処理実務研修会開催 ・8/31 福井市ごみ対策地区推進員代表者研修会開催 ・9/30 ｽﾌﾟﾚｰ缶穴あけ器具を市内全世帯に配布(約 80,000 本) ・12/18 焼却炉補修工事完了 ・12/19 大宮・文京の各地区 4,377 世帯で「5 分別収集開始」 ・12/24 北陸精巧舎、宮下ﾋﾞﾙ管理、(株)ｸﾘﾝﾏｽﾀｰを許可者に認可(ごみ許可業者数 6 社)
平成元年		・4/1 消費税の導入に伴う「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条(一般廃棄物処理手数等)」一部改正 ・4/1 福井市ごみ対策地区推進員の追加委嘱(194 名) ・4/1 し尿汲取料金等改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 120 円（消費税抜）（うち 15 円市補助） ・4/1 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料(消費税導入に伴う改定) 180 ﾘｯﾄﾙまでごとに 25.75 円 ・4/3 麻生津・清明・木田・南江守・南居・合谷の各地区 1,833 世帯で「5 分別収集」開始 ・4/10 一乗・上文殊・文殊・六条・東郷(残)の各地区 2,357 世帯で「5 分別収集」開始 ・4/10 観光地の公衆ﾄｲﾚ(汲取式)15 ｶ所定期清掃開始 ・4/17 公園施設公衆ﾄｲﾚ(汲取式)9 ｶ所及び公園施設の公衆ﾄｲﾚ(汲取式)49 ｹ所定期清掃開始 ・4/24 西藤島・日新・西安居・東安居・幾久・二の宮 1～5 丁目・町屋 1～3 丁目・大願寺 1～3 丁目の各地区 5,192 世帯で「5 分別収集」開始 ・5 月煙突補修工事 ・5/11 ごみ対策地区推進員研修会の開催 ・5/13 中竜鉱山環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査委員会設置 ・6 月、9 月散乱あき缶等調査（平成元年から 13 年まで毎年実施） ・8 月「東山ｾﾝﾀｰごみ焼却施設精密機能検査報告書」提出

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
平成元年		・8/2 社南地区 1,600 世帯で「5 分別収集」開始 ・8/9 明新地区 2,400 世帯、松本地区 300 世帯で 5 分別収集開始 ・8/16 社北地区 1,800 世帯、東安居地区 900 世帯で 5 分別収集開始 ・10/13～17 市制 100 周年記念事業 「100 くらしと健康展」にごみｺｰﾅｰ設置　ｽﾃｰｼｮﾝ看板配布 ・11 月 直営定期収集体制（14 班→15 班に）
2 年		・3 月「福井市し尿処理施設基本計画策定調査報告書」提出 ・3 月「福井市境浄化ｾﾝﾀｰし尿投入所精密機能検査報告書」提出 ・3/26 中竜鉱山環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査委員会「福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰの焼却灰を中竜鉱山採掘跡空洞で処分することに関する環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査報告書」提出 ・4/1 直営定期収集体制（15 班→16 班に） ・4/1 合併処理浄化槽設置費補助制度の施行 資源ごみの容器配布、直営ﾘｻｲｸﾙ地区の収集 ・8 月全地区 5 分別収集完了 空きびん・空き缶の分別収集開始、医療廃棄物処理ﾌﾛｰ作成 ・10/1 直営定期収集体制（16 班→18 班に）
3 年		・3/31 東山埋立地使用停止 ・4/1 東山ｾﾝﾀｰ廃止、未収集地区解除 ・4/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(法の改正) ・4/1 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ稼働 炉形式：全連続燃焼式流動床炉 処理能力：345t／日(115t/24h×3 炉) ・4/1 し尿許可業者 2 社になる 福井環境事業(株)、(株)相互環境公社 ・4/1 古紙等回収奨励金制度開始 ・4/24 福井市ごみ対策地区推進員委嘱（第 2 期：200 名） ・5/1 指定ごみ袋ﾓﾃﾞﾙ実験事業、啓蒙地区で燃やせるごみ用袋を配布 ・10/1 直営定期収集体制（18 班→20 班に） ・12/6 空き缶処理施設着工
4 年	・9 月福井市議会が「環境を守るための都市宣言」を宣言	・4/1 資源ごみの定期収集開始 資源ごみ及び特殊ごみの収集日を水曜日とする（水・土地区の廃止） あきびん月 1 回(委託収集) あき缶月 2 回(直営収集) 祝・休日の振替収集の廃止 金属が逆有償化になる 空き缶選別処理棟の完成、稼動 ・4/1 し尿汲取料金等改定 し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 135 円（消費税抜）(うち 20 円市補助)
5 年		・2/1 新し尿投入所建設着工 ・4/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全部改正 ・6/1 粗大ごみ手数料改定
6 年		・2/22 粗大ごみ処理庫完成 ・4/1 境浄化ｾﾝﾀｰし尿投入所稼働　処理量 170kl／日

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
6年		・4/19 福井市環境美化地区推進員委嘱(第 3 期：200 名) ・4/30 くうかん鳥(空き缶回収)廃止 ・6/15「くうかん鳥抽選会」(最終) ・7/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正 (廃棄物の減量等推進会議の設置) ・10/7 福井市廃棄物減量等推進会議委員委嘱(17 名) ・11/10 空き缶破袋機完成
	・10/1 機構改革により、生活環境部改め市民生活部環境事務所となる （環境対策課、清掃清美課、収集資源ｾﾝﾀｰ、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ）	
7年		・4/1 有効微生物用容器による生ごみ処理容器補助金創設(1 個 2,000 円) ・5/18 直営定期収集体制(20 班→18 班に) ・6/5、9/131、10/25「福井市廃棄物減量等推進会議」開催 ・10 月福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃ｾﾝﾀｰ完成 ・12/25「福井市廃棄物減量等推進会議」から、ごみ減量化や分別化推進のため半透明のごみ袋指定制度導入の報告書を市長に提出 ・12 月毎月第 2 日曜日の粗大ごみの搬入開始(収集資源ｾﾝﾀｰ、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ) ・12 月ﾌﾛﾝ回収
8年		・１月毎月第 2 日曜日の粗大ごみ搬入開始 (福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃ｾﾝﾀｰ) ・4/1 し尿汲取料金等改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 150 円(消費税抜）(うち 20 円市補助) ・7/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全部改正(指定袋、手数料等) ・10/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」全部改正(指定袋、粗大ごみ手数料等) ・11/1 福井市指定ごみ袋制度開始 ・12/25「福井市あき缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」制定
9年		・1/1 粗大ごみ手数料改定 ・4/1 福井市指定ごみ袋制度完全実施 ・4/1 し尿及び浄化槽汚泥処理手 数料(消費税率変更に伴う改定)180 ﾘｯﾄﾙまでごとに 26.25 円 ・4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱(第 4 期：200 名) ・10 月ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ資源回収ﾓﾃﾞﾙ事業開始(一乗・社西・東郷・西藤島・森田地区) ・10/1「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」施行 (ﾁﾗｼ・携帯用灰皿街頭配布) ・12/10 収集資源ｾﾝﾀｰ管理棟増築工事完成 ※「ごみ処理基本計画」策定
10年		・4/1 し尿投入所施設管理業務を清掃清美課に移管 合併処理浄化槽設置費補助基準額改正 ・10 月ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ資源回収を市全域で実施 ・10/1「ﾎﾟｲ捨て・ふん害防止条例」施行 1 周年記念行事(重点区域内現場踏査) ・10/31「生ごみ処理容器設置事業補助金制度」廃止
11年	・3 月騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域を変更、告示	

<table>
<tr><th>年</th><th>環境行政（公害対策等）</th><th>清掃行政</th></tr>
<tr><td>11 年</td><td>・4 月「福井市環境基本条例」施行
・10 月「福井市公害防止条例」全部改正（平成 12 年 4 月 1 日施行）
・10 月国際規格 ISO14001 の認証取得
・11 月「福井市公害防止条例施行規則」全部改正（平成 12 年 4 月 1 日施行）</td><td>・4 月直営定期収集体制（18 班→15 班）
・4 月ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰのﾀﾞｲｵｷｼﾝ対策工事始まる
・9/21 電気式生ごみ処理機補助制度施行(4 月 1 日以降購入から対象)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12 年</td><td colspan="2">・4 月機構改革により、環境対策課が「環境政策課」と「環境保全課」となる</td></tr>
<tr><td>・11 月特例市の指定を受け、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及悪臭防止法に係る事務権限が一部移譲される
・11 月新環境基準に係る自動車交通騒音の測定及び評価の実施（平成 12 年 11 月 29 日測定開始）</td><td>・4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱(第 5 期：200 名)</td></tr>
<tr><td>13 年</td><td>・2 月「福井市環境基本計画」を庁議で決定
・「福井市環境物品等購入指針」を決定
・4 月 ISO14001 環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑのﾏﾆｭｱﾙを「福井市役所地球温暖化対策実行計画」として位置付ける
・8 月「福井市環境ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ会議」が発足</td><td>・4/1 家電ﾘｻｲｸﾙ法の施行(ｴｱｺﾝ、ﾃﾚﾋﾞ、冷蔵庫、洗濯機を市の収集・処理対象外とする）
・6 月市の汚水処理構想の見直し(基本計画）に着手(早期の汚水処理率 100%をめざす)
・10 月新分別収集ﾓﾃﾞﾙ事業開始
段ﾎﾞｰﾙ･その他紙製容器及び白色食品ﾄﾚｰ（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装）を資源として収集を開始する(宝永･河合･東郷の 3 地区)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">14 年</td><td colspan="2">・4/1 環境政策課内に「資源循環型社会推進室」設置</td></tr>
<tr><td>・7 月「ﾑﾀﾞ一掃（ISO）ﾌｧﾐﾘｰﾌﾟﾗﾝ」（家庭版環境 ISO）の取組開始
・7 月地域環境ﾘｰﾀﾞｰ養成の一環として、市民による「環境の翼」（欧州の環境先進都市視察研修）が実施される</td><td>・10 月直営定期収集体制の再構築（15 班→13 班に）
・11/20 福井市廃棄物減量等推進会議「新分別の報告」</td></tr>
<tr><td>15 年</td><td></td><td>・3 月ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ ﾀﾞｲｵｷｼﾝ対策工事完了
・4 月し尿事務、合併処理浄化槽設置費補助事業、下水道部へ移管
・4 月全市一斉に、新分別収集開始（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装、ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ・紙製容器分別収集）
これらのごみの分別収集実施により、ごみ総量にて 4,260ｔ減少し（14 年度比）
空き缶、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの中間処理を民間に委託
・4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱(第 6 期：200 名)
・4/1 非電気式生ごみ処理機補助制度施行
・6 月「福井市の一般廃棄物の発生抑制及びﾘｻｲｸﾙ推進のための効果的な方策に関する調査研究結果」報告書作成</td></tr>
</table>

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
15 年	・11 月「ｴｺｱｸｼｮﾝ 21 ふくい」制定 ・11 月「福井市環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ認証協会」（上記規格の認証機関）の設立	・7 月ﾘｻｲｸﾙ戦隊「ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰ」円山保育園・文京保育園・東藤島保育園に出動 ・10 月新形状の家庭用指定ごみ袋の販売開始 ・12 月福井市ごみ削減・ﾘｻｲｸﾙ推進ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ（行動計画）を策定
16 年 福井豪雨	・5 月「ｴｺｱｸｼｮﾝ 21 ふくい」の第 1 回認証（3 社） ・11 月「紙ごみリサイクルネットふくい」の設立	・3/31 電気式生ごみ処理機購入費補助制度廃止 ・4 月「家電ﾘｻｲｸﾙ法」改正（冷凍庫を市の収集・処理対象外とする） ・4 月資源有効利用促進法の施行により、廃ﾊﾟｿｺﾝを市の収集・処理対象外とする ・4 月家庭用指定袋で、3 色化試行開始 ・4 月動物の死体処理の民間委託 ・4 月福井市で全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催 ・5 月資源回収拠点ﾓﾃﾞﾙ事業開始 小売店にﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装及び紙製容器の回収箱を設置する ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装を市が収集する ﾓﾃﾞﾙ事業はﾊｰﾂ羽水店
17 年	・3 月機構改革により「資源循環型社会推進室」を廃止	
	・3 月騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を告示 ・「ｴｺｲﾍﾞﾝﾄﾏﾆｭｱﾙ」の作成	・3/31 中竜鉱山廃坑への搬入終了(総搬入量 136,000 ㎥) ・4 月直営定期収集体制の再整備（13 班→11 班に） ・4 月空き缶収集業務の一部委託 ・4 月収集資源ｾﾝﾀｰでの燃やせる粗大ごみの受入を開始、資源回収拠点事業開始（ﾊｰﾂ羽水店、Aｺｰﾌﾟやしろ店、Aｺｰﾌﾟ堀の宮店） ・4 月焼却灰、勝山市処分場に搬入（～12 月） ・4/1 し尿収集運搬手数料改定 18 ㍑までごとに 168 円、(20 円補助金廃止) ・8/15・16 ﾘｻｲｸﾙ戦隊「ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰ」愛・地球博に出動
18 年	・1 月市町村合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を一部変更し告示 ・2 月「福井市地域新ｴﾈﾙｷﾞｰﾋﾞｼﾞｮﾝ」の策定 ・7 月「学校版環境 ISO」認定制度 18 校で取組開始	・1 月焼却灰、民間処分場（群馬県草津町）へ搬出 ・2/1 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町と合併 ・2/1 し尿投入所旧美山町の収集汚泥受入開始 ・3/31 生ごみ処理機（非電気式）購入費補助制度廃止 ・4 月直営定期収集体制の再整備（11 班→10 班に） ・4/18 福井市環境美化地区推進員委嘱（第 7 期：224 名）
19 年	・3 月「福井市環境基本計画」の一部改定	・2 月ﾊﾆｰ麻生津店にて資源回収拠点事業開始 ・3 月ｱﾙﾌﾟﾗｻﾞﾍﾞﾙ店にて資源回収拠点事業開始 ・4 月美山・越廼・清水区域においてﾌﾟﾗ容器包装の分別収集を開始 ・7 月美山・清水区域において段ﾎﾞｰﾙ・紙製容器の分別収集を開始 （越廼区域は、段ﾎﾞｰﾙは合併以前より分別収集している）
20 年		・3 月ﾘｻｲｸﾙ推進啓発用ﾋﾞﾃﾞｵ制作（ﾘｻｲｸﾙ戦隊ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰﾘﾀｰﾝｽﾞ） ・3 月「ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ精密機能検査」の実施 ・4 月紙ﾊﾟｯｸ分別収集及び資源回収を市全域で実施 ・4 月越廼区域において紙製容器の分別収集開始

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
20年	・6 月「学校版環境 ISO」認定制度　市立幼・小・中学校の全 68 校が参加 ・10 月環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ ISO14001 の審査登録から「自己宣言」へ移行	・3/31 丹生衛生管理組合の解散に伴い、し尿投入所で、旧越廼村・旧清水町の収集汚泥受入開始 ・4/1 旧越廼村・旧清水町のし尿収集運搬手数料統合 ・7 月ﾊｰﾂ学園店にて資源回収拠点事業開始
21年	・4 月機構改革により、環境政策課と環境保全課が「環境課」となる	
	・2 月「福井市における買物袋持参推進及びﾚｼﾞ袋削減に関する協定」の締結 ※11 事業者、市民団体「福井市くらしの会」、福井市の三者協定 ・4月ﾚｼﾞ袋の無料配布中止ｽﾀｰﾄ(11事業所73店舗) ・4 月悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を変更し告示（平成 22 年 4 月 1 日施行）	・3 月「一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定 ・4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第 8 期：163 名） ・4/1 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装の品目拡大、出し方緩和、隔週収集から毎週収集へ ・4/1 美山区域の可燃ごみについてｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰへ搬入を開始 ・4/1 家電ﾘｻｲｸﾙの対象品の追加（液晶・ﾌﾟﾗｽﾞﾏﾃﾚﾋﾞ、衣類乾燥機） ・5 月収集資源ｾﾝﾀｰにて環境学習会開始 ・12 月「循環型社会形成推進地域計画」策定
22年		・3 月「一般廃棄物ごみ処理基本計画」一部改定 ・3 月くみあいﾏｰｹｯﾄ東郷店にて資源回収拠点事業開始 ・7 月蛍光灯の分別収集開始 ・10/15 ﾎﾟｲ捨て防止啓発街頭活動 ・12 月福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ長寿命化計画策定 ・12 月「循環型社会形成推進地域計画」変更
23年	・3 月「福井市環境基本計画」改定 ・6 月「福井市環境推進会議」発足	・4 月ﾗｲﾀｰの出し方変更（不燃の日に別袋にして出す） ・4 月収集資源ｾﾝﾀｰにて資源ごみ回収拠点ｽﾃｰｼｮﾝ設置 ・8 月不法投棄防止監視ｶﾒﾗ及び看板設置 ・10/19 東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故で被災した福島県双葉地方広域市町村圏組合に、ごみ収集用 2ｔﾄﾗｯｸを譲与
24年		・2/29、3/27 ﾎﾟｲ捨て防止啓発街頭活動 ・3 月ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ大規模改修工事開始 ・3/1 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例における重点区域の範囲拡大（52.8ha→73.3ha） ・4 月収集資源ｾﾝﾀｰにて小型家電等回収ﾎﾞｯｸｽ設置 ・4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱　（第 9 期：171 名） ・4/1 ごみｽﾃｰｼｮﾝ設置補助制度創設 ・12 月　ごみの分け方・出し方早見表の広告掲載制度開始 ・12 月ふくい優ｴｺ事業所募集開始
25年	・1 月事業者と鷹巣地区ﾒｶﾞｿｰﾗｰ発電事業に係る基本協定の締結 ・4 月ｻｲｸﾙｼｪｱ社会実験の開始（期間:2 年間）	・3 月資源物回収拠点「わけるば」開設（㈱増田喜福井営業所、福井環境事業㈱二日市ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ） ・4 月事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱に基づく多量排出事業所 3R 推進制度の試行開始 ・5 月事業所用指定ごみ袋の広告掲載制度開始 ・10 月市役所本館、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰに使用済み小型家電回収ﾎﾞｯｸｽを設置

<table>
<tr><th>年</th><th>環境行政（公害対策等）</th><th>清掃行政</th></tr>
<tr><td>26 年</td><td>・4 月環境学習ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ運用開始
（市立幼小中学校の全 69 校が参加）
・7 月鷹巣メガソーラーの発電開始</td><td>・2 月「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂し、「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」として名称を変更
・3 月ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ、ごみ発電の余剰電力を試験的に売電開始
・3/25、11/14 ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
・4 月ﾊｰﾂ学園店及び羽水店における資源回収拠点事業を休止
・4 月びん（青びん・黒びん）容ﾘ協再商品化委託開始
・4/1 し尿収集運搬手数料改定
18 ﾘｯﾄﾙまでごとに 172 円
し尿及び浄化槽汚泥処理手数料 180 ﾘｯﾄﾙまでごとに 27 円
(消費税率変更に伴う改定)
・6 月美山・越廼・清水総合支所において、使用済み小型家電の回収を開始
・12 月「循環型社会形成推進地域計画」策定</td></tr>
<tr><td>27 年</td><td></td><td>・3 月ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ大規模改修工事完了
・3/17、10/4 ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
・3/31 小売店におけるﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装の資源回収拠点事業の終了
・4 月収集資源ｾﾝﾀｰにて粗大ごみの硬質ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ資源化開始
・4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第 10 期：169 名）
・4/1「地域ﾘｻｲｸﾙ推進美化協力金」制度を「地域清掃美化推進協力金」制度に改正
・6 月古紙等集団資源回収の品目に雑がみを追加
・6/30 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ、ごみ発電の余剰電力売電量を増加
・７月ﾊｰﾂ羽水店、学園店及び志比口店において、使用済み小型家電の回収を開始
・10/1 ふくい優ｴｺ事業所認定制度一部見直し</td></tr>
<tr><td>28 年</td><td>・3 月「福井市環境基本計画」の改定</td><td>・9/2 ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
・10 月美山・越廼・清水総合支所に古紙回収拠点を設置
・12/1 食べきり運動街頭啓発
・12 月「循環型社会形成推進地域計画」変更</td></tr>
<tr><td>29 年</td><td>・4 月 COOL CHOICE FUKUI 事業の開始</td><td>・3 月新ごみ処理施設整備基本構想策定
・4 月環境省「都市鉱山からつくる！みんなのﾒﾀﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」の小型家電回収専用ボックスを市役所別館 4 階に設置し、プロジェクトへ小型家電の提供を開始
・9 月新炉建設のための環境影響調査業務の着手
・9 月雑がみ回収袋の配布（小・中学校、集団回収団体）
・10 月環境省「都市鉱山からつくる！みんなのﾒﾀﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」への取組を拡大し、小型家電全量の提供を開始
・10/7 福井市環境ﾌｪｱ内で「雑がみ回収ｺﾝﾃｽﾄ」を開催
・11/18 ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
・12 月「循環型社会形成推進地域計画」変更</td></tr>
<tr><td rowspan="3">30 年</td><td></td><td>・3/19 ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発</td></tr>
<tr><td colspan="2">・4/1 清掃清美課内に「新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備室」を設置</td></tr>
<tr><td></td><td>・4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第 11 期：114 名）
・12 月「循環型社会形成推進地域計画」変更
・12/12.14 食べきり運動街頭啓発</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>年</th><th>環境行政（公害対策等）</th><th>清掃行政</th></tr>
<tr><td rowspan="2">令和元年</td><td colspan="2">・4/1 福井市の中核市移行に伴い、環境事務所内の所掌事務を再編
環境政策課、課内室：新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備室、環境廃棄物対策課が新設</td></tr>
<tr><td></td><td>・2 月「新ごみ処理施設整備基本計画」策定
・3 月「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂（中期版）
・3/31 環境省「都市鉱山からつくる！みんなのﾒﾀﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」の終了に伴い小型家電の提供を終了
・6/3 岡保地区と「福井市新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（仮称）建設立地に関する協定書」を締結
・10/1 し尿収集運搬手数料改定、18 ﾘｯﾄﾙまでごとに 176 円
し尿及び浄化槽汚泥処理手数料、180 ﾘｯﾄﾙまでごとに 27.5 円
(消費税率変更に伴う改定)
・11 月「循環型社会形成推進地域計画」変更
・12/2.18 食べきり運動街頭啓発</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2 年</td><td colspan="2">・4/1 所掌事務を再編し、環境事務所の体制を整備、環境政策課新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備室を新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備課に変更
・4/1 浄化槽・し尿処理に関する事務を環境政策課に移管（企業局へ事務の一部を委任）</td></tr>
<tr><td></td><td>・3 月、12 月ﾌｰﾄﾞﾄﾞﾗｲﾌﾞの実施(令和 2 年～4 年まで大規模なもの年 2 回開催)
・10/1 ふくい優ｴｺ事業所認定 51 事業所へ
・11/5 福井市新ごみ処理施設 PFI 等選定委員会を設置
・12/25（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針を公表</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3 年</td><td colspan="2">・4/1 機構改革により、新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備課を「新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ整備課」に変更</td></tr>
<tr><td>・3 月「福井市環境基本計画」の改定
・3 月「ｾﾞﾛｶｰﾎﾞﾝｼﾃｨ」の宣言</td><td>・1 月ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰに「わけるば」を開設
・4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第 12 期：100 名）
・6/1 福井市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書の公告・縦覧
・6/1 福井都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更の告示
・7/1（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る入札公告
・9/22 新ごみ処理施設整備に係る調整池整備工事着工
・12/2 食べきり運動及びﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4 年</td><td></td><td>・1 月「循環型社会形成推進地域計画」策定
・1/14（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る落札者の決定及び公表
・1/14 福井市新ごみ処理施設 PFI 等選定委員会を廃止
・2 月「福井市災害ごみ処理ﾏﾆｭｱﾙ」策定
・3/23（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業について、設計、施工及び運営を一括して契約（DBO 方式）
・3/24（仮称）新ごみ処理施設建設工事着工
・3/24 新ごみ処理施設整備に係る敷地造成工事着工</td></tr>
<tr><td colspan="2">・4/1 機構改革により、市民生活部環境事務所新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ整備課を「市民生活部新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ建設事務所」に変更</td></tr>
</table>

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
4年		・3/25 岡保地区、殿下町、寮町と新ごみ処理施設に関する公害防止協定を締結 ・5/12（一社）福井県産業資源循環協会と「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結 ・11/11 新ごみ処理施設整備に係る調整池整備工事完了 ・12/9「循環型社会形成推進地域計画」変更 ・8/1㈱増田喜福井営業所「わけるば」での回収品目変更（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装、蛍光灯を回収対象外に変更）
5年		・3/７永平寺町吉野地区と新ごみ処理施設に関する公害防止協定を締結 ・3/７永平寺町吉野地区と旧東山ｾﾝﾀｰの管理に関する覚書を締結 ・6月､9月､12月ﾌｰﾄﾞﾄﾞﾗｲﾌﾞの実施(令和5年～大規模なもの年3回へ) ・9/27「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」において､路上喫煙禁止区域内での喫煙の禁止を規定（令和 6 年 3 月 1 日施行） ・9月雑がみ分別袋の配布（小・中学校） ・12/1 路上喫煙禁止街頭啓発 ・12/5「循環型社会形成推進地域計画」変更
6年		・3/9(仮称)新ごみ処理施設建設工事起工式 ・3/27 新ごみ処理施設整備に係る敷地造成工事完了

第２部　大気関係資料

１　環境基準等

（１）大気汚染に係る環境基準

物　質　名	環　境　基　準
二酸化硫黄	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、 かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、 かつ、１時間値が 0.20mg/㎥以下であること。
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	１時間値が 0.06ppm 以下であること。
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、 かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。
ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/㎥以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が 0.13mg/㎥以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/㎥以下であること。
ジクロロメタン	１年平均値が 0.15mg/㎥以下であること。
微小粒子状物質	１年平均値が 15μg/㎥以下であり、 かつ、１日平均値が 35μg/㎥以下であること。

（２）環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物　質　名	指　針　値
アクリロニトリル	１年平均値が２　μg/㎥以下であること。
アセトアルデヒド	１年平均値が 120　μg/㎥以下であること。
塩化ビニルモノマー	１年平均値が 10　μg/㎥以下であること。
塩化メチル	１年平均値が 94　μg/㎥以下であること。
クロロホルム	１年平均値が 18　μg/㎥以下であること。
1,2-ジクロロエタン	１年平均値が 1.6　μg/㎥以下であること。
水銀及びその化合物	１年平均値が 0.04　μgHｇ/㎥以下であること。
ニッケル化合物	１年平均値が 0.025　μgNｉ/㎥以下であること。
砒素及びその化合物	１年平均値が　0.006　μgAｓ/㎥以下であること。
1,3-ブタジエン	１年平均値が 2.5　μg/㎥以下であること。
マンガン及びその化合物	１年平均値が　0.14　μgMn/㎥以下であること。

2　測定体制

（1） 測定局位置図

管理者	設置位置	測定局数
市	■	6

※測定局には、大気の汚染状況を監視する一般環境大気測定局と、自動車排出ガスによる汚染状況を監視する自動車排出ガス測定局がある。
※福井局、自排福井局では有害大気汚染物質の測定も行っている。

（2） 測定局測定項目

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	風向	風速	オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	温度	湿度	塩化水素
一般局	1	石 橋 局	市	○	○		○	○	○	○						
	2	福 井 局	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	3	岡 保 局	市	○	○		○	○	○	○	○					○
クリーンセンター局	4	吉 野 局	市	○	○		○	○	○	○						○
	5	松 岡 局	市	○	○		○	○	○	○						○
自排局	6	自排福井局	市		○	○	○	○	○	○		○	○			

※福井市の中核市移行に伴い、福井局及び自排福井局は、平成 31 年 4 月 1 日より県から市へ移管された。

※岡保局は、クリーンセンター局も兼ねる。

３　測定結果

３－１　二酸化硫黄月別結果表

（１）　一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項　目 / 月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年 間
石橋	／	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	29	31	363
		測定時間数	712	735	712	729	729	713	736	711	734	726	690	738	8665
		平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		１時間値の最高値(ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	0.002	0.003	0.007	0.002	0.007
		日平均値の最高値(ppm)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	29	31	364
		測定時間数	713	734	713	727	727	712	736	712	736	736	683	737	8666
		平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001
		１時間値の最高値(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.004	0.002	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.005	0.006	0.006
		日平均値の最高値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002
岡保	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	28	31	363
		測定時間数	713	734	713	728	725	712	735	712	736	735	681	735	8659
		平均値 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		１時間値の最高値(ppm)	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.003	0.005	0.001	0.005
		日平均値の最高値(ppm)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002

※　岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

（２）　福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年 間
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	28	31	363
		測定時間数	713	736	712	729	728	712	736	710	737	734	679	736	8662
		平均値 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		１時間値の最高値(ppm)	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.004	0.005	0.001	0.005
		日平均値の最高値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
松岡	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	29	31	363
		測定時間数	713	738	715	731	729	714	737	715	739	726	688	736	8681
		平均値 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		１時間値の最高値(ppm)	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.001	0.003
		日平均値の最高値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001

３－２　二酸化窒素月別結果表

（1）　一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項　目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
石橋	／	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	28	30	29	31	360
		測定時間数	712	735	712	729	728	712	736	711	672	727	687	736	8597
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		1時間値の最高値(ppm)	0.009	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.009	0.005	0.011	0.010	0.009	0.011	0.011
		日平均値の最高値(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	30	30	31	29	31	30	31	30	29	31	363
		測定時間数	712	737	711	729	734	704	737	711	736	726	688	737	8662
		平均値 (ppm)	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.005	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004
		1時間値の最高値(ppm)	0.014	0.010	0.011	0.010	0.009	0.011	0.013	0.019	0.026	0.027	0.020	0.022	0.027
		日平均値の最高値(ppm)	0.007	0.005	0.006	0.004	0.004	0.007	0.007	0.009	0.013	0.013	0.010	0.010	0.013
岡保	市街化調整	有効測定日数	29	31	29	30	30	29	31	30	31	31	28	31	360
		測定時間数	707	736	705	729	725	706	738	713	739	737	680	736	8651
		平均値 (ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
		1時間値の最高値(ppm)	0.012	0.009	0.009	0.006	0.013	0.011	0.009	0.014	0.020	0.027	0.026	0.021	0.027
		日平均値の最高値(ppm)	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.009	0.010	0.009	0.008	0.010

※　岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

（2）　自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項　目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	30	30	30	31	28	31	30	31	31	28	31	361
		測定時間数	713	725	712	729	735	694	736	712	737	731	678	737	8639
		平均値 (ppm)	0.007	0.005	0.006	0.005	0.003	0.005	0.006	0.008	0.009	0.008	0.007	0.008	0.006
		1時間値の最高値(ppm)	0.027	0.019	0.026	0.019	0.014	0.015	0.029	0.027	0.028	0.029	0.025	0.028	0.029
		日平均値の最高値(ppm)	0.014	0.011	0.011	0.007	0.006	0.009	0.011	0.013	0.016	0.019	0.012	0.015	0.019

（3）　福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項　目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	27	31	362
		測定時間数	713	736	712	729	725	712	735	712	736	735	675	737	8657
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		1時間値の最高値(ppm)	0.010	0.009	0.007	0.005	0.006	0.008	0.010	0.012	0.011	0.016	0.017	0.016	0.017
		日平均値の最高値(ppm)	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.007	0.005	0.007
松岡	市街化調整	有効測定日数	29	31	30	30	30	28	31	30	31	31	28	31	360
		測定時間数	705	736	715	731	727	677	734	710	737	735	678	735	8620
		平均値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		1時間値の最高値(ppm)	0.010	0.008	0.007	0.007	0.005	0.007	0.007	0.012	0.015	0.012	0.018	0.015	0.018
		日平均値の最高値(ppm)	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.005	0.005	0.007	0.005	0.007

３－３　浮遊粒子状物質月別結果表

（1）　一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
石橋	／	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	29	31	363
		測定時間数	718	742	715	735	738	719	742	718	740	734	693	742	8736
		平均値 (mg/m^3)	0.019	0.015	0.014	0.016	0.013	0.014	0.009	0.012	0.009	0.008	0.007	0.013	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m^3)	0.095	0.072	0.042	0.071	0.056	0.038	0.030	0.033	0.039	0.029	0.030	0.051	0.095
		日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.048	0.039	0.023	0.026	0.022	0.024	0.015	0.026	0.023	0.015	0.015	0.034	0.048
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	29	31	364
		測定時間数	719	743	717	734	735	718	743	718	742	743	690	743	8745
		平均値 (mg/m^3)	0.016	0.013	0.014	0.017	0.013	0.014	0.010	0.011	0.009	0.008	0.007	0.010	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m^3)	0.061	0.044	0.043	0.068	0.053	0.035	0.025	0.032	0.031	0.028	0.031	0.043	0.068
		日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.034	0.028	0.024	0.029	0.026	0.022	0.015	0.026	0.021	0.014	0.014	0.026	0.034
岡保	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	28	31	363
		測定時間数	719	743	719	735	732	718	741	718	743	742	687	742	8739
		平均値 (mg/m^3)	0.016	0.014	0.014	0.017	0.013	0.015	0.010	0.012	0.009	0.008	0.007	0.012	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m^3)	0.056	0.047	0.035	0.064	0.044	0.044	0.031	0.042	0.058	0.054	0.026	0.037	0.064
		日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.034	0.031	0.023	0.029	0.023	0.027	0.015	0.026	0.021	0.014	0.014	0.026	0.034

※　岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

（2）　自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	31	29	31	30	31	31	28	31	363
		測定時間数	719	742	716	734	740	708	743	719	743	741	684	743	8732
		平均値 (mg/m^3)	0.016	0.013	0.014	0.017	0.013	0.014	0.010	0.011	0.008	0.007	0.007	0.011	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m^3)	0.065	0.050	0.043	0.070	0.076	0.064	0.024	0.030	0.028	0.032	0.026	0.061	0.076
		日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.035	0.030	0.022	0.029	0.024	0.020	0.015	0.025	0.022	0.016	0.015	0.025	0.035

（3）　福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	28	31	363
		測定時間数	719	743	718	732	732	713	742	718	743	741	685	743	8729
		平均値 (mg/m^3)	0.016	0.013	0.014	0.016	0.012	0.014	0.009	0.010	0.007	0.006	0.006	0.010	0.011
		1時間値の最高値 (mg/m^3)	0.064	0.042	0.066	0.081	0.052	0.095	0.025	0.030	0.033	0.018	0.017	0.037	0.095
		日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.034	0.029	0.022	0.024	0.021	0.023	0.014	0.023	0.021	0.013	0.013	0.026	0.034
松岡	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	29	31	363
		測定時間数	719	743	717	735	734	718	742	719	743	732	694	742	8738
		平均値 (mg/m^3)	0.016	0.013	0.013	0.015	0.011	0.013	0.009	0.010	0.007	0.006	0.006	0.010	0.011
		1時間値の最高値 (mg/m^3)	0.070	0.047	0.047	0.062	0.036	0.032	0.021	0.028	0.030	0.019	0.043	0.040	0.070
		日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.037	0.031	0.021	0.028	0.021	0.022	0.013	0.023	0.020	0.012	0.013	0.026	0.037

３－４　光化学オキシダント月別結果表

（1）　一般環境大気測定局

※昼間：5:00～20:00までの時間帯

測定局名	用途地域	項目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
福井	第一種住居	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
		昼間の測定時間数	449	464	449	456	463	442	464	448	457	464	430	460	5446
		昼間の平均値 (ppm)	0.049	0.050	0.043	0.036	0.027	0.031	0.034	0.034	0.026	0.026	0.035	0.043	0.036
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	59	90	65	27	0	0	8	13	0	0	0	22	284
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.077	0.091	0.084	0.079	0.058	0.059	0.069	0.070	0.047	0.047	0.051	0.072	0.091
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.060	0.061	0.055	0.049	0.039	0.044	0.050	0.048	0.038	0.035	0.044	0.052	0.048
岡保	市街化調整	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
		昼間の測定時間数	449	464	449	456	456	448	463	448	458	463	425	459	5438
		昼間の平均値 (ppm)	0.046	0.046	0.038	0.032	0.023	0.026	0.029	0.030	0.026	0.030	0.035	0.041	0.033
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	25	56	46	9	0	0	1	3	0	0	0	12	152
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.071	0.087	0.080	0.074	0.053	0.052	0.062	0.065	0.046	0.049	0.048	0.068	0.087
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.057	0.057	0.050	0.043	0.034	0.039	0.045	0.043	0.038	0.040	0.044	0.051	0.045

３－５　一酸化炭素月別結果表

（1）　自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	31	27	27	29	29	31	21	17	333
		測定時間数	717	741	717	722	740	663	659	705	726	740	511	413	8054
		平均値 (ppm)	0.4	0.4	0.2	0.4	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
		1時間値の最高値 (ppm)	0.6	0.6	0.7	0.6	0.8	0.7	0.5	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8
		日平均値の最高値 (ppm)	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5	0.6

３－６　炭化水素月別結果表

＜非メタン炭化水素＞

（1）　一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目／月		R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
福井	第一種住居	測定時間数		708	731	710	729	730	709	732	709	732	732	686	703	8611
		平均値 (ppmC)		0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.08	0.08	0.08	0.09	0.07	0.06	0.08	0.07
		6～9時平均値 (ppmC)		0.09	0.07	0.08	0.10	0.08	0.09	0.10	0.09	0.10	0.08	0.08	0.09	0.09
		6～9時測定日数		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	30	365
		6～9時・3時間平均値	最高値(ppmC)	0.16	0.15	0.13	0.16	0.13	0.16	0.18	0.19	0.21	0.19	0.19	0.19	0.21
			最低値(ppmC)	0.02	0.02	0.03	0.05	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01	0.03	0.02	0.01
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（2）　自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目／月		R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	測定時間数		710	731	709	726	731	706	734	705	733	731	658	736	8610
		平均値 (ppmC)		0.07	0.06	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.07	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06
		6～9時平均値 (ppmC)		0.09	0.08	0.08	0.09	0.07	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.08	0.09	0.08
		6～9時測定日数		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		6～9時・3時間平均値	最高値(ppmC)	0.20	0.20	0.18	0.24	0.14	0.19	0.19	0.17	0.18	0.15	0.20	0.20	0.24
			最低値(ppmC)	0.02	0.03	0.03	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.03	0.01
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

３－７　微小粒子状物質月別結果表

（１）　一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
福井	第一種住居	有効測定日数	30	29	30	29	31	27	31	27	31	28	29	29	351
		平均値 (μg/㎥)	11.8	10.3	9.6	10.7	7.2	8.5	7.1	8.4	6.8	6.1	5.1	8.9	8.4
		日平均値の最高値 (μg/㎥)	22.1	22.3	17.9	18.8	11.3	13.2	11.7	20.2	14.2	12.3	12.4	19.2	22.3
		日平均値が35ug/㎥を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（２）　自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目／月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	29	30	29	31	27	31	28	31	28	29	29	352
		平均値 (μg/㎥)	11.4	9.7	9.2	10.3	6.5	8.0	6.8	7.6	5.7	5.1	4.4	8.1	7.7
		日平均値の最高値 (μg/㎥)	20.7	22.7	17.8	17.9	11.2	13.0	11.8	20.4	14.0	13.8	13.1	18.0	22.7
		日平均値が35ug/m3を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

３－８　有害大気汚染物質結果表

（令和５年度）

（単位：　μｇ／㎥　※　ｎｇ／㎥）

地域分類	一般環境			沿道		
測定地点	福井局			自排福井局		
物質名	平均	最小	最大	平均	最小	最大
テトラクロロエチレン	0.021	(0.010)	0.034	0.019	(0.011)	0.032
トリクロロエチレン	0.22	(0.012)	0.53	0.27	(0.012)	0.81
ベンゼン	0.50	0.21	0.78	0.52	0.26	0.74
ジクロロメタン	1.1	0.44	2.3	1.2	0.47	2.0
アクリロニトリル	0.009	(< 0.005)	0.018	0.008	(< 0.005)	(0.012)
塩化ビニルモノマー	0.030	(< 0.004)	0.14	0.036	(< 0.004)	0.20
クロロホルム	0.15	0.10	0.21	0.16	0.098	0.23
１，２－ジクロロエタン	0.11	0.031	0.41	0.11	0.028	0.42
水銀及びその化合物　※	1.8	1.6	2.0			
ニッケル化合物　※	1.6	0.86	2.2			
ヒ素及びその化合物　※	0.63	0.11	1.1			
１，３－ブタジエン	0.042	0.018	0.073	0.041	0.019	0.067
マンガン及びその化合物　※	8.2	2.6	16			
アセトアルデヒド	0.77	0.52	0.90	1.0	(< 0.006)	1.8
塩化メチル	1.4	1.2	1.7	1.4	1.2	1.7
クロム及びその化合物　※	1.0	0.73	1.5			
酸化エチレン	0.036	0.014	0.068			
トルエン	4.4	1.4	8.7	4.2	1.4	10
ベリリウム及びその化合物　※	(0.008)	(< 0.011)	(< 0.014)			
ベンゾ[ａ]ピレン　※	0.048	0.014	0.079	0.084	0.035	0.16
ホルムアルデヒド	0.91	0.50	1.5	0.69	(< 0.004)	1.1

①年平均値について：

・月ごとの測定値が検出下限値未満のときは、当該測定における測定結果を検出下限値の１/２として年平均値を算出した。

・年平均値が、各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

②濃度範囲（最小値～最大値）について：

・最小値又は最大値の値が、検出下限値未満であった場合は、『（<該当月の検出下限値）』として表示している。

・最小値又は最大値の値が、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『（測定値）』として表示している。

４　大気汚染防止法等に基づく特定施設届出状況

（１）　大気汚染防止法に基づく特定施設

＜ばい煙発生施設＞

（令和6年3月31日現在）

政令別表第１	施設		施設数	工場数
第　１　項	ボイラー		337	122
第　５　項	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉		13	2
第１１項	乾燥炉		15	11
第１３項	廃棄物焼却炉		9	5
第１９項	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設		8	2
第２７項	硝酸の製造の用に供する吸収施設		0	0
第２９項	ガスタービン	電気事業法・ガス事業法対象外	2	2
		電気事業法・ガス事業法対象	38	33
第３０項	ディーゼル機関	電気事業法・ガス事業法対象外	23	10
		電気事業法・ガス事業法対象	104	77
合計			547	217

＜一般粉じん発生施設＞

（令和6年3月31日現在）

政令別表第２	施設	施設数	工場数
第　２　項	堆積場	13	12
第　３　項	ベルトコンベア	42	13
第　４　項	破砕機及び摩砕機	19	6
第　５　項	ふるい	5	2
合計		79	17

＜揮発性有機化合物排出施設＞

（令和6年3月31日現在）

政令別表第１－２	施設	施設数	工場数
第　１　項	乾燥施設（化学製品製造用）	3	1
第　２　項	塗装施設	2	1
合計		5	2

＜水銀排出施設＞

（令和6年3月31日現在）

省令別表第３－３	施設	施設数	工場数
第８項	廃棄物焼却炉（一般廃棄物）	3	1
	廃棄物焼却炉（産業廃棄物）	6	4
合計		9	5

（２）　福井県公害防止条例に基づく特定施設(平成９年３月施行）

＜ばい煙に係る特定施設＞

（令和6年3月31日現在）

施設	施設数	工場数
金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	15	6
廃棄物焼却炉	9	5
塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設	13	5
合計	37	16

＜炭化水素に係る特定施設＞

（令和6年3月31日現在）

施設	施設数	工場数
燃料小売業の用に供する地下タンク （燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	32	12
合計	32	12

第３部　水質関係資料

１　公共用水域に係る環境基準等

（1）人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基準値	項　　目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1，4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

（別表）要監視項目及び指針値

項　　目	指針値	項　　目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン(CNP) ［注1］	－
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル ［注2］	－
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシン銅（有機銅）	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
ＥＰＮ	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) ［注3］			0.00005 mg/L以下

(注1) 胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。
(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。
(注3) PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川

項目 類型	利用目的の 適　応　性	基　準　値					参　考
		水素ｲｵﾝ濃度 （pH）	生物化学的酸素要求量 （BOD）	浮遊物質量 （SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数	市内における 該当河川
AA	水道１級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	
A	水道２級 水産１級 水　浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	九頭竜川(中流) 足羽川　(上流) 荒　川　(上流) 天王川
B	水道３級 水産２級	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下	九頭竜川(下流) 日野川　(下流) 足羽川　(下流) 荒　川　(下流) 底喰川　(上流)
C	水産３級 工業用水１級	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	―	
D	工業用水２級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	―	底喰川　(下流) 狐　川　(下流)
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	―	

備考　１．基準値は、日間平均値とする
　　　２．農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする
　　　　（湖沼もこれに準ずる）

(注)　１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　　２．水　　道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　　　　〃　　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　　　　〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　　３．水　　産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並び水産２級並び水産３級の水産生物用
　　　　　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　　　　〃　　３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　　　４．工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　　　　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　　　　〃　　３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　　５．環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

② 海域

項目 類型	利用目的の 適　応　性	基　準　値					参　考
		水素ｲｵﾝ濃度 （pH）	化学的酸素要求量 （COD）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質 （油分等）	該当海域
A	水産１級 水　浴 自然環境保全	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下	検出され ないこと	福井市地先海域
B	水産２級 工業用水	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	―	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	―	―	

備考　１．基準値は、日間平均値とする

(注)　１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　　２．水　　産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産物用及び水産２級水産生物用
　　　　　〃　　２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
　　　３．環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

（3） 水生生物保全水質環境基準

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（mg/L以下）		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04
海域	生物A	水生生物の生育する水域	0.02	0.001	0.01
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01	0.0007	0.006

備考　基準値は、日間平均値とする

（別表）要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値（mg/L）	項目	水域	類型	指針値（mg/L）
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7	4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001
		生物特A	0.006			生物特A	0.0007
		生物B	3			生物B	0.004
		生物特B	3			生物特B	0.003
	海域	生物A	0.8		海域	生物A	0.0009
		生物特A	0.8			生物特A	0.0004
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05	アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02
		生物特A	0.01			生物特A	0.02
		生物B	0.08			生物B	0.02
		生物特B	0.01			生物特B	0.02
	海域	生物A	2		海域	生物A	0.1
		生物特A	0.2			生物特A	0.1
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1	2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03
		生物特A	1			生物特A	0.003
		生物B	1			生物B	0.03
		生物特B	1			生物特B	0.02
	海域	生物A	0.3		海域	生物A	0.02
		生物特A	0.03			生物特A	0.01

2　公共用水域調査地点

（1）公共用水域水質調査地点図

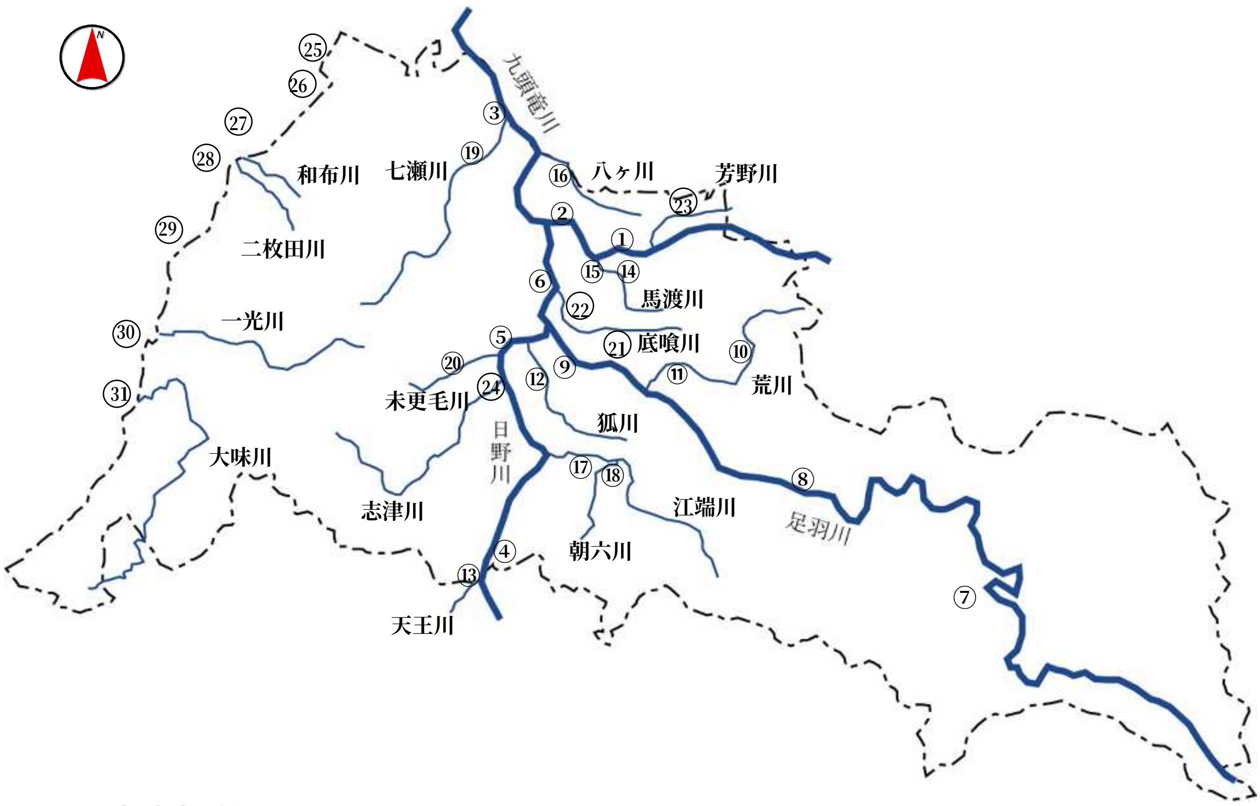

（2）調査地点詳細

番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	海域名	調査地点	調査機関
1	九頭竜川	中角橋	◎	13	天王川	末端	○	25	石橋地先		○
2	〃	高屋橋	◎	14	馬渡川	馬渡北橋	○	26	浜住地先		○
3	〃	布施田橋	◎	15	〃	馬渡大橋	○	27	亀島地先		○
4	日野川	清水山橋	○	16	八ヶ川	水門	○	28	菅生地先		○
5	〃	日光橋	◎	17	江端川	江守橋	○	29	三本木川地先		○
6	〃	明治橋	◎	18	朝六川	大島新橋	○	30	一光川地先		○
7	足羽川	美山橋	○	19	七瀬川	御鷹橋	○	31	大味川地先		○
8	〃	天神橋	○	20	未更毛川	やすだ橋	○				
9	〃	水越橋	○	21	底喰川	護国橋	○				
10	荒川	東今泉橋	○	22	〃	西野橋	○				
11	〃	水門	○	23	芳野川	古市ふれあい橋	○				
12	狐川	狐橋	○	24	志津川	水門	○				

（注）調査機関　◎…国土交通省　○…福井市

（1） 河川

（令和５年度）

	河川名称	九頭竜川水系														
		九頭竜川					九頭竜川					九頭竜川				
	調査地点	中角橋					高屋橋					布施田橋				
	環境基準点	＊										＊				
	水域類型	A					A					B				
	調査機関	国土交通省					国土交通省					国土交通省				
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	pH	7.5	7.4	～	7.7	0/12	7.5	7.4	～	7.6	0/4	7.5	7.3	～	7.7	0/12
	DO	11	8.0	～	13	0/12	10	7.4	～	12	0/4	9.6	7.2	～	13	0/12
	BOD	0.6(0.7)	< 0.5	～	0.8	0/12	0.6 (0.6)	<0.5	～	0.6	0/4	0.6 (0.6)	< 0.5	～	0.8	0/12
	COD	1.6	1.2	～	2.3	0/12	2.0	1.6	～	2.2	0/4	2.2	1.5	～	3.1	0/12
	SS	3	1	～	6	0/12	4	2	～	5	0/4	6	3	～	16	0/12
	大腸菌数	83(66)	3	～	390	0/12	93(77)	25	～	200	0/4	170(260)	11	～	530	2/12
	油分	< 0.5		～	< 0.5	0/1										
	全窒素															
	全リン															
健康項目	カドミウム	< 0.001		～	< 0.001	0/4						< 0.001		～	< 0.001	0/2
	全シアン	< 0.1		～	< 0.1	0/4						< 0.1		～	< 0.1	0/2
	鉛	< 0.002		～	< 0.002	0/4						< 0.002		～	< 0.002	0/4
	六価クロム	< 0.01		～	< 0.01	0/4						< 0.01		～	< 0.01	0/2
	砒素	< 0.005		～	< 0.005	0/4						< 0.005		～	< 0.005	0/2
	総水銀	< 0.0005		～	< 0.0005	0/4						< 0.0005		～	< 0.0005	0/2
	アルキル水銀															
	PCB	< 0.0005		～	< 0.0005	0/1						< 0.0005		～	< 0.0005	0/1
	ジクロロメタン	< 0.002		～	< 0.002	0/4						< 0.002		～	< 0.002	0/2
	四塩化炭素	< 0.0002		～	< 0.0002	0/4						< 0.0002		～	< 0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004		～	< 0.0004	0/4						< 0.0004		～	< 0.0004	0/2
	1,1-ジクロロエチレン	< 0.002		～	< 0.002	0/4						< 0.002		～	< 0.002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.004		～	< 0.004	0/4						< 0.004		～	< 0.004	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005		～	< 0.0005	0/4						< 0.0005		～	< 0.0005	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006		～	< 0.0006	0/4						< 0.0006		～	< 0.0006	0/2
	トリクロロエチレン	< 0.001		～	< 0.001	0/4						< 0.001		～	< 0.001	0/2
	テトラクロロエチレン	< 0.0005		～	< 0.0005	0/4						< 0.0005		～	< 0.0005	0/2
	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002		～	< 0.0002	0/1						< 0.0002		～	< 0.0002	0/1
	チウラム	< 0.0006		～	< 0.0006	0/1						< 0.0006		～	< 0.0006	0/1
	シマジン（CAT）	< 0.0003		～	< 0.0003	0/1						< 0.0003		～	< 0.0003	0/1
	チオベンカルブ	< 0.002		～	< 0.002	0/1						< 0.002		～	< 0.002	0/1
	ベンゼン	< 0.001		～	< 0.001	0/4						< 0.001		～	< 0.001	0/2
	セレン	< 0.002		～	< 0.002	0/4						< 0.002		～	< 0.002	0/2
	（硝酸性窒素）	0.32	0.23	～	0.44	-/4						0.46	0.45	～	0.47	-/2
	（亜硝酸性窒素）	< 0.01		～	< 0.01	-/4						0.02	0.01	～	0.02	-/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.33	0.24	～	0.45	0/4						0.48	0.47	～	0.48	0/2
	ふっ素	< 0.1		～	< 0.1	0/4						< 0.1	< 0.1	～	< 0.1	0/2
	ほう素	< 0.02	< 0.02	～	< 0.02	0/4						0.05	< 0.02	～	0.13	0/4
	1,4-ジオキサン	< 0.005		～	< 0.005	0/4						< 0.005		～	< 0.005	0/2
要監視項目	クロロホルム	< 0.003		～	< 0.003	0/2						< 0.003		～	< 0.003	0/1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.004		～	< 0.004	0/1										
	1,2-ジクロロプロパン	< 0.006		～	< 0.006	0/1										
	p-ジクロロベンゼン	< 0.02		～	< 0.02	0/1										
	イソキサチオン	< 0.0008		～	< 0.0008	0/1										
	ダイアジノン	< 0.0005		～	< 0.0005	0/1										
	フェニトロチオン	< 0.0003		～	< 0.0003	0/1										
	イソプロチオラン	< 0.004		～	< 0.004	0/1										
	オキシン銅	< 0.004		～	< 0.004	0/1										
	クロロタロニル	< 0.005		～	< 0.005	0/1										
	プロピザミド	< 0.0008		～	< 0.0008	0/1										
	EPN	< 0.0006		～	< 0.0006	0/1										
	ジクロルボス	< 0.0008		～	< 0.0008	0/1										
	フェノブカルブ	< 0.003		～	< 0.003	0/1										
	イプロベンホス	< 0.0008		～	< 0.0008	0/1										
	クロルニトロフェン	< 0.0001		～	< 0.0001	-/1										
	トルエン	< 0.06		～	< 0.06	0/1										
	キシレン	< 0.04		～	< 0.04	0/1										
	フタル酸ジエチルヘキシル	< 0.006		～	< 0.006	0/1										
	ニッケル	< 0.005		～	< 0.005	-/1	< 0.005		～	< 0.005	-/2	< 0.005		～	< 0.005	-/2
	モリブデン	< 0.01		～	< 0.01	0/1										
	アンチモン	< 0.001		～	< 0.001	0/1	< 0.001		～	< 0.005	0/2	0.001	< 0.001	～	0.001	0/2
	塩化ビニルモノマー	< 0.0002		～	< 0.0002	0/1										
	エピクロロヒドリン	< 0.0001		～	< 0.0001	0/1										
	全マンガン	< 0.02		～	< 0.02	0/1										
	ウラン	< 0.0002		～	< 0.0002	0/1										
	PFOS及びPFOA	< 0.000005		～	< 0.000005	0/1	< 0.000005		～	< 0.000005	0/1	< 0.000005		～	< 0.000005	0/1
水生生物保全項目	全亜鉛	0.002	0.002	～	0.003	-/2						0.0035	0.003	～	0.004	-/2
	ノニルフェノール	< 0.00006		～	< 0.00006	-/2						< 0.00006		～	< 0.00006	-/2
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	< 0.0006		～	< 0.0006	-/2						0.0007	0.0006	～	0.0007	-/2
	クロロホルム	< 0.003		～	< 0.003	-/2						< 0.003		～	< 0.003	-/1
	フェノール	< 0.005		～	< 0.005	-/1										
	ホルムアルデヒド	< 0.01		～	< 0.01	-/1										
	4-t-オクチルフェノール															
	アニリン															
	2,4-ジクロロフェノール															
特殊項目等	フェノール類	< 0.01		～	< 0.01	-/1										
	銅	< 0.01		～	< 0.01	-/1	< 0.01		～	< 0.01	-/1	< 0.01		～	< 0.01	-/2
	溶解性鉄	< 0.1		～	< 0.1	-/1						< 0.1		～	< 0.1	-/1
	溶解性マンガン	< 0.05		～	< 0.05	-/1						< 0.05		～	< 0.05	-/1
	クロム	< 0.02		～	< 0.02	-/1										
	塩化物イオン	4.3	3.2	～	6.8	-/12	26	3.9	～	74.7	-/4	136	7.7	～	623	-/12
	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素	0.04	0.03	～	0.05	-/4						0.15	0.10	～	0.20	-/2

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。BODの（）内は75%値。大腸菌数の（）内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九頭竜川水系														
		日野川					日野川					日野川				
調査地点		清水山橋					日光橋					明治橋				
環境基準点		*										*				
水域類型		B					B					B				
調査機関		福井市					国土交通省					国土交通省				
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	pH	7.4	7.2	～	7.5	0/12	7.3	7.2	～	7.4	0/4	7.4	7.2	～	7.6	0/12
	DO	9.9	7.9	～	12	0/12	9.3	6.6	～	12	0/4	9.5	6.1	～	12	0/12
	BOD	0.9(1.1)	<0.5	～	1.6	0/12	0.8 (1.1)	0.6	～	1.3	0/4	0.8(1.0)	<0.5	～	2.0	0/12
	COD	2.5	1.4	～	3.9	-/12	3.6	2.4	～	4.2	-/4	2.9	1.6	～	5.4	-/12
	SS	9	2	～	51	1/12	10	4	～	16	0/4	10	4	～	24	0/12
	大腸菌数	170(310)	5	～	530	0/12	230(210)	12	～	650	0/4	320(390)	4	～	1,500	0/12
	油分											<0.5		～	<0.5	0/1
	全窒素															
	全リン															
健康項目	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/2						< 0.001		～	< 0.001	0/4
	全シアン	<0.1		～	<0.1	0/2						< 0.1		～	< 0.1	0/4
	鉛	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	< 0.002	0/2	< 0.002		～	< 0.002	0/4
	六価クロム											< 0.01		～	< 0.01	0/4
	砒素	<0.005		～	<0.005	0/2						< 0.005		～	< 0.005	0/4
	総水銀	<0.0005		～	<0.0005	0/2						< 0.0005		～	< 0.0005	0/4
	アルキル水銀															
	PCB	<0.0005		～	<0.0005	0/1						< 0.0005		～	< 0.0005	0/1
	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/2						< 0.002		～	< 0.002	0/4
	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/2						< 0.0002		～	< 0.0002	0/4
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/2						< 0.0004		～	< 0.0004	0/4
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/2						< 0.002		～	< 0.002	0/4
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/2						< 0.004		～	< 0.004	0/4
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/2						< 0.0005		～	< 0.0005	0/4
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/2						< 0.0006		～	< 0.0006	0/4
	トリクロロエチレン	<0.001		～	<0.001	0/2						< 0.001		～	< 0.001	0/4
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/2						< 0.0005		～	< 0.0005	0/4
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/2						< 0.0002		～	< 0.0002	0/1
	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/2						< 0.0006		～	< 0.0006	0/1
	シマジン（CAT）	<0.0003		～	<0.0003	0/2						< 0.0003		～	< 0.0003	0/1
	チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/2						< 0.002		～	< 0.002	0/1
	ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/2						< 0.001		～	< 0.001	0/4
	セレン	<0.002		～	<0.002	0/2						< 0.002		～	< 0.002	0/4
	（硝酸性窒素）	1.7	1.2	～	2.2	-/2						0.79	0.56	～	1.0	-/4
	（亜硝酸性窒素）	0.22	0.05	～	0.39	-/2						0.05	0.01	～	0.08	-/4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.0	1.3	～	2.6	0/2						0.85	0.57	～	1.1	0/4
	ふっ素	0.1	0.1	～	0.1	0/2						<0.1		～	< 0.1	0/4
	ほう素	<0.02		～	<0.02	0/2						0.03	< 0.02	～	0.03	0/4
	1,4-ジオキサン	<0.005		～	<0.005	0/2						< 0.005		～	< 0.005	0/4
要監視項目	クロロホルム											< 0.003		～	< 0.003	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン											< 0.004		～	< 0.004	0/1
	1,2-ジクロロプロペン											< 0.006		～	< 0.006	0/1
	p-ジクロロベンゼン											< 0.02		～	< 0.02	0/1
	イソキサチオン											< 0.0008		～	< 0.0008	0/1
	ダイアジノン											< 0.0005		～	< 0.0005	0/1
	フェニトロチオン											< 0.0003		～	< 0.0003	0/1
	イソプロチオラン											< 0.004		～	< 0.004	0/1
	オキシン銅											< 0.004		～	< 0.004	0/1
	クロロタロニル											< 0.005		～	< 0.005	0/1
	プロピザミド											< 0.0008		～	< 0.0008	0/1
	EPN											< 0.0006		～	< 0.0006	0/1
	ジクロルボス											< 0.0008		～	< 0.0008	0/1
	フェノブカルブ											< 0.003		～	< 0.003	0/1
	イプロベンホス											< 0.0008		～	< 0.0008	0/1
	クロルニトロフェン											< 0.0001		～	< 0.0001	0/1
	トルエン											< 0.06		～	< 0.06	0/1
	キシレン											< 0.04		～	< 0.04	0/1
	フタル酸ジエチルヘキシル											< 0.006		～	< 0.006	0/1
	ニッケル						< 0.005		～	< 0.005	-/2	< 0.005		～	< 0.005	-/1
	モリブデン											< 0.01		～	< 0.01	0/1
	アンチモン						< 0.001		～	< 0.001	0/2	< 0.001		～	< 0.001	0/2
	塩化ビニルモノマー											< 0.0002		～	< 0.0002	0/1
	エピクロロヒドリン											< 0.0001		～	< 0.0001	0/1
	全マンガン											0.08	0.06	～	0.09	0/2
	ウラン											< 0.0002		～	< 0.0002	0/1
	PFOS及びPFOA	<0.000005		～	<0.000005	0/1	<0.000005		～	<0.000005	0/1	<0.000005		～	<0.000005	0/1
水生生物保全項目	全亜鉛	0.006	0.005	～	0.006	-/2						0.0045	0.002	～	0.007	-/2
	ノニルフェノール	<0.00006		～	<0.00006	-/2						< 0.00006		～	< 0.00006	-/2
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	0.0006	<0.0006	～	0.0006	-/2						0.0008	<0.0006	～	0.0009	-/2
	クロロホルム	<0.003		～	<0.003	-/1						< 0.003		～	< 0.003	-/2
	フェノール	<0.005		～	<0.005	-/1						< 0.005		～	< 0.005	-/1
	ホルムアルデヒド	<0.01		～	<0.01	-/1						< 0.01		～	< 0.01	-/1
	4-t-オクチルフェノール	<0.00003		～	<0.00003	-/1										
	アニリン	<0.002		～	<0.002	-/1										
	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003		～	<0.0003	-/1										
特殊項目等	フェノール類											< 0.01		～	< 0.01	-/1
	銅						< 0.01		～	< 0.01	-/1	< 0.01		～	< 0.01	-/1
	溶解性鉄											< 0.1		～	< 0.1	-/1
	溶解性マンガン											< 0.05		～	< 0.05	-/1
	クロム											< 0.02		～	< 0.02	-/1
	塩化物イオン						16.2	13.4	～	23.4	-/4	30.6	7.9	～	97	-/12
	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素											0.16	0.26	～	0.63	-/4

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。BODの（）内は75%値。大腸菌数の（）内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九頭竜川水系								
		足羽川			足羽川			足羽川		
調査地点		美山橋			天神橋			水越橋		
環境基準点					*			*		
水域類型		A			A			B		
調査機関		福井市			福井市			福井市		
		平均	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n
一般項目	pH	7.7	7.6 ～ 8.0	0/6	7.8	7.5 ～ 8.2	0/12	7.5	7.4 ～ 7.6	0/12
	DO	10	9.1 ～ 12	0/6	10	8.4 ～ 12	0/12	10	6.7 ～ 13	0/12
	BOD	0.5(0.5)	<0.5 ～ 0.7	0/6	0.5(0.5)	<0.5 ～ 0.5	0/12	0.6(0.5)	<0.5 ～ 1.0	0/12
	COD	1.1	0.6 ～ 1.7	-/6	1.1	0.8 ～ 1.6	-/12	1.8	1.1 ～ 2.6	-/12
	SS	1	<1 ～ 2	0/6	2	<1 ～ 4	0/12	4	2 ～ 8	0/12
	大腸菌数	79(79)	～ 79	0/1	81(180)	24 ～ 230	0/12	120(200)	2 ～ 460	0/12
	油分									
	全窒素									
	全リン									
健康項目	カドミウム							<0.001	～ <0.001	0/2
	全シアン							<0.1	～ <0.1	0/2
	鉛							<0.002	～ <0.002	0/2
	六価クロム									
	砒素							<0.005	～ <0.005	0/2
	総水銀							<0.0005	～ <0.0005	0/2
	アルキル水銀									
	PCB							<0.0005	～ <0.0005	0/1
	ジクロロメタン							<0.002	～ <0.002	0/2
	四塩化炭素							<0.0002	～ <0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン							<0.0004	～ <0.0004	0/2
	1,1-ジクロロエチレン							<0.002	～ <0.002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン							<0.004	～ <0.004	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン							<0.0005	～ <0.0005	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン							<0.0006	～ <0.0006	0/2
	トリクロロエチレン							<0.001	～ <0.001	0/2
	テトラクロロエチレン							<0.0005	～ <0.0005	0/2
	1,3-ジクロロプロペン							<0.0002	～ <0.0002	0/2
	チウラム							<0.0006	～ <0.0006	0/2
	シマジン（CAT）							<0.0003	～ <0.0003	0/2
	チオベンカルブ							<0.002	～ <0.002	0/2
	ベンゼン							<0.001	～ <0.001	0/2
	セレン							<0.002	～ <0.002	0/2
	（硝酸性窒素）							0.31	0.29 ～ 0.33	-/2
	（亜硝酸性窒素）							<0.01	～ <0.01	-/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素							0.32	0.30 ～ 0.34	0/2
	ふっ素							0.1	<0.1 ～ 0.1	0/2
	ほう素							<0.02	～ <0.02	0/2
	1,4-ジオキサン							<0.005	～ <0.005	0/2
要監視項目	クロロホルム									
	トランス-1,2-ジクロロエチレン									
	1,2-ジクロロプロパン									
	p-ジクロロベンゼン									
	イソキサチオン									
	ダイアジノン									
	フェニトロチオン									
	イソプロチオラン									
	オキシン銅									
	クロロタロニル									
	プロピザミド									
	EPN									
	ジクロルボス									
	フェノブカルブ									
	イプロベンホス									
	クロルニトロフェン									
	トルエン									
	キシレン									
	フタル酸ジエチルヘキシル									
	ニッケル									
	モリブデン									
	アンチモン									
	塩化ビニルモノマー									
	エピクロロヒドリン									
	全マンガン									
	ウラン									
	PFOS及びPFOA				<0.000005	～ <0.000005	-/1	<0.000005	～ <0.000005	0/1
水生生物保全項目	全亜鉛							0.003	0.001 ～ 0.004	-/2
	ノニルフェノール							<0.00006	～ <0.00006	-/2
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸							<0.0006	～ <0.0006	-/2
	クロロホルム							<0.003	～ <0.003	-/1
	フェノール							<0.005	～ <0.005	-/1
	ホルムアルデヒド							<0.01	～ <0.01	-/1
	4-t-オクチルフェノール							<0.00003	～ <0.00003	-/1
	アニリン							<0.002	～ <0.002	-/1
	2,4-ジクロロフェノール							<0.0003	～ <0.0003	-/1
特殊項目等	フェノール類									
	銅									
	溶解性鉄									
	溶解性マンガン									
	クロム									
	塩化物イオン									
	塩素イオン									
	アンモニウム態窒素									

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。BODの（）内は75%値。大腸菌数の（）内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

	河川名称	九頭竜川水系														
		荒川					荒川					天王川				
	調査地点	東今泉橋					水門					末端				
	環境基準点	*					*					*				
	水域類型	A					B					A				
	調査機関	福井市					福井市					福井市				
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	pH	7.4	7.2	～	7.5	0/12	7.5	7.3	～	7.7	0/12	7.4	7.2	～	7.7	0/12
	DO	10	8.9	～	12	0/12	9.8	8.4	～	12	0/12	9.9	8.3	～	12	0/12
	BOD	0.7(0.9)	<0.5	～	1.0	0/12	0.8(0.9)	<0.5	～	1.1	0/12	0.8(0.8)	<0.5	～	1.3	0/12
	COD	2.0	1.2	～	2.8	-/12	2.6	1.8	～	4.1	-/12	3.0	1.7	～	4.9	-/12
	SS	4	1	～	14	0/12	5	1	～	20	0/12	8	2	～	22	0/12
	大腸菌数	260(770)	310	～	770	0/2	310(440)	170	～	440	0/2	540(770)	310	～	770	2/2
	油分															
	全窒素															
	全リン															
健康項目	カドミウム						<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2
	全シアン						<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/2
	鉛						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2
	六価クロム															
	砒素						<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/2
	総水銀						<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2
	アルキル水銀															
	PCB															
	ジクロロメタン						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2
	四塩化炭素						<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン						<0.0004		～	<0.0004	0/2	<0.0004		～	<0.0004	0/2
	1,1-ジクロロエチレン						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン						<0.004		～	<0.004	0/2	<0.004		～	<0.004	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン						<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン						<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2
	トリクロロエチレン						<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2
	テトラクロロエチレン						<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2
	1,3-ジクロロプロペン						<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2
	チウラム						<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2
	シマジン（CAT）						<0.0003		～	<0.0003	0/2	<0.0003		～	<0.0003	0/2
	チオベンカルブ						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2
	ベンゼン						<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2
	セレン						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2
	（硝酸性窒素）						0.33	0.32	～	0.34	-/2	0.46	0.34	～	0.58	-/2
	（亜硝酸性窒素）						<0.01		～	<0.01	-/2	0.01	0.01	～	0.01	-/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						0.34	0.33	～	0.35	0/2	0.48	0.35	～	0.6	0/2
	ふっ素						0.1	<0.1	～	0.1	0/2	0.1	0.10	～	0.10	0/2
	ほう素						0.02	<0.02	～	0.02	0/2	0.02	<0.02	～	0.02	0/2
	1,4-ジオキサン						<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/2
要監視項目	クロロホルム															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン															
	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシン銅															
	クロロタロニル															
	プロピザミド															
	EPN															
	ジクロルボス															
	フェノブカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
	ニッケル															
	モリブデン															
	アンチモン															
	塩化ビニルモノマー															
	エピクロロヒドリン															
	全マンガン															
	ウラン															
	PFOS及びPFOA	<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	0/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1
水生生物保全項目	全亜鉛						0.007	0.006	～	0.008	-/2	0.0045	0.004	～	0.005	-/2
	ノニルフェノール						<0.00006		～	<0.00006	-/2	<0.00006		～	<0.00006	-/2
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸						0.0008	<0.0006	～	0.0009	-/2	<0.0006		～	<0.0006	-/2
	クロロホルム						<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1
	フェノール						<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1
	ホルムアルデヒド						<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1
	4-t-オクチルフェノール						<0.00003		～	<0.00003	-/1	<0.00003		～	<0.00003	-/1
	アニリン						<0.002		～	<0.002	-/1	<0.002		～	<0.002	-/1
	2,4-ジクロロフェノール						<0.0003		～	<0.0003	-/1	<0.0003		～	<0.0003	-/1
特殊項目等	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
	塩化物イオン															
	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素															

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。BODの（）内は75％値。大腸菌数の（）内は90％値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

	河川名称	九頭竜川水系														
		狐川					馬渡川					馬渡川				
	調査地点	狐橋					馬渡北橋					馬渡大橋				
	環境基準点	*														
	水域類型	D														
	調査機関	福井市					福井市					福井市				
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	pH	7.8	7.4	～	8.3	0/12	7.6	7.2	～	7.8	-/12	7.5	7.2	～	7.7	-/12
	DO	9.6	7.3	～	11	0/12	10	9.1	～	12	-/12	9.0	5.9	～	11	-/12
	BOD	1.4(1.9)	0.6	～	2.5	0/12	0.8(1.0)	<0.5	～	1.3	-/12	8.2(9.2)	1.9	～	17	-/12
	COD	7.0	4.2	～	10	-/12	2.1	1.2	～	3.0	-/12	11	4.1	～	20	-/12
	SS	7	3	～	15	0/12	4	1	～	9	-/12	10	6	～	27	-/12
	大腸菌数	370(710)	28	～	710	-/2	140(140)		～	140	-/1	180(180)		～	180	-/1
	油分															
	全窒素															
	全リン															
健康項目	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/4
	全シアン	<0.1		～	<0.1	0/4	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/4
	鉛	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4
	六価クロム															
	砒素	<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/4
	総水銀	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/4
	アルキル水銀															
	PCB															
	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4
	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/4
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/4	<0.0004		～	<0.0004	0/1	<0.0004		～	<0.0004	0/4
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/4	<0.004		～	<0.004	0/1	<0.004		～	<0.004	0/4
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/4
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/4
	トリクロロエチレン	<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/4
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/4
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/4
	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/4
	シマジン（CAT）	<0.0003		～	<0.0003	0/4	<0.0003		～	<0.0003	0/1	<0.0003		～	<0.0003	0/4
	チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4
	ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/4
	セレン	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4
	（硝酸性窒素）	0.71	0.51	～	1.1	-/4	0.41		～	0.41	-/1	0.31	0.14	～	0.39	-/4
	（亜硝酸性窒素）	0.02	<0.01	～	0.05	-/4	<0.01		～	<0.01	-/1	0.01	<0.01	～	0.01	-/4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.73	0.53	～	1.1	0/4	0.42		～	0.42	0/1	0.32	0.15	～	0.4	0/4
	ふっ素	0.10	<0.1	～	0.1	0/4	<0.1		～	<0.1	0/1	0.1	<0.1	～	0.1	0/4
	ほう素	0.03	<0.02	～	0.03	0/3	<0.02		～	<0.02	0/1	0.02	<0.02	～	0.02	0/4
	1,4-ジオキサン	<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/4
要監視項目	クロロホルム															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	-/1										
	1,2-ジクロロプロパン	<0.006		～	<0.006	-/1										
	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン	<0.0008		～	<0.0008	-/1										
	ダイアジノン	<0.0005		～	<0.0005	-/1										
	フェニトロチオン	<0.0003		～	<0.0003	-/1										
	イソプロチオラン	<0.004		～	<0.004	-/1										
	オキシン銅	<0.004		～	<0.004	-/1										
	クロロタロニル															
	プロピザミド	<0.0008		～	<0.0008	-/1										
	EPN	<0.0006		～	<0.0006	-/1										
	ジクロルボス															
	フェノブカルブ															
	イプロベンホス	<0.0008		～	<0.0008	-/1										
	クロルニトロフェン	<0.0001		～	<0.0001	-/1										
	トルエン	<0.06		～	<0.06	-/1										
	キシレン	<0.04		～	<0.04	-/1										
	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006		～	<0.006	-/1										
	ニッケル	<0.005		～	<0.005	-/1						0.015	0.007	～	0.018	-/4
	モリブデン	<0.01		～	<0.01	-/1										
	アンチモン	0.014	0.009	～	0.018	-/4						0.011	0.004	～	0.026	-/4
	塩化ビニルモノマー	<0.0002		～	<0.0002	-/1										
	エピクロロヒドリン	<0.0001		～	<0.0001	-/1										
	全マンガン	0.0		～	0.0	-/1										
	ウラン	<0.0002		～	<0.0002	-/1										
	PFOS及びPFOA	0.000024		～	0.000024	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1	0.000016		～	0.000016	-/1
水生生物保全項目	全亜鉛	0.0110	0.009	～	0.013	-/2	0.009		～	0.009	-/1	0.014		～	0.014	-/1
	ノニルフェノール	0.00006	<0.00006	～	0.00006	-/2	<0.00006		～	<0.00006	-/1	0.00009		～	0.00009	-/1
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	0.0035	0.0029	～	0.0041	-/2	0.0008		～	0.0008	-/1	<0.0006		～	<0.0006	-/1
	クロロホルム	<0.003		～	<0.003	-/1						<0.003		～	<0.003	-/1
	フェノール	<0.005		～	<0.005	-/1						<0.005		～	<0.005	-/1
	ホルムアルデヒド	<0.01		～	<0.01	-/1						<0.01		～	<0.01	-/1
	4-t-オクチルフェノール	<0.00003		～	<0.00003	-/1						<0.00003		～	<0.00003	-/1
	アニリン	<0.002		～	<0.002	-/1						0.002	0.002	～	0.002	-/2
	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003		～	<0.0003	-/1						0.0003		～	0.0003	-/1
特殊項目等	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
	塩化物イオン															
	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素															

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。BODの（）内は75%値。大腸菌数の（）内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九頭竜川水系														
		八ヶ川					江端川					朝六川				
調査地点		水門					江守橋					大島新橋				
環境基準点																
水域類型																
調査機関		福井市					福井市					福井市				
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	pH	7.4	7.3	～	7.4	-/12	7.5	7.3	～	7.8	-/12	7.4	7.2	～	7.8	-/6
	DO	9.1	6.8	～	12	-/12	9.6	8.2	～	12	-/12	9.8	8.4	～	12	-/6
	BOD	2.7(4.6)	0.6	～	4.8	-/12	1.0(1.0)	<0.5	～	2.7	-/12	2.0(2.1)	0.7	～	5.4	-/6
	COD	13	4.7	～	30	-/12	3.4	2.3	～	5.4	-/12	4.4	2.8	～	5.7	-/6
	SS	10	3	～	26	-/12	11	4	～	25	-/12	11	6	～	28	-/6
	大腸菌数	1600(1600)		～	1,600	-/1	120(120)		～	120	-/1	270(270)		～	270	-/1
	油分															
	全窒素															
	全リン															
健康項目	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/1
	全シアン	<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/1
	鉛	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1
	六価クロム															
	砒素	<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/4
	総水銀	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/1
	アルキル水銀															
	PCB															
	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1
	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/1
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/2	<0.0004		～	<0.0004	0/2	<0.0004		～	<0.0004	0/1
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/2	<0.004		～	<0.004	0/2	<0.004		～	<0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/1
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/1
	トリクロロエチレン	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/1
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/1
	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/1
	シマジン（CAT）	<0.0003		～	<0.0003	0/2	<0.0003		～	<0.0003	0/2	<0.0003		～	<0.0003	0/1
	チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1
	ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/1
	セレン	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1
	（硝酸性窒素）	0.32	0.31	～	0.33	-/2	0.39	0.35	～	0.42	-/2	0.75		～	0.75	-/1
	（亜硝酸性窒素）	0.01	0.01	～	0.01	-/2	0.01	0.01	～	0.01	-/2	0.01		～	0.01	-/1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.34	0.33	～	0.34	0/2	0.41	0.37	～	0.44	0/2	0.76		～	0.76	0/1
	ふっ素	0.1	<0.1	～	0.1	0/2	0.1	<0.1	～	0.1	0/2	0.1		～	0.1	0/1
	ほう素	0.02	<0.02	～	0.02	0/2	<0.02		～	<0.02	0/2	<0.02		～	<0.02	0/1
	1,4-ジオキサン	0.005	<0.005	～	0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/1
要監視項目	クロロホルム															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン															
	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシン銅															
	クロロタロニル															
	プロピザミド															
	EPN															
	ジクロルボス															
	フェノブカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
	ニッケル															
	モリブデン															
	アンチモン	0.044		～	0.044	-/1										
	塩化ビニルモノマー															
	エピクロロヒドリン															
	全マンガン															
	ウラン															
	PFOS及びPFOA	0.000008		～	0.000008	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1	0.000006		～	0.000006	-/1
水生生物保全項目	全亜鉛	0.016		～	0.016	-/1	0.006		～	0.006	-/1	0.007		～	0.007	-/1
	ノニルフェノール	<0.00006		～	<0.00006	-/1	<0.00006		～	<0.00006	-/1	<0.00006		～	<0.00006	-/1
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	0.0009		～	0.0009	-/1	0.0011		～	0.0011	-/1	0.0010		～	0.0010	-/1
	クロロホルム	<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1					
	フェノール	<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1					
	ホルムアルデヒド	<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1					
	4-t-オクチルフェノール	<0.00003		～	<0.00003	-/1	<0.00003		～	<0.00003	-/1					
	アニリン	<0.002		～	<0.002	-/1	<0.002		～	<0.002	-/1					
	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003		～	<0.0003	-/1	<0.0003		～	<0.0003	-/1					
特殊項目等	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
	塩化物イオン															
	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素															

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。BODの（）内は75％値。大腸菌数の（）内は90％値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九頭竜川水系														
		七瀬川					末更毛川					底喰川				
調査地点		御鷹橋					やすだ橋					護国橋				
環境基準点												*				
水域類型												B				
調査機関		福井市					福井市					福井市				
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	pH	7.6	7.5	～	7.6	-/6	7.3	7.1	～	7.4	-/6	7.3	7.0	～	7.6	0/12
	DO	10	8.5	～	12	-/6	9.3	5.9	～	12	-/6	10	8.7	～	11	0/12
	BOD	0.7(0.7)	<0.5	～	1.1	-/6	0.6(0.8)	<0.5	～	0.8	-/6	0.8(0.8)	<0.5	～	1.3	0/12
	COD	2.4	1.6	～	3.1	-/6	2.4	1.5	～	3.1	-/6	2.2	1.4	～	3.3	-/12
	SS	5	3	～	8	-/6	3	3	～	4	-/6	7	<1	～	24	0/12
	大腸菌数	600(600)		～	600	-/1	1000(1000)		～	1,000	-/1	440(450)	420	～	450	0/2
	油分															
	全窒素															
	全リン															
健康項目	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1					
	全シアン	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/1					
	鉛	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1					
	六価クロム															
	砒素	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/1					
	総水銀	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1					
	アルキル水銀															
	PCB															
	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1					
	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/1					
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/1	<0.0004		～	<0.0004	0/1					
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/1	<0.004		～	<0.004	0/1					
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1					
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/1					
	トリクロロエチレン	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1					
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1					
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/1					
	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/1					
	シマジン(CAT)	<0.0003		～	<0.0003	0/1	<0.0003		～	<0.0003	0/1					
	チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1					
	ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1					
	セレン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1					
	(硝酸性窒素)	0.29		～	0.29	-/1	0.28		～	0.28	-/1					
	(亜硝酸性窒素)	<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.3		～	0.3	0/1	0.29		～	0.29	0/1					
	ふっ素	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/1					
	ほう素	<0.02		～	<0.02	0/1	<0.02		～	<0.02	0/1					
	1,4-ジオキサン	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/1					
要監視項目	クロロホルム															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロパン															
	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシン銅															
	クロロタロニル															
	プロピザミド															
	EPN															
	ジクロルボス															
	フェノブカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
	ニッケル															
	モリブデン															
	アンチモン															
	塩化ビニルモノマー															
	エピクロロヒドリン															
	全マンガン															
	ウラン															
	PFOS及びPFOA	<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1
水生生物保全項目	全亜鉛	0.004		～	0.004	-/1	0.003		～	0.003	-/1					
	ノニルフェノール	<0.00006		～	<0.00006	-/1	<0.00006		～	<0.00006	-/1					
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	<0.0006		～	<0.0006	-/1	<0.0006		～	<0.0006	-/1					
	クロロホルム															
	フェノール															
	ホルムアルデヒド															
	4-t-オクチルフェノール															
	アニリン															
	2,4-ジクロロフェノール															
特殊項目等	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
	塩化物イオン															
	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素															

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。BODの（）内は75%値。大腸菌数の（）内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九頭竜川水系			九頭竜川水系			九頭竜川水系		
		底喰川			芳野川			志津川		
調査地点		西野橋			古市ふれあい橋			水門		
環境基準点		*								
水域類型		D								
調査機関		福井市			福井市			福井市		
		平均	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n
一般項目	pH	7.4	7.1 ～ 7.8	0/12	7.7	7.4 ～ 7.9	-/6	7.3	7.2 ～ 7.5	-/6
	DO	10	7.7 ～ 11	0/12	10	8.4 ～ 12	-/6	9.4	6.2 ～ 12	-/6
	BOD	0.9(1.0)	0.5 ～ 1.3	0/12	0.7(0.7)	<0.5 ～ 0.8	-/6	0.7(1.0)	<0.5 ～ 1.1	-/6
	COD	2.6	2.1 ～ 3.3	-/12	2.0	1.4 ～ 2.7	-/6	2.8	1.6 ～ 3.6	-/6
	SS	5	1 ～ 13	0/12	3	1 ～ 8	-/6	10	3 ～ 20	-/6
	大腸菌数	120(210)	38 ～ 210	-/2	200(200)	～ 200	-/1	620(620)	～ 620	-/1
	油分									
	全窒素									
	全リン									
健康項目	カドミウム	<0.001	～ <0.001	0/4	<0.001	～ <0.001	0/1	<0.001	～ <0.001	0/1
	全シアン	<0.1	～ <0.1	0/4	<0.1	～ <0.1	0/1	<0.1	～ <0.1	0/1
	鉛	<0.002	～ <0.002	0/4	<0.002	～ <0.002	0/1	<0.002	～ <0.002	0/1
	六価クロム									
	砒素	<0.005	～ <0.005	0/4	<0.005	～ <0.005	0/1	<0.005	～ <0.005	0/1
	総水銀	<0.0005	～ <0.0005	0/4	<0.0005	～ <0.0005	0/1	<0.0005	～ <0.0005	0/1
	アルキル水銀									
	PCB	<0.0005	～ <0.0005	0/1						
	ジクロロメタン	<0.002	～ <0.002	0/4	<0.002	～ <0.002	0/1	<0.002	～ <0.002	0/1
	四塩化炭素	<0.0002	～ <0.0002	0/4	<0.0002	～ <0.0002	0/1	<0.0002	～ <0.0002	0/1
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	～ <0.0004	0/4	<0.0004	～ <0.0004	0/1	<0.0004	～ <0.0004	0/1
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	～ <0.002	0/4	<0.002	～ <0.002	0/1	<0.002	～ <0.002	0/1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	～ <0.004	0/3	<0.004	～ <0.004	0/1	<0.004	～ <0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	～ <0.0005	0/4	<0.0005	～ <0.0005	0/1	<0.0005	～ <0.0005	0/1
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	～ <0.0006	0/4	<0.0006	～ <0.0006	0/1	<0.0006	～ <0.0006	0/1
	トリクロロエチレン	<0.001	～ <0.001	0/4	<0.001	～ <0.001	0/1	<0.001	～ <0.001	0/1
	テトラクロロエチレン	<0.0005	～ <0.0005	0/4	<0.0005	～ <0.0005	0/1	<0.0005	～ <0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	～ <0.0002	0/4	<0.0002	～ <0.0002	0/1	<0.0002	～ <0.0002	0/1
	チウラム	<0.0006	～ <0.0006	0/4	<0.0006	～ <0.0006	0/1	<0.0006	～ <0.0006	0/1
	シマジン（CAT）	<0.0003	～ <0.0003	0/4	<0.0003	～ <0.0003	0/1	<0.0003	～ <0.0003	0/1
	チオベンカルブ	<0.002	～ <0.002	0/4	<0.002	～ <0.002	0/1	<0.002	～ <0.002	0/1
	ベンゼン	<0.001	～ <0.001	0/4	<0.001	～ <0.001	0/1	<0.001	～ <0.001	0/1
	セレン	<0.002	～ <0.002	0/4	<0.002	～ <0.002	0/1	<0.002	～ <0.002	0/1
	（硝酸性窒素）	1.13	0.51 ～ 1.8	-/4	0.51	～ 0.51	-/1	0.36	～ 0.36	-/1
	（亜硝酸性窒素）	0.01	<0.01 ～ 0.01	-/4	0.01	～ 0.01	-/1	<0.01	～ <0.01	-/1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.13	0.52 ～ 1.8	0/4	0.52	～ 0.52	0/1	0.37	～ 0.37	0/1
	ふっ素	0.1	<0.1 ～ 0.1	0/4	<0.1	～ <0.1	0/1	<0.1	～ <0.1	0/1
	ほう素	0.02	<0.02 ～ 0.02	0/4	<0.02	～ <0.02	0/1	<0.02	～ <0.02	0/1
	1,4-ジオキサン	<0.005	～ <0.005	0/4	<0.005	～ <0.005	0/1	<0.005	～ <0.005	0/1
要監視項目	クロロホルム									
	トランス-1,2-ジクロロエチレン									
	1,2-ジクロロプロペン									
	p-ジクロロベンゼン									
	イソキサチオン									
	ダイアジノン									
	フェニトロチオン									
	イソプロチオラン									
	オキシン銅									
	クロロタロニル									
	プロピザミド									
	EPN									
	ジクロルボス									
	フェノブカルブ									
	イプロベンホス									
	クロルニトロフェン									
	トルエン									
	キシレン									
	フタル酸ジエチルヘキシル									
	ニッケル									
	モリブデン									
	アンチモン									
	塩化ビニルモノマー									
	エピクロロヒドリン									
	全マンガン									
	ウラン									
	PFOS及びPFOA	<0.000005	～ <0.000005	-/1	<0.000005	～ <0.000005	-/1	<0.000005	～ <0.000005	-/1
水生生物保全項目	全亜鉛	0.0075	0.007 ～ 0.008	-/2	0.015	～ 0.015	-/1	0.005	～ 0.005	-/1
	ノニルフェノール	<0.00006	～ <0.00006	-/2	<0.00006	～ <0.00006	-/1	<0.00006	～ <0.00006	-/1
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	0.0007	<0.0006 ～ 0.0007	-/2	0.0006	～ 0.0006	-/1	0.0006	～ 0.0006	-/1
	クロロホルム	<0.003	～ <0.003	-/1						
	フェノール	<0.005	～ <0.005	-/1						
	ホルムアルデヒド	<0.01	～ <0.01	-/1						
	4-t-オクチルフェノール	<0.00003	～ <0.00003	-/1						
	アニリン	<0.002	～ <0.002	-/1						
	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003	～ <0.0003	-/1						
特殊項目等	フェノール類									
	銅									
	溶解性鉄									
	溶解性マンガン									
	クロム									
	塩化物イオン									
	塩素イオン									
	アンモニウム態窒素									

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。BODの（）内は75%値。大腸菌数の（）内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

（2） 海域

（令和５年度）

	海域名称	九頭竜川地先海域			越前加賀海岸地先海域					
	調査地点	石橋地先			浜住地先			一光川地先		
	環境基準点	*			*			*		
	水域類型	A			A			A		
	調査機関	福井市			福井市			福井市		
		平均	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n
一般項目	pH	8.3	8.2 ～ 8.3	0/4	8.2	8.2 ～ 8.2	0/4	8.3	8.2 ～ 8.3	0/4
	DO	8.2	7.8 ～ 8.6	2/4	8.1	7.8 ～ 8.4	2/4	8.1	7.5 ～ 8.6	2/4
	BOD									
	COD	1.8(1.9)	1.7 ～ 1.9	0/4	1.6(1.7)	1.5 ～ 1.7	0/4	1.6(1.7)	1.4 ～ 1.7	0/4
	SS									
	大腸菌数									
	油分	ND	～ ND	0/4	ND	～ ND	0/4	ND	～ ND	0/4
	全窒素									
	全リン									
健康項目	カドミウム									
	全シアン									
	鉛									
	六価クロム									
	砒素									
	総水銀									
	アルキル水銀									
	PCB									
	ジクロロメタン									
	四塩化炭素									
	1,2-ジクロロエタン									
	1,1-ジクロロエチレン									
	シス-1,2-ジクロロエチレン									
	1,1,1-トリクロロエタン									
	1,1,2-トリクロロエタン									
	トリクロロエチレン									
	テトラクロロエチレン									
	1,3-ジクロロプロペン									
	チウラム									
	シマジン（CAT）									
	チオベンカルブ									
	ベンゼン									
	セレン									
	（硝酸性窒素）									
	（亜硝酸性窒素）									
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素									
	ふっ素									
	ほう素									
	1,4-ジオキサン									
要監視項目	クロロホルム									
	トランス-1,2-ジクロロエチレン									
	1,2-ジクロロプロパン									
	p-ジクロロベンゼン									
	イソキサチオン									
	ダイアジノン									
	フェニトロチオン									
	イソプロチオラン									
	オキシン銅									
	クロロタロニル									
	プロピザミド									
	EPN									
	ジクロルボス									
	フェノブカルブ									
	イプロベンホス									
	クロルニトロフェン									
	トルエン									
	キシレン									
	フタル酸ジエチルヘキシル									
	ニッケル									
	モリブデン									
	アンチモン									
	塩化ビニルモノマー									
	エピクロロヒドリン									
	全マンガン									
	ウラン									
	PFOS及びPFOA									
水生生物保全項目	全亜鉛									
	ノニルフェノール									
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸									
	クロロホルム									
	フェノール									
	ホルムアルデヒド									
	4-t-オクチルフェノール									
	アニリン									
	2,4-ジクロロフェノール									
特殊項目等	フェノール類									
	銅									
	溶解性鉄									
	溶解性マンガン									
	クロム									
	塩化物イオン	18,800	18,400 ～ 19,200	-/4	18,900	18,500 ～ 19,300	-/4	18,800	18,300 ～ 19,300	-/4
	塩素イオン									
	アンモニウム態窒素									

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。CODの（）内は75%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

海域名称		越前加賀海岸地先海域								
調査地点		大味川地先			亀島地先			菅生地先		
環境基準点		*								
水域類型		A			A			A		
調査機関		福井市			福井市			福井市		
		平均	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n
一般項目	pH	8.3	8.2 ～ 8.3	0/4	8.3	8.2 ～ 8.3	0/4	8.3	8.2 ～ 8.3	0/4
	DO	8.1	7.5 ～ 8.6	2/4	8.2	7.5 ～ 8.9	2/4	8.1	7.6 ～ 8.5	2/4
	BOD									
	COD	1.6(1.7)	1.4 ～ 1.7	0/4	1.6(1.7)	1.5 ～ 1.7	0/4	1.6(1.7)	1.6 ～ 1.7	0/4
	SS									
	大腸菌数									
	油分	ND	～ ND	0/4	ND	～ ND	0/4	ND	～ ND	0/4
	全窒素	0.13	0.12 ～ 0.14	-/2						
	全リン	0.011	0.010 ～ 0.011	-/2						
健康項目	カドミウム									
	全シアン									
	鉛									
	六価クロム									
	砒素									
	総水銀									
	アルキル水銀									
	PCB									
	ジクロロメタン									
	四塩化炭素									
	1,2-ジクロロエタン									
	1,1-ジクロロエチレン									
	シス-1,2-ジクロロエチレン									
	1,1,1-トリクロロエタン									
	1,1,2-トリクロロエタン									
	トリクロロエチレン									
	テトラクロロエチレン									
	1,3-ジクロロプロペン									
	チウラム									
	シマジン（CAT）									
	チオベンカルブ									
	ベンゼン									
	セレン									
	（硝酸性窒素）									
	（亜硝酸性窒素）									
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素									
	ふっ素									
	ほう素									
	1,4-ジオキサン									
要監視項目	クロロホルム									
	トランス-1,2-ジクロロエチレン									
	1,2-ジクロロプロペン									
	p-ジクロロベンゼン									
	イソキサチオン									
	ダイアジノン									
	フェニトロチオン									
	イソプロチオラン									
	オキシン銅									
	クロロタロニル									
	プロピザミド									
	EPN									
	ジクロルボス									
	フェノブカルブ									
	イプロベンホス									
	クロルニトロフェン									
	トルエン									
	キシレン									
	フタル酸ジエチルヘキシル									
	ニッケル									
	モリブデン									
	アンチモン									
	塩化ビニルモノマー									
	エピクロロヒドリン									
	全マンガン									
	ウラン									
	PFOS及びPFOA									
水生生物保全項目	全亜鉛									
	ノニルフェノール									
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸									
	クロロホルム									
	フェノール									
	ホルムアルデヒド									
	4-t-オクチルフェノール									
	アニリン									
	2,4-ジクロロフェノール									
特殊項目等	フェノール類									
	銅									
	溶解性鉄									
	溶解性マンガン									
	クロム									
	塩化物イオン	18,800	18,400 ～ 19,100	-/4	18,900	18,400 ～ 19,300	-/4	19,000	18,600 ～ 19,300	-/4
	塩素イオン									
	アンモニウム態窒素									

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。CODの（）内は75％値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

海域名称		越前加賀海岸地先海域			
調査地点		三本木川地先			
環境基準点					
水域類型		A			
調査機関		福井市			
		平均	最小 ～ 最大		m/n
一般項目	pH	8.3	8.2	～ 8.3	0/4
	DO	8.0	7.5	～ 8.5	2/4
	BOD				
	COD	1.7(1.9)	1.5	～ 1.9	0/4
	SS				
	大腸菌数				
	油分	ND		～ ND	0/4
	全窒素				
	全リン				
健康項目	カドミウム				
	全シアン				
	鉛				
	六価クロム				
	砒素				
	総水銀				
	アルキル水銀				
	PCB				
	ジクロロメタン				
	四塩化炭素				
	1,2-ジクロロエタン				
	1,1-ジクロロエチレン				
	シス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,1,1-トリクロロエタン				
	1,1,2-トリクロロエタン				
	トリクロロエチレン				
	テトラクロロエチレン				
	1,3-ジクロロプロペン				
	チウラム				
	シマジン(CAT)				
	チオベンカルブ				
	ベンゼン				
	セレン				
	(硝酸性窒素)				
	(亜硝酸性窒素)				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				
	ふっ素				
	ほう素				
	1,4-ジオキサン				
要監視項目	クロロホルム				
	トランス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,2-ジクロロプロペン				
	p-ジクロロベンゼン				
	イソキサチオン				
	ダイアジノン				
	フェニトロチオン				
	イソプロチオラン				
	オキシン銅				
	クロロタロニル				
	プロピザミド				
	EPN				
	ジクロルボス				
	フェノブカルブ				
	イプロベンホス				
	クロルニトロフェン				
	トルエン				
	キシレン				
	フタル酸ジエチルヘキシル				
	ニッケル				
	モリブデン				
	アンチモン				
	塩化ビニルモノマー				
	エピクロロヒドリン				
	全マンガン				
	ウラン				
	PFOS及びPFOA				
水生生物保全項目	全亜鉛				
	ノニルフェノール				
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸				
	クロロホルム				
	フェノール				
	ホルムアルデヒド				
	4-t-オクチルフェノール				
	アニリン				
	2,4-ジクロロフェノール				
特殊項目等	フェノール類				
	銅				
	溶解性鉄				
	溶解性マンガン				
	クロム				
	塩化物イオン	18,400	17,300	～ 19,400	-/4
	塩素イオン				
	アンモニウム態窒素				

＜備考＞ m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数／総検体数。CODの（）内は75%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

（3）九頭竜川水系主要地点のＢＯＤの経年変化

（単位：mg/L）

河 川 名	調査地点	指定類型	ＢＯＤ（年度別75%値）									
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
九頭竜川	中角橋	A	0.6	0.6	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
	布施田橋	B	1.0	0.7	0.9	1.0	0.8	0.7	0.5	0.6	0.8	0.6
日 野 川	清水山橋	B	1.2	1.4	1.2	1.2	1.3	1.5	1.9	1.6	2.1	1.1
	明治橋	B	0.9	0.6	1.3	1.3	1.0	0.9	1.1	0.8	1.2	1.0
足 羽 川	美山橋	A	<0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6	0.7	0.6	<0.5
	天神橋	A	<0.5	<0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.5
	水越橋	B	0.9	0.6	0.9	0.5	0.7	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5

注）75%値とは、n個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、0.75×n番目にくる数値のことをいう。

（4）九頭竜川支派川のＢＯＤの経年変化

（単位：mg/L）

河 川 名	調査地点	指定類型	ＢＯＤ（年度別75%値）									
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
荒 川	東今泉橋	A	1.2	1.2	1.1	0.9	1.1	0.9	0.7	1.0	0.8	0.9
〃	水 門	B	1.1	1.0	1.0	1.0	1.3	1.0	0.8	0.9	1.2	0.9
江 端 川	江 守 橋	なし	1.2	1.1	0.9	1.5	1.2	1.4	1.2	1.5	1.1	1.0
狐 川	狐 橋	D	2.9	2.9	2.1	2.4	2.6	1.7	2.1	1.9	1.6	1.9
天 王 川	末 端	A	0.9	0.6	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	1.0	0.8
馬 渡 川	馬渡北橋	なし	1.2	1.4	1.1	0.9	1.1	0.9	1.3	0.9	0.8	1.0
〃	馬渡大橋	なし	18	21	16	13	15	21	21	11	9.0	9.0
八 ヶ 川	水 門※	なし	3.0	3.0	1.8	1.9	5.9	4.4	2.4	4.7	3.4	4.6
底 喰 川	護 国 橋	B	1.3	1.0	1.2	1.2	1.0	1.2	0.8	1.0	0.9	0.8
〃	西 野 橋	D	1.6	1.5	1.2	1.1	1.2	1.0	1.0	1.1	0.9	1.0
朝 六 川	大島新橋	なし	1.4	1.2	0.9	1.6	1.6	0.7	1.1	1.3	1.1	2.1
未 更 毛 川	やすだ橋	なし	1.0	1.1	0.6	0.6	0.7	0.6	1.1	0.9	1.1	0.8
七 瀬 川	御 鷹 橋	なし	0.6	2.1	1.3	0.6	0.9	0.7	1.9	0.8	1.0	0.7
芳 野 川	古市ふれあい橋	なし	1.7	1.4	1.8	1.2	1.1	0.8	0.9	1.1	0.7	0.7
志 津 川	水 門	なし	1.0	1.6	1.3	0.7	1.0	0.9	1.5	1.0	1.1	1.0

※ H29 までは、高江橋の測定値

4　地下水に係る環境基準等

（1）　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基準値	項　　目	基準値
カドミウム	0.003　mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006　mg/L以下
鉛	0.01　mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01　mg/L以下
六価クロム	0.02　mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01　mg/L以下
砒素	0.01　mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002　mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006　mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003　mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02　mg/L以下
ジクロロメタン	0.02　mg/L以下	ベンゼン	0.01　mg/L以下
四塩化炭素	0.002　mg/L以下	セレン	0.01　mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002　mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004　mg/L以下	ふっ素	0.8　mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/L以下	ほう素	1　mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L以下	1,　4-ジオキサン	0.05　mg/L以下

（別表）要監視項目及び指針値

項　　目	指針値	項　　目	指針値
クロロホルム	0.06　mg/L以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03　mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06　mg/L以下	イプロベンホス(IBP)	0.008　mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2　mg/L以下	クロルニトロフェン(CNP)［注1]	―
イソキサチオン	0.008　mg/L以下	トルエン	0.6　mg/L以下
ダイアジノン	0.005　mg/L以下	キシレン	0.4　mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003　mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06　mg/L以下
イソプロチオラン	0.04　mg/L以下	ニッケル［注2]	―
オキシン銅（有機銅）	0.04　mg/L以下	モリブデン	0.07　mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05　mg/L以下	アンチモン	0.02　mg/L以下
プロピザミド	0.008　mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
ＥＰＮ	0.006　mg/L以下	全マンガン	0.2　mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008　mg/L以下	ウラン	0.002　mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)［注3]			0.00005 mg/L以下

(注1)　胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。
(注2)　毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。
(注3)　PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

5　地下水調査結果

（１）概況調査結果（令和５年度）

<table>
<tr><th colspan="2">項目名</th><th>環境基準
(mg／L)</th><th>測　定
地点数</th><th>環境基準
超過地点数</th></tr>
<tr><td rowspan="27">環境基準項目</td><td>カドミウム</td><td>0.003</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>全シアン</td><td>検出されないこと</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>鉛</td><td>0.01</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>六価クロム</td><td>0.02</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>砒素</td><td>0.01</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>総水銀</td><td>0.0005</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>ＰＣＢ</td><td>検出されないこと</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.02</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>四塩化炭素</td><td>0.002</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</td><td>0.002</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.1</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.04</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>1</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.006</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.01</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.01</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.002</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>チウラム</td><td>0.006</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>シマジン</td><td>0.003</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.02</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>ベンゼン</td><td>0.01</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>セレン</td><td>0.01</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td>10</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>ふっ素</td><td>0.8</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>ほう素</td><td>1</td><td>6</td><td>0</td></tr>
<tr><td>1，4-ジオキサン</td><td>0.05</td><td>6</td><td>0</td></tr>
</table>

（２） 継続監視調査結果（令和５年度）

測定地点	汚染物質	汚染発見年月	過去最高濃度	測定結果	
				年平均値	基準適合
石橋町	トリクロロエチレン	H10.9	0.017	<0.001	○
浅水二日町	砒素	H16.6	0.082	0.052	×
美山町	テトラクロロエチレン	H19.4	0.019	0.0068	○
舟橋新２丁目	テトラクロロエチレン	H19.11	0.049	<0.0005	○

6　水質汚濁防止法等に基づく特定施設届出状況

（1）水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況

（令和6年3月31日現在）

政令別表第１の施設番号	業種　・　施設	工場数		
		排水量50m³/日以上	排水量50m³/日未満	合計
1の2	畜産農業、サービス業	―	4	4
2	畜産食料品製造業	2	4	6
3	水産食料品製造業	1	1	2
5	みそ、しょう油等製造業	―	7	7
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈澱槽	―	3	3
9	米菓、こうじ製造業	1	-	1
10	飲料製造業	-	14	14
16	めん類製造業	1	1	2
17	豆腐、煮豆製造業	1	7	8
19	紡績業、繊維製品製造業、加工業	17	9	26
22	木材薬品処理業	1	2	3
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	2	―	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	―	8	8
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	2	1	3
33	合成樹脂製造業	1		1
46	有機化学工業製品製造業	6	3	9
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	―	1	1
54	セメント製品製造業	―	2	2
55	生コンクリート製造業	―	7	7
56	有機質砂かべ材製造業	―	1	1
59	砕石業、鉱物土石の粉砕等処理業	―	4	4
60	砂、砂利、玉石採取業	―	1	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	―	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	1	2
64の2	水道、工業用水道施設の浄水施設	―	2	2
65	酸・アルカリによる表面処理施設	1	4	5
66	電気メッキ施設	3	7	10
66の3	旅館業	6	39	45
66の4	協同調理場に設置される厨房施設	2	―	2
66の5	弁当、仕出屋又は弁当製造の用に供する厨房施設	4	―	4
67	洗濯業	3	20	23
68	写真現像業	―	9	9
68の2	病院（ベット数300床以上）	2	―	2
70の2	自動車特定整備事業	―	5	5
71	自動式車両洗浄施設	―	98	98
71の2	試験研究施設	2	13	15
71の3	一般廃棄物焼却処理施設	―	1	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設	―	2	2
72	し尿処理施設(処理対象501人以上)	31	―	31
73	下水道終末処理施設	6	―	6
74	特定事業所から排出される水の処理施設	3	―	3
合　計		97	284	381

（2）福井県公害防止条例に基づく汚水および廃液に係る特定施設届出状況

（令和6年3月31日現在）

施行規則別表第3の2の施設番号	施　　設	施設数	工場数
13	洗浄施設	82	3
合　計		82	3

第４部　地盤沈下・土壌関係資料

１　地盤沈下の観測体制

（1） 観測所位置図

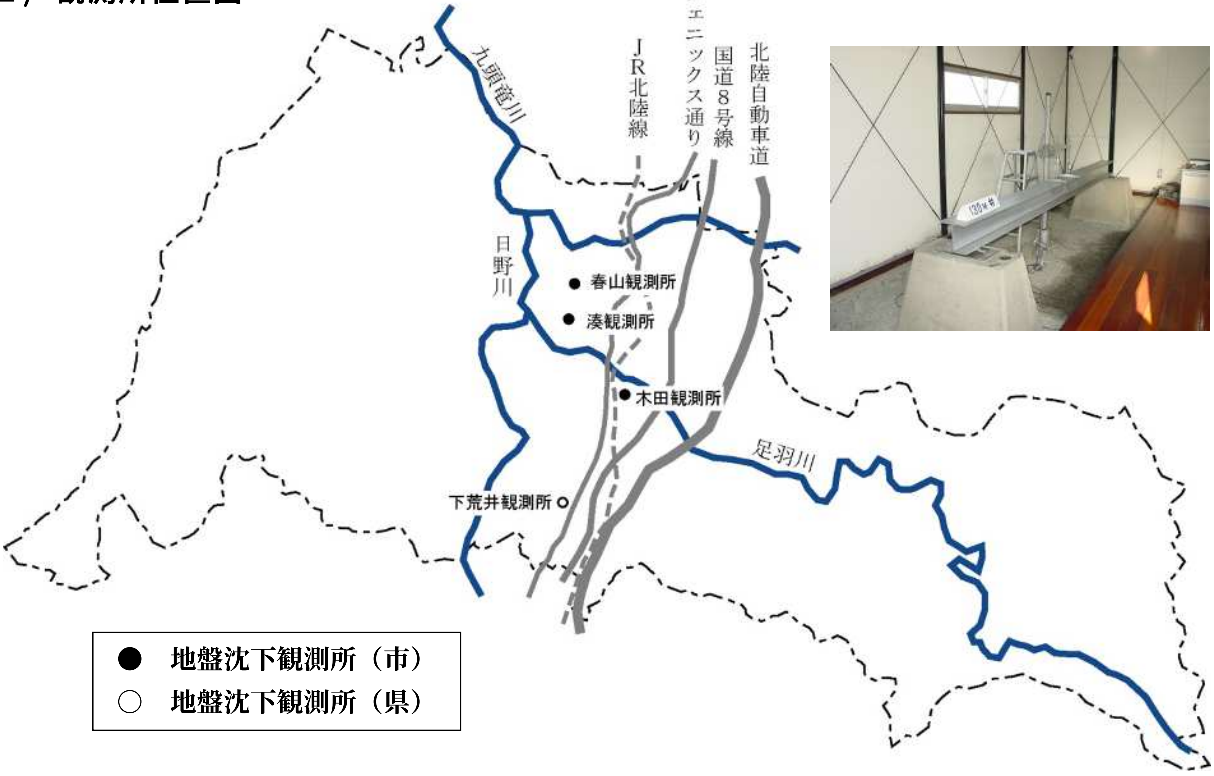

（2） 観測所詳細

（令和5年4月1日現在）

	観測所名(観測開始日)	所　在　地	井戸深度（m）	ｽﾄﾚｰﾅｰ位置（m）	観測項目 地盤沈下	観測項目 地下水位	設置者
1	木田観測所 （S51．4.28）	木田1丁目1360 (明倫中学校敷地内)	28	26.5 ～ 28.0	○	○	県
			130	50.5 ～ 57.5 61.0 ～ 66.5 75.5 ～ 81.0	○	○	市
2	下荒井観測所 （S51．4.28）	下荒井町 （八幡神社境内）	51	49.0 ～ 51.0	○	○	県
3	春山観測所 （S59.4.1）	文京3丁目13-1 (春山小学校敷地内)	43	38.5 ～ 42.5	○	○	市
			150	70.0 ～ 75.5 83.0 ～ 88.5 128.0 ～ 133.5	○	○	
4	湊観測所 （H1．7．1・水位） （H4．4．1・沈下）	学園1丁目4-8 （湊小学校敷地内）	204	72.0 ～ 79.5 88.5 ～ 90.5 96.5 ～ 99.5 132.5 ～ 138.0	○	○	市

２　観測結果

２−１　地盤沈下変動状況

（1）　経年変化

（単位：mm）

観測所名	木田観測所				下荒井観測所		春山観測所				湊観測所	
井戸深度	28m井		130m井		51m井		43m井		150m井		204m井	
区分 / 年度	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値
S51	−4.69	−4.69	−21.63	−21.63	−26.48	−26.48						
S52	−1.40	−6.09	−0.61	−22.24	−10.60	−37.08						
53	−1.67	−7.76	+1.94	−20.30	−6.16	−43.24						
54	−2.11	−9.87	−2.84	−23.14	−5.36	−48.60						
55	−3.49	−13.36	−12.46	−35.60	−7.87	−56.47						
56	+0.06	−13.30	+3.80	−31.80	−0.95	−57.42						
57	−1.21	−14.51	−1.64	−33.44	−2.98	−60.40						
58	−2.87	−17.38	−10.00	−43.44	−8.87	−69.27						
59	−3.20	−20.58	−1.04	−44.48	−1.43	−70.70	−1.50	−1.50	−0.93	−0.93		
60	−2.91	−23.49	−9.35	−53.83	−7.65	−78.35	−3.28	−4.78	−5.08	−6.01		
61	−0.06	−23.55	+5.61	−48.22	+0.90	−77.45	+0.17	−4.61	+1.12	−4.89		
62	−1.07	−24.62	+0.73	−47.49	−1.25	−78.70	−1.22	−5.83	−0.74	−5.63		
63	+0.06	−24.56	+1.41	−46.08	+0.40	−78.30	−0.01	−5.84	+1.39	−4.24		
H1	−1.32	−25.88	−6.26	−52.34	−1.92	−80.22	−1.43	−7.27	−3.33	−7.57		
2	−0.84	−26.72	+1.38	−50.96	−0.73	−80.95	−0.21	−7.48	+0.47	−7.10		
3	−0.29	−27.01	−1.00	−51.96	−1.61	−82.56	−0.57	−8.05	+1.25	−5.85		
4	−0.74	−27.75	+0.48	−51.48	−2.76	−85.32	−1.00	−9.05	−0.72	−6.57	−1.32	−1.32
5	−1.09	−28.84	−2.39	−53.87	−2.04	−87.36	−1.09	−10.14	−3.18	−9.75	−3.44	−4.76
6	−0.02	−28.86	+2.34	−51.53	−1.12	−88.48	−0.16	−10.30	+0.82	−8.93	+0.88	−3.88
7	−1.08	−29.94	−3.38	−54.91	−4.12	−92.60	−1.20	−11.50	−2.29	−11.22	−2.44	−6.32
8	−0.18	−30.12	+1.34	−53.57	+0.44	−92.16	−0.91	−12.41	+1.01	−10.21	−1.00	−7.32
9	−0.20	−30.32	+1.53	−52.04	−0.08	−92.24	+0.19	−12.22	−0.19	−11.34	+0.96	−6.36
10	−0.44	−30.76	−0.30	−52.34	−1.24	−93.48	−0.16	−12.38	+0.08	−11.26	−1.32	−7.68
11	−0.28	−31.04	−2.18	−54.52	−0.96	−94.44	−1.04	−13.42	−2.38	−13.64	−2.76	−10.44
12	−0.56	−31.60	+1.12	−53.40	−1.36	−95.80	−1.32	−14.72	−0.88	−13.52	−0.20	−10.64
13	−0.08	−31.68	+2.48	−50.92	+0.40	−95.40	+0.52	−14.20	+2.00	−11.52	+0.08	−10.56
14	−0.52	−32.20	−0.36	−51.28	−2.92	−98.32	−0.72	−14.92	−1.68	−13.20	−0.68	−11.24
15	−0.52	−32.72	−2.28	−53.56	−1.64	−99.96	−1.24	−16.16	−1.92	−15.12	−0.04	−11.28
16	+0.42	−32.30	−0.67	−54.23	−0.56	−100.52	−0.24	−16.40	−0.80	−15.92	−1.76	−13.04
17	−1.16	−33.46	−3.04	−57.27	−3.16	−103.68	−1.18	−17.58	−1.60	−17.52	−7.93	−20.97
18	+0.60	−32.86	+4.68	−52.59	+1.48	−102.20	+0.50	−17.08	+1.77	−15.75	+1.57	−19.40
19	−0.84	−33.70	−1.74	−54.33	−1.04	−103.24	−0.40	−17.48	−1.80	−17.55	−3.45	−22.85
20	+0.26	−33.44	+4.71	−49.62	+1.20	−102.04	+0.99	−16.49	+2.33	−15.22	+2.75	−20.10
21	−0.60	−34.04	−1.06	−50.68	−0.84	−102.88	−0.39	−16.88	−0.55	−15.77	−1.48	−21.58
22	−1.94	−35.98	−7.60	−58.28	−4.52	−107.40	−2.42	−19.30	−4.31	−20.08	−9.79	−31.37
23	−0.05	−36.03	+2.05	−56.23	+0.02	−107.38	+0.71	−18.59	+1.53	−18.55	+0.60	−30.77
24	−0.46	−36.49	+0.70	−55.53	−0.73	−108.11	−0.91	−19.50	−0.95	−19.50	−0.06	−30.83
25	+0.47	−36.02	+1.83	−53.70	+0.73	−107.38	+0.84	−18.66	+2.22	−17.28	+1.24	−29.59
26	−0.84	−36.86	−1.62	−55.32	−1.51	−108.89	−0.74	−19.40	−2.12	−19.40	−2.89	−32.48
27	−0.15	−37.01	+1.17	−54.15	−0.87	−109.76	−0.28	−19.68	−0.14	−19.54	−1.02	−33.50
28	−0.81	−37.82	−1.23	−55.38	−1.16	−110.92	−0.16	−19.84	−0.26	−19.80	−2.14	−35.64
29	−2.52	−40.34	−13.75	−69.13	−5.37	−116.29	−3.02	−22.86	−4.80	−24.60	−12.40	−48.04
30	+2.06	−38.28	+17.07	−52.06	+4.35	−111.94	+1.84	−21.02	+4.36	−20.24	+6.50	−41.54
R1	+0.18	−38.10	+1.90	−50.16	+0.54	−111.40	+0.52	−20.50	+0.94	−19.30	+0.82	−40.72
2	−1.48	−39.58	−3.70	−53.86	−2.86	−114.26	−1.12	−21.62	−1.86	−21.16	−3.36	−44.08
3	−0.74	−40.32	−5.24	−59.10	−1.62	−115.88	−0.86	−22.48	−1.36	−22.52	+4.90	−39.18
4	−0.04	−40.36	−0.58	−59.68	+0.00	−115.88	+0.38	−22.10	+0.24	−22.28	+2.26	−36.92
5	+0.60	−39.76	+9.10	−50.58	+2.18	−113.70	+1.20	−20.90	+2.20	−20.08	+9.74	−27.18

（2）　月別変化（令和５年度）

（単位：mm）

観測所名	木　田　観　測　所				下荒井観測所		春　山　観　測　所				湊観測所	
井戸深度	28m井		130m井		51m井		43m井		150m井		204m井	
区分 / 月	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値
R5.4	+0.62	−39.74	+1.56	−58.12	+0.94	−114.94	+0.30	−21.80	+0.48	−21.80	+0.56	−36.36
5	+0.46	−39.28	+1.60	−56.52	+0.54	−114.40	+0.52	−21.28	+0.94	−20.86	+0.40	−35.96
6	+0.10	−39.18	+0.34	−56.18	+0.36	−114.04	+0.12	−21.16	+0.26	−20.60	+0.20	−35.76
7	−0.28	−39.46	+0.10	−56.08	−0.54	−114.58	−0.56	−21.72	−0.46	−21.06	−0.72	−36.48
8	−0.52	−39.98	−0.62	−56.70	−1.92	−116.50	−0.68	−22.40	−0.52	−21.58	−1.54	−38.02
9	+0.14	−39.84	+0.20	−56.50	+1.62	−114.88	+0.52	−21.88	+0.36	−21.22	−0.06	−38.08
10	−0.20	−40.04	+4.94	−51.56	+0.44	−114.44	+0.14	−21.74	+0.24	−20.98	+0.48	−37.60
11	+0.16	−39.88	+0.82	−50.74	+0.44	−114.00	+0.42	−21.32	+0.42	−20.56	+0.24	−37.36
12	−0.64	−40.52	−6.80	−57.54	−1.52	−115.52	−1.52	−22.84	−3.22	−23.78	−0.08	−37.44
R6.1	+0.06	−40.46	−0.42	−57.96	−0.82	−116.34	−0.06	−22.90	+2.04	−21.74	+5.94	−31.50
2	+0.58	−39.88	+6.12	−51.84	+1.90	−114.44	+1.74	−21.16	+1.34	−20.40	+3.40	−28.10
3	+0.12	−39.76	+1.26	−50.58	+0.74	−113.70	+0.26	−20.90	+0.32	−20.08	+0.92	−27.18

２－２　観測井地下水位変動状況

（１）　経年変化

（単位：m）

観測所名	木田観測所						下荒井観測所					
井戸深度	28m井			130m井			25m井			51m井		
年度＼区分	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
S51	18.60	25.49	21.55	18.00	36.92	24.54	4.40	10.50	5.89	14.10	27.38	17.82
52	16.83	23.62	20.70	16.20	33.85	22.88	3.27	9.80	5.40	12.70	23.24	16.81
53	15.72	13.04	19.02	15.00	29.33	21.19	3.25	7.31	4.88	12.28	20.01	15.69
54	13.85	13.30	18.07	13.10	31.45	20.18	2.69	9.08	4.66	10.19	23.19	14.80
55	14.11	15.06	17.48	13.80	35.60	19.52	2.60	9.83	4.37	10.82	26.38	14.11
56	13.65	10.42	16.62	12.75	27.00	18.44	2.73	7.60	4.04	8.80	18.00	12.63
57	13.14	21.39	16.37	12.20	26.80	17.95	3.17	8.44	4.39	8.93	18.30	11.60
58	13.91	24.67	17.02	13.60	33.00	18.80	2.97	10.93	4.64	9.18	13.88	11.97
59	13.78	23.42	16.86	13.35	28.70	18.25	3.06	9.50	4.66	8.74	10.36	11.54
60	13.54	24.68	17.59	12.70	33.42	18.84	2.70	11.38	4.53	9.07	23.09	12.34
61	12.33	20.08	15.64	11.50	25.42	16.94	2.76	9.25	4.05	7.42	17.30	9.92
62	12.51	19.02	15.22	11.62	23.60	16.51	2.95	8.16	4.07	7.20	14.90	9.20
63	12.37	17.17	14.41	10.99	21.67	15.41	2.54	6.26	3.52	6.49	11.95	8.46
H1	11.74	20.02	13.44	11.24	28.74	13.20	2.85	9.41	3.50	6.64	15.97	8.06
2	10.65	20.27	14.70	9.78	27.10	15.70	2.68	9.44	4.11	5.00	15.96	7.65
3	10.23	17.10	13.99	9.98	20.54	15.14	2.80	6.28	3.96	4.76	10.56	7.17
4	10.74	16.95	13.73	10.26	21.08	14.72	2.88	6.56	3.89	5.16	11.76	7.38
5	10.55	19.67	13.25	9.62	24.50	14.16	2.60	8.56	3.62	5.00	13.56	7.05
6	9.98	20.02	13.32	9.28	24.90	14.19	2.44	8.64	3.93	4.76	16.34	7.18
7	8.86	20.27	12.51	8.32	27.12	13.29	2.28	9.28	3.98	4.04	15.92	6.55
8	9.40	16.77	12.51	8.80	20.86	13.40	2.52	6.20	3.48	3.60	10.60	6.47
9	9.04	17.70	11.89	8.32	22.20	12.65	2.24	6.20	3.26	3.84	11.40	6.16
10	8.56	17.24	11.22	7.84	22.40	11.86	1.92	7.32	3.09	3.44	12.00	5.58
11	8.68	16.48	11.04	8.08	21.92	11.69	2.32	7.12	3.16	3.36	10.72	5.09
12	8.28	20.32	10.83	8.00	28.32	11.28	2.40	10.72	3.35	2.84	13.28	4.46
13	8.08	16.36	11.81	7.68	16.88	10.50	2.16	5.76	2.96	2.72	10.96	3.90
14	9.68	17.88	11.63	7.28	22.00	10.16				2.48	10.20	3.99
15	9.02	20.28	11.38	6.56	23.68	9.98				2.36	12.64	3.99
16	8.20	18.15	10.79	7.04	23.84	10.41				2.16	11.80	3.58
17	8.16	22.38	11.04	7.34	25.38	10.95				2.28	13.08	5.13
18	7.00	11.15	8.04	6.70	15.92	8.78				2.96	6.24	3.76
19	6.50	15.47	8.28	6.46	21.38	9.01				2.68	9.48	3.83
20	5.23	13.77	7.30	5.90	18.86	8.13				2.16	7.76	3.19
21	5.54	16.10	7.13	5.50	22.26	7.72				2.08	9.50	3.08
22	5.34	21.48	6.87	5.50	29.64	5.59				2.02	12.76	3.42
23	5.44	18.02	7.09	5.58	23.98	8.37				2.10	10.70	3.39
24	5.69	13.41	7.38	5.46	19.96	8.13	平成14年4月1日から測定停止			2.02	7.20	2.90
25	5.51	11.08	6.79	5.84	15.08	7.49				1.72	5.54	2.55
26	5.35	15.69	7.37	5.62	20.70	7.98				1.72	9.23	2.90
27	4.42	15.20	6.25	4.70	21.84	7.36				1.33	8.71	2.33
28	4.55	15.40	6.53	5.08	20.96	7.78				1.51	9.42	2.41
29	4.31	23.02	7.46	4.80	31.42	9.01				1.13	14.01	2.76
30	4.09	8.83	5.34	4.12	14.42	5.95				1.16	5.27	1.86
R1	3.44	6.47	4.51	3.16	10.00	4.85				1.10	4.09	1.65
2	3.20	17.67	5.13	2.96	22.10	5.47				0.93	10.49	2.12
3	3.73	16.36	6.61	1.77	19.92	6.72				0.76	8.45	1.98
4	3.98	17.59	5.28	2.53	25.41	5.28				1.00	10.70	2.46
5	3.55	12.24	4.67	1.74	17.97	4.67				2.77	5.83	3.09

（２）　月別変化（令和５年度）

（単位：m）

観測所名	木田観測所						下荒井観測所					
井戸深度	28m井			130m井			25m井			51m井		
月＼区分	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
R5.4	4.39	4.80	4.58	2.22	5.76	4.52				2.92	3.20	3.07
5	3.95	4.62	4.34	2.46	5.64	4.49				2.89	3.24	3.05
6	3.91	4.33	4.12	2.13	5.52	4.17				2.95	3.22	3.08
7	3.78	4.57	4.14	2.10	5.88	4.27				3.01	3.30	3.09
8	4.07	4.85	4.48	2.55	6.24	4.69				3.06	3.33	3.20
9	4.35	4.80	4.60	2.52	5.85	4.70	平成14年4月1日から測定停止			3.05	3.29	3.20
10	4.06	4.78	4.38	2.19	5.91	4.32				2.90	3.19	3.03
11	3.95	4.53	4.24	2.10	5.28	4.12				2.80	3.05	2.90
12	3.91	12.24	6.03	1.74	17.97	6.14				2.80	5.83	3.27
R6.1	4.30	10.86	6.09	2.46	14.82	6.05				2.84	5.25	3.30
2	3.71	6.75	4.83	1.74	7.92	4.53				2.80	3.66	3.01
3	3.55	5.36	4.21	2.01	6.57	4.04				2.77	3.20	2.87

（1）　経年変化　（単位：m）

観測所名	春山観測所						湊観測所		
井戸深度	43m井			150m井			204m井		
区分／年度	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
S51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59	7.92	16.72	10.63	11.01	25.80	14.98			
60	7.66	18.80	10.71	10.50	31.14	15.17			
61	6.84	14.76	9.83	8.78	23.99	13.36			
62	7.05	13.75	9.70	8.95	20.97	13.00			
63	7.03	11.78	9.09	9.15	18.62	12.18			
H1	7.23	14.99	9.26	9.42	25.94	12.33			
2	6.07	14.99	9.32	7.62	25.80	12.56			
3	6.35	12.23	8.90	7.86	17.88	11.83			
4	6.44	12.00	8.91	8.44	18.34	11.68	9.40	15.72	11.91
5	6.29	14.72	8.65	8.08	24.00	11.33	9.32	21.52	11.45
6	6.26	15.12	8.88	7.88	24.32	11.57	8.72	20.08	11.84
7	5.54	15.23	8.23	7.32	25.34	10.77	8.08	19.60	10.85
8	6.11	12.37	8.31	7.62	18.34	10.89	8.48	15.60	11.19
9	5.56	13.36	7.86	6.88	20.00	10.10	7.84	16.64	10.45
10	5.52	13.48	7.54	6.96	21.04	9.76	6.40	16.16	9.59
11	5.72	12.76	7.69	7.20	20.88	10.18	5.44	13.92	7.66
12	5.52	16.56	7.75	8.00	27.44	10.85	5.92	15.92	8.00
13	5.24	11.00	7.19	7.84	17.04	10.23	5.04	10.32	6.69
14	5.12	13.48	6.99	7.60	22.16	9.83	5.04	11.44	6.33
15	5.84	15.96	8.20	6.80	24.32	9.83	4.64	13.36	6.16
16	6.56	15.56	8.30	7.12	24.08	9.45	4.16	11.04	5.55
17	6.44	16.93	8.56	7.04	27.24	10.38	4.56	15.58	8.30
18	5.68	9.98	7.14	6.82	16.48	8.65	7.12	9.70	7.92
19	5.63	13.68	7.15	6.70	21.88	8.78	7.06	12.40	7.90
20	5.01	11.82	6.52	5.80	19.10	7.83	6.30	10.62	7.50
21	4.82	13.85	6.36	5.70	22.40	7.64	6.06	11.56	7.01
22	5.05	17.25	6.87	5.70	23.82	8.67	5.98	15.30	7.54
23	4.95	13.88	6.47	5.72	22.32	8.13	5.82	11.64	7.18
24	4.70	11.97	6.35	5.64	20.36	7.91	6.20	10.10	7.09
25	4.47	8.85	5.70	5.66	15.36	7.22	5.92	8.12	6.63
26	4.26	12.63	6.02	5.43	22.29	8.26	5.68	11.06	6.75
27	3.75	12.60	5.37	3.75	22.80	6.22	5.10	9.06	5.94
28	4.29	12.15	5.88	4.56	21.81	6.94	5.34	9.36	6.24
29	4.26	18.96	6.74	4.95	21.84	7.03	5.25	14.43	6.88
30	4.29	7.68	5.23	4.44	15.12	5.99	5.22	6.93	5.78
R1	3.39	5.97	4.51	3.63	10.17	5.14	4.71	5.94	5.38
2	2.88	15.18	4.74	3.18	21.66	5.30	4.62	10.62	5.76
3	2.46	12.24	4.70	3.39	20.88	6.44	4.20	9.36	5.88
4	2.49	15.63	4.44	3.09	24.81	5.39	4.02	10.08	5.42
5	2.28	10.56	3.87	2.43	19.65	4.55	3.78	8.16	5.01

（2）　月別変化（令和５年度）　（単位：m）

観測所名	春山観測所						湊観測所		
井戸深度	43m井			150m井			204m井		
区分／月	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
R5.4	3.12	4.59	3.88	3.57	5.01	4.43	4.56	5.61	5.08
5	2.52	4.41	3.65	3.18	5.01	4.12	4.23	5.31	4.85
6	2.55	4.26	3.62	2.97	4.80	4.08	4.02	5.31	4.77
7	2.73	4.44	3.73	3.54	5.22	4.25	4.20	5.46	4.83
8	3.12	4.74	3.97	3.57	5.34	4.57	4.47	5.73	5.13
9	3.27	4.59	4.08	3.96	5.34	4.69	4.62	5.70	5.19
10	2.73	4.44	3.77	3.57	5.07	4.33	4.29	5.52	4.90
11	2.61	4.29	3.63	3.39	4.86	4.20	4.05	5.28	4.75
12	2.49	10.56	4.72	3.24	19.65	6.09	3.93	7.44	5.29
R6.1	2.49	8.79	4.44	2.49	15.15	5.77	4.29	8.16	5.77
2	2.28	5.37	3.68	2.88	7.71	4.20	3.93	6.72	5.14
3	2.28	4.35	3.27	2.43	7.17	3.86	3.78	5.67	4.61

２－３　水準点の変動状況

水準点番号	所在地	目標	S23～S36	S36～S46	S46～S49	S49～S50	S50～S51	S51～S52	S52～S53
008-404	石盛町	上森田バス停前							
008-405	八重巻東町	福井銀行森田支店前							
900	下森田桜町	小武寛士宅前	−29.3	−82.5	−33.7	−3.9	−2.8	−12.1	+4.2
901	高木町	JA福井市中藤島支店		−74.9	−36.9	−6.9	−0.3	−9.2	+1.4
902	文京１丁目	三井住友銀行福井寮前	−77.1	−136.9	−49.2	−7.1	+3.1	−11.3	+3.3
131	文京２丁目	明道中学校							
交5258	松本２丁目	簸川神社	−102.4	−114.4		−7.9	+3.4	−11.3	+1.4
132	松本４丁目	尾上公園							
008-410	大手３丁目	中山酒店前					+4.4	−11.0	+0.7
903	大手３丁目	中央公園		−228.7	−93.8	−15.8	+3.8	−15.2	−6.0
福井原標	大手３丁目	福井県庁							
* 008-411	毛矢１丁目	内山文長宅前					+3.8	−6.9	+2.4
* 904	西木田１丁目	毛矢公園		−677.5		−24.3	+3.7	−11.2	−1.9
* 008-412	みのり１丁目	松井メガネ前					+0.3	−4.4	+0.3
* 125	月見２丁目	自動車排ガス観測局							
* 905	花堂北２丁目	秘鍵寺		−6.0	−30.4	+4.2	+2.6	+1.6	+4.0
* 008-413	花堂中１丁目	花堂交番前					+1.2	−12.7	−1.7
* 906	下荒井町	八幡神社	−116.1	−409.9	−254.2	−24.4	−6.4	−23.6	−8.4
* 40	下荒井町	下荒井観測所						−31	−11
008-415	今市町	ホクコン駐車場前					−9.2	−26.1	−10.1
008-416	今市町	清水カーセンター前					+4.8	−8.4	−1.5
907	今市町	稲荷神社		−34.8	−54.7	−3.1	+7.0	−3.4	−0.8
008-417	真木町	福井信用金庫麻生津支店前						−11.6	−3.3
008-418	浅水三ヶ町	安川自動車前					−4.7	−15.6	−5.1
908	下江尻町	田島泰宅前				−5.3	+9.0	−1.2	+0.8
3246	砂子田町	九頭竜川堤防					−13.8	−29.7	−3.6
42	昭和新町	白山神社跡							+10.0
3247	布施田町	布施田橋左岸橋詰					−1.9	−21.9	+1.2
43	三宅町	白山神社							+16.0
3248	江上町	金剱神社					+2.2	−9.7	+5.1
3249	田ノ谷町	大安寺公民館記念碑				−14.1	−0.7	−10.8	−1.8
3250	地蔵堂町	明治橋左岸橋詰				−15.0	+0.6	−12.1	−1.4
3250	深谷町	廣部硬器前							
3251	文京６丁目	川田公園				−16.4	+0.6	−15.3	−0.5
15	乾徳２丁目	乾公園					+4.4	−17.6	−8.3
15-1	乾徳２丁目	裁判所官舎							
130	花月１丁目	西公園							
13	天池町	森田・金津線交差点					−4	−17	−3
113	灯明寺２丁目	灯明寺公園							
14	新田塚町	新田塚公園					+2	−10	−2
100-1	文京３丁目	春山観測所							
109	照手２丁目	照手公園							
19	足羽２丁目	千年緑地					+0	−16	−7
44	足羽１丁目	緑公園							
117	順化２丁目	錦公園							
16	光陽４丁目	光陽中学校					−5	−22	−8
108	菅谷２丁目	三条公園							
119	学園２丁目	湊観測所							
118	八ツ島町	藤島中学校							
20	高木町	中藤小学校					−2	−6	+2
21	大和田町	大和田神社					−10	−8	+1
22	北野上町	天満神社					−5	+0	+4
5256	上中町	野村正行宅前				−1	+0	−3	+4
5257	新保１丁目	片岡食品店南側				−1	−2	−7	+4

（単位:mm）

変動量											累　積 沈　下　量	標　　高 （　m　）
S53～S54	S54～S56	S56～S60	S60～63	S63～H4	H4～H8	H8～H12	H12～H16	H16～H20	H20～H24	H24～H28		
								-5.2	-1.3	1	-5.4	8.1338
								-4.1	-0.1	3	-1.7	7.6475
+5.5	-2.5	-8.2	-5.6	-10.0	-5.0	+0.7	-0.6	-5.5	-1.1	1	-191.5	8.3758
+5.3	-4.3	-9.5	-5.3	-4.6	-4.1	-1.9	+0.9	-6.0	+0.1	-2	-157.8	8.1477
+6.4	-6.4	-15.1	-4.2	-3.3	-2.1	+1.5	+3.2	-5.0	-1.6	1	-300.4	7.2444
								設　置	-1.0	-3	-4.0	6.6530
+4.0	-5.0	-13.0	-4.1	-3.9	-6.7	-2.3	+3.6	-6.7	+1.3	1	-263.4	8.1120
								設　置	-3.0	-5	-8.0	7.597
+0.2	-14.8	-17.0	-5.1	-19.6	亡　失					0	-62.2	-
+0.0	-18.8	-16.8	-4.4	-11.0	-7.8	+0.0	+4.0	-8.4	+3.0	1	-415.1	9.3518
			-9	-6	-4	+2	+2	-8	-8	0	-31.0	11.3960
+3.0	-2.8	-12.9	亡　失							0	-13.4	-
+1.7	-4.6	-19.8	-5.7	-10.4	-0.7	+3.5	+9.5	-9.0	+2.7	2	-742.1	7.6222
-4.6	+0.4	-14.1	-4.2	-4.0	亡　失					0	-30.3	-
					設　置	+1	-2	-3	-3	-1	-7.5	9.2859
-0.7	+6.9	-3.5	-1.6	-0.2	-0.4	+1.2	+1.2	-1.4	-0.2	1	-21.7	9.0335
+2.2	-1.7	-12.8	改　埋	改　埋	-1.5	-0.6	+1.2	-9.5	-3.3	-1	-40.6	8.1125
+1.8	-2.6	-14.5	-2.2	-3.6	-3.0	+2.3	+2.0	-2.4	-1.3	-2	-868.5	7.7702
+3	-6	-22	-6	-7	-6	-1	+0	-5	-5	-6	-103.0	8.374
事　故	事　故	-27.7	-8.3	改　埋	+1.3	+1.3	+1.2	-1.9	-1.8	-12	-93.7	7.7444
+6.5	+2.6	-7.5	亡　失							0	-3.5	-
+5.0	+1.5	-8.2	-3.2	-3.5	-0.3	+2.3	-0.9	-2.7	+2.1	-2	-100.1	9.7856
+0.7	-1.9	-8.8	-9.4	-13.7	+1.3	+0.6	+0.8	亡　失		0	-45.3	-
-6.3	-13.2	-16.7	-16.8	-17.4	-4.3	-5.7	-1.6	-5.9	+0.5	3	-109.7	9.8561
-1.5	-1.2	+1.7	-6.1	-4.2	+3.8	+1.5	+1.5	+0.0	+2.8	4	+5.5	11.0246
-15.0	-15.3	-28.5	-18.7	-10.8	-16.8	-9.8	-6.5	-13.9	+0.2	亡　失	-182.2	-
-7.5	-2.6	-8.0	-7.2	+2.4	-5.7	-1.0	+1.8	-6.5	+7.1	-3	-20.2	3.0564
-3.3	-7.6	-21.2	-11.0	-3.9	-11.1	-3.7	-6.2	-12.3	+3.9	-7	-105.8	7.7545
-1.1	+1.5	-0.7	-4.0	+2.8	-4.6	+0.0	+0.2	-6.3	+6.9	-4	+6.4	11.0867
+3.2	-2.1	-2.2	-7.3	-2.8	-5.7	-7.4	-4.1	-10.4	+2.2	-7	-45.7	6.5343
+1.9	-4.0	-17.4	-7.5	-3.8	-9.8	-4.8	-1.7	-12.8	+1.1	-5	-91.3	6.5617
+1.2	-9.7	-17.4	-9.8	-18.6	-10.1	-4.6	-4.5	亡　失		0	-101.4	-
								移　設	-1.8	-3	-5.0	6.8697
+3.3	-7.5	-15.9	移　設	-6.2	-4.1	+0.7	+4.7	-5.9	+1.1	0	-61.3	6.2703
-0.4	-13.2	-69.7	-36.7	-32.7	-19.7	-12.7	-14.1	-22.9	-4.7	-5	-253.3	5.8160
			設　置	-14	-13	-3	+2	-10	-2	-4	-44.0	6.013
								設　置	-2	-2	-4.0	6.720
+1	-7	-17	改　埋	-21	-6	+1	-2	-8	+1	0	-82.0	7.054
				設　置	-5	+3	-1	-7	+2	0	-8.0	6.533
+1	-1	-11	-12	-10	-5	+5	+1	改　埋	+0	1	-41.0	6.520
			+0	-6	-6	+2	+5	-5	+1	0	-9.0	7.505
			設　置	-11	-8	-2	+5	-8	+1	-1	-24.0	8.096
-4	+4	-27	-2	-6	-2	-4	+13	-6	+2	-4	-59.0	6.826
										設　置		8.613
				設　置	-5	+0	+3	-8	+1	0	-9	8.350
+0	-19	改　埋	-14	-10	-11	-3	-1	-11	-3	-3	-110	6.563
			設　置	-11	-12	-7	-5	-10	-1	-1	-47	6.339
				設　置	-14	-6	+1	-10	-2	-4	-35	6.535
				設　置	-15	+0	+0	-7	+0	0	-22	6.282
+4	-2	改　埋	-10	-6	-13	+3	-1	-6	+0	-1	-38	8.678
+0	-1	-11	-3	-2	-5	+5	-3	-4	+0	-1	-42	12.793
+2	+6	-9	+1	-2	-3	+8	-5	-3	+1	0	-5	17.751
+3	+2	-6	+2	-3	-2	+9	-3	-3	+2	0	+1	14.560
+0	+7	-13	+0	-3	-1	+1	+0	-5	+2	0	-18	10.444

水準点番号	所在地	目標							
			S23～S36	S36～S46	S46～S49	S49～S50	S50～S51	S51～S52	S52～S53
111	四ツ井２丁目	県小児療育センター							
129	四ツ井２丁目	県立病院駐車場前							
128	豊島２丁目	東公園							
127	北四ツ居3丁目	円山小学校							
114	高柳町	白山神社							
133	高木中央2丁目	高木中央２号公園							
115	大和田町	福井市中央卸売市場							
126	林藤島町	福井産業技術専門学院							
116	開発４丁目	緑ヶ丘公園							
3259	原目町	藤岡グラウンド					+1	-3	+3
3260	河水町	岡保小学校					+5	-3	+4
3261	荒木町	天満神社					+8	+1	+5
23	御幸２丁目	県立高志高等学校					+4	-12	-8
106	成和２丁目	成和グラウンド							
24	和田東町	八幡神社					+6	-8	+1
25	曽万布町	曽万布公民館					+9	-3	+7
120	問屋町２丁目	問屋公園							
102	若杉町	社北小学校							
112	加茂河原4丁目	熊野公園							
17	福新町	福井県教育研究所					-2	-15	+0
＊ 101	月見４丁目	山奥公園							
18	種池町	社南小学校					+1	-6	-2
121	合谷町	福井県消防学校							
122	南居町	県道真栗花堂線歩道							
123	三尾野町	防火水槽横							
124	中野町	麻生津西保育園							
＊ 103	江守中町	江守神社							
＊ 104	西谷２丁目	西谷南公園							
＊ 105	大島町	大島グラウンド							
＊ 26	春日３丁目	県建設技術センター					+6	-9	-1
＊ 26-1	木田１丁目	木田観測所						-13	-1
＊ 27	下馬１丁目	春日神社					+5	-6	+3
＊ 28	小稲津町	光福寺					+5	-2	+1
＊ 29	稲津町	白山神社					+6	+0	+1
＊ 30	羽水１丁目	県立羽水高等学校					+6	-5	+5
＊ 107	下六条町	福井県産業会館							
＊ 31	大町	白山神社					+2	-8	-1
＊ 110	江端町	向田公園							
＊ 32	下六条町	八幡神社					+5	-7	-3
＊ 33	下細江町	白山神社					+8	-1	+2
＊ 34	稲津町	足羽第一中学校					+6	-2	+4
＊ 35	下河北町	白山神社					+5	-8	-4
＊ 36	上河北町	白山神社					+5	-3	+1
＊ 37	上細江町	栗島神社					+5	-2	+1
3270	徳光町	八幡神社					+5	+0	+1
3271	太田町	江前秀夫宅前					+2	+0	+1
3272	半田町	ＪＲ大土呂駅					-1	-9	-5

(資料)国土地理院、福井県環境政策課、福井市環境廃棄物対策課

(注1)＊印は福井県地盤沈下対策要綱に基づく対象地域

(注2)観測の基準日は各年10月1日

（単位:mm）

変動量											累積沈下量	標高（m）
S53～S54	S54～S56	S56～S60	S60～63	S63～H4	H4～H8	H8～H12	H12～H16	H16～H20	H20～H24	H24～H28		
			設置	-3	-2	+6	+0	亡失		0	+1	—
							設置	-8	-2	0	-10	9.747
							設置	-9	改埋	-3	-12	8.633
						設置	-3	-10	-1	-1	-15	9.871
				設置	-10	-4	-8	亡失		0	-22	-
								設置	+0	-1	-1	8.508
				設置	-9	-2	-1	-6	+2	-1	-17	11.292
						設置	-10	-8	-3	-1	-22	13.346
				設置	-8	+0	+0	-6	+1	0	-13	8.381
+1	+2	-12	+5	-3	-3	+5	-1	-4	+3	0	-6	11.030
+0	+2	-11	+1	-2	-5	+7	+1	-5	+3	2	-1	11.943
-1	+6	-5	+3	-1	-2	+4	+2	-3	+3	2	+22	14.594
+6	-5	-19	-4	-6	-4	+4	-3	-5	-25	0	-77	8.786
			-5	-8	-6	+2	+1	-5	+1	-1	-21	9.971
+5	+2	-20	-1	改埋	-1	+3	+1	-4	+1	0	-15	10.952
-3	+8	-13	改埋	-3	+0	+3	+4	-3	+2	1	+9	12.112
				設置	-7	+5	+2	-6	+4	1	-1	9.891
			-10	-14	-7	-2	-1	-8	-4	-2	-48	6.853
			設置	-5	-3	+3	+3	-4	+0	1	-5	11.330
+4	-4	-16	-10	-10	-4	-1	+0	-8	-3	-1	-70	6.345
			-16	-16	-10	-13	-4	-10	-3	-2	-74	6.453
+2	-7	-6	-6	-11	-5	-4	-1	-29	-8	-2	-84	7.231
				設置	-3	-3	-1	-3	-1	-1	-12	7.847
				設置	-30	-21	-10	-8	-5	-4	-78	8.531
				設置	-12	-15	-4	-8	-5	-4	-48	8.946
				設置	-4	-3	+0	-4	+1	-2	-12	9.192
			-5	-10	+0	-3	+4	-2	-1	-2	-19	7.820
			-7	-14	-2	-5	+2	-6	-5	-1	-38	6.962
			-5	-7	-1	+0	+1	-4	+0	0	-16	7.279
+4	-3	-18	-5	-8	-8	+4	+3	-11	-7	-7	-60	8.703
+2	-2	-22	-2	-7	+0	+8	+6	-6	+1	0	-36	8.349
+2	+2	-17	+1	-10	-8	+0	+7	-5	+2	0	-24	10.410
+0	+3	-11	+0	+0	-5	+1	+3	-2	+1	0	-6	11.892
-3	+5	-6	-1	-2	+0	+4	+1	-4	+2	2	+5	14.119
+1	-6	-11	改埋	-14	-8	+1	+0	-9	+0	-2	-42	9.079
			-19	-20	-12	-6	+2	-9	-1	-4	-69	9.723
+2	-1	-13	-2	-6	-3	-1	+2	-3	+0	1	-31	8.288
			設置	-11	-7	+2	-1	-4	-1	1	-21	7.689
+2	+1	-15	-5	-10	-12	-4	-3	-6	-6	-2	-65	9.271
-1	+6	-3	-1	-3	-8	+3	+1	-1	+1	2	+5	11.410
-2	+4	-10	-8	改埋	-17	+1	+1	-4	+2	0	-25	13.019
改埋	-6	-12	+0	-4	-3	+2	+2	-2	+0	-8	-38	8.486
+4	+4	-4	+0	-2	-3	+3	+3	-2	+1	1	+8	10.457
+1	+5	-3	+0	-4	-4	+1	+3	-2	+2	0	+3	12.586
+2	+5	-8	+0	-2	-1	-1	-1	-2	+1	-1	-2	12.182
+3	+4	-5	+0	-3	+2	+1	+1	-1	+2	1	+8	10.914
+4	-6	-8	-3	-5	+1	事故	-10	-9	+1	-11	-61	9.402

３　土壌汚染に係る環境基準等

（１）土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の基準
カドミウム	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米１kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液１Ｌにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌１kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
１，２－ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004mg 以下であること。
１，１－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.1mg 以下であること。
１，２－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.04mg 以下であること。
１，１，１－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。
１，１，２－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
１，３－ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液１Ｌにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。
１，４－ジオキサン	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下であること。

（２）土壌汚染対策法に定める特定有害物質と区域の指定に係る基準

特定有害物質 (法第２条第１項)		土壌汚染対策法の指定基準（法第６条第１項）	
		<直接摂取によるリスク>	<地下水等の摂取によるリスク>
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	クロロエチレン	―	検液 1L につき 0.002mg 以下
	四塩化炭素	―	検液 1L につき 0.002mg 以下
	1,2-ジクロロエタン	―	検液 1L につき 0.004mg 以下
	1,1-ジクロロエチレン	―	検液 1L につき 0.1mg 以下
	1,2-ジクロロエチレン	―	検液 1L につき 0.04mg 以下
	1,3-ジクロロプロペン	―	検液 1L につき 0.002mg 以下
	ジクロロメタン	―	検液 1L につき 0.02mg 以下
	テトラクロロエチレン	―	検液 1L につき 0.01mg 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	―	検液 1L につき 1mg 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	―	検液 1L につき 0.006mg 以下
	トリクロロエチレン	―	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ベンゼン	―	検液 1L につき 0.01mg 以下
第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につき 45mg 以下	検液 1L につき 0.003mg 以下
	六価クロム化合物	土壌 1kg につき 250mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下
	シアン化合物	土壌 1kg につき 遊離シアン 50mg 以下	検液中に検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壌 1kg につき 15mg 以下	検液 1L につき 0.0005mg 以下
	うちアルキル水銀		検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	鉛及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	砒素及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 0.8mg 以下
	ほう素及びその化合物	土壌 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
第三種特定有害物質（農薬等）	シマジン	―	検液 1L につき 0.003mg 以下
	チオベンカルブ	―	検液 1L につき 0.02mg 以下
	チウラム	―	検液 1L につき 0.006mg 以下
	ＰＣＢ	―	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	―	検液中に検出されないこと

4　土壌汚染対策法に基づく区域指定

（1）形質変更時要届出区域

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

指定年月日	所在地	面積(㎡)	調査契機	特定有害物質の種類
H18.11.1	福井市坂下町 7 字ほかの一部	5,393	第 3 条	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
H27.10.19 一部解除 H31.2.28	福井市文京 4 丁目 2301-1 の一部、2301-2 の一部、2302-1 の一部、2302-2 の一部、2303 の一部、2327 の一部	400	第 3 条	砒素及びその化合物
H27.11.18	福井市松本 1 丁目 239 番	312.97	第 3 条	ふっ素及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物
H28.7.27	福井市花堂東 1 丁目 101 番の一部	400	第 14 条	鉛及びその化合物

（2）要措置区域

R5.3.13	福井市山奥町 5 4 字 4 番の一部	151.67	第 3 条	テトラクロロエチレン

第５部　騒音・振動関係資料

１　環境基準等

(１) 騒音に係る環境基準

①　一般地域（道路に面する地域以外の地域）

（単位：dB、等価騒音レベル）

時間の区分／地域の類型	昼間(AM6~PM10)	夜間(PM10~AM6)
ＡＡ	５０	４０
Ａ	５５	４５
Ｂ	５５	４５
Ｃ	６０	５０

ＡＡ：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
Ａ：第１種・第２種低層住居専用地域、第１種・第２種中高層住居専用地域及び田園住居地域
Ｂ：第１種・第２種住居地域及び準住居地域
Ｃ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

②　道路に面する地域の環境基準

（単位：dB、等価騒音レベル）

時間の区分／地域の区分	昼間(AM6~PM10)	夜間(PM10~AM6)
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	６０	５５
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	６５	６０

Ａ：第１種・第２種低層住居専用地域、第１種・第２種中高層住居専用地域及び田園住居地域
Ｂ：第１種・第２種住居地域及び準住居地域
Ｃ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

③　道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例

（単位：dB、等価騒音レベル）

昼間(AM6~PM10)	夜間(PM10~AM6)
７０	６５

(注) １　個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。
２　幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び４車線以上の市道をいう。
３　近接する空間とは、道路端からの距離が、２車線以下の道路にあっては15m、２車線を越える道路にあっては20mまでをいう。

(２) 騒音規制法に定める自動車騒音の限度値

（単位：dB、等価騒音レベル）

区域の区分＼時間の区分	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
ａ区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	６５	５５
ａ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	７０	６５
ｂ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	７５	７０

ａ区域：第１種・第２種低層住居専用地域、第１種・第２種中高層住居専用地域及び田園住居地域
ｂ区域：第１種・第２種住居地域及び準住居地域
ｃ区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(３) 騒音規制法に定める特定工場に係る騒音の規制基準

（単位：dB(Ａ)）

	朝(AM6~AM8)	昼間(AM8~PM7)	夕(PM7~PM10)	夜間(PM10~AM6)
第１種区域	４５	５０	４０	４０
第２種区域	５０	６０	５０	４５
第３種区域	６０	６５	６０	５５
第４種区域	６５	７０	６５	６０

第１種区域：第１種・第２種低層住居専用地域及び田園住居地域
第２種区域：第１種・第２種中高層住居専用地域、第１種・第２種住居地域及び準住居地域
第３種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第４種区域：工業地域

(４) 振動規制法に定める道路交通振動の限度値

（単位：dB）

区　域	用　途　地　域	昼間(AM6~PM10)	夜間(PM10~AM6)
第１種	第１種・第２種低層住居専用地域 田園住居地域 第１種・第２種中高層住居専用地域 第１種・第２種住居地域 準住居地域	６５	６０
第２種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	７０	６５

(５) 振動規制法に定める特定工場に係る振動の規制基準

（単位：dB）

区　域	用　途　地　域	昼間(AM6~PM10)	夜間(PM10~AM6)
第１種	第１種・第２種低層住居専用地域 田園住居地域 第１種・第２種中高層住居専用地域 第１種・第２種住居地域 準住居地域	６０	５５
第２種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	６５	６０

2　騒音測定結果

（1） 道路に面する地域の騒音調査（令和５年度）

地点番号	路線名	測定地点	評価区間	騒音測定結果 Leq（dB）		評価対象住居等戸数（戸）	環境基準超過戸数（戸）	環境基準達成率（%）
1	一般国道８号	米松１丁目（準用）	新保町～米松２丁目	昼間	71	246	0	100
				夜間	69		4	98.4
		米松１丁目	米松２丁目～和田２丁目	昼間	71	298	19	93.6
				夜間	69		48	83.9
2	一般国道158号	和田東２丁目	和田２丁目～稲津町	昼間	70	162	1	99.4
				夜間	64		2	98.8
3	一般県道福井停車場米松線	宝永２丁目	大手２丁目～宝永２丁目	昼間	63	332	0	100
				夜間	55		0	100
		宝永１丁目	宝永２丁目～志比口２丁目	昼間	65	317	0	100
				夜間	58		0	100
		宝永１丁目（準用）	志比口２丁目～米松２丁目	昼間	65	105	0	100
				夜間	58		0	100
4	一般県道三尾野別所線	花堂南２丁目	三尾野町～花堂南２丁目	昼間	68	275	0	100
				夜間	62		0	100
		花堂南２丁目（準用）	花堂南１丁目～別所町	昼間	68	86	0	100
				夜間	62		0	100

3　騒音・振動規制法に基づく特定施設届出状況

(1) 騒音規制法に基づく届出

①　特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

特 定 施 設 名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	220	75
(2) 空気圧縮機及び送風機	1,239	215
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	17	5
(4) 織機	5,738	227
(5) 建設用資材製造機械	5	4
(6) 穀物用製粉機	-	-
(7) 木材加工機械	180	74
(8) 抄紙機	1	1
(9) 印刷機械	326	90
(10) 合成樹脂用射出成形機	101	10
(11) 鋳型造型機	7	2
計	7,834	703

②　特定建設作業の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

作 業 の 種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
(1) くい打機等を使用する作業	11	3	4
(2) びょう打機を使用する作業	-	-	-
(3) さく岩機を使用する作業	69	71	63
(4) 空気圧縮機を使用する作業	4	2	1
(5) コンクリートプラント等を設けて行う作業	-	-	-
(6) バックホウを使用する作業	17	5	7
(7) トラクターショベルを使用する作業	-	-	-
(8) ブルドーザーを使用する作業	-	-	-
計	101	81	75

（2）　振動規制法に基づく届出

① 特定施設の届出状況　　（令和 6 年 3 月 31 日現在）

特 定 施 設 名	特定施設数	特定工場数
（１）金属加工機械	147	53
（２）圧縮機	633	159
（３）土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	14	3
（４）織機	2,164	87
（５）コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械等	−	−
（６）木材加工機械	7	6
（７）印刷機械	76	27
（８）ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	1	−
（９）合成樹脂用射出成形機	118	9
(10) 鋳型造型機	2	2
計	3,162	346

② 特定建設作業の届出状況　　（令和 6 年 3 月 31 日現在）

作 業 の 種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
（１）くい打機等を使用する作業	11	2	4
（２）鋼球を使用する作業	−	−	−
（３）舗装版破砕機を使用する作業	−	−	−
（４）ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業	63	63	58
計	74	65	62

第６部　悪臭・その他関係資料

１　悪臭に係る規制基準

（1） 悪臭防止法に係る規制基準

<table>
<tr><td colspan="2">規制地域</td><td colspan="3">規制基準（臭気指数）</td></tr>
<tr><td></td><td>都市計画法の規定による用途地域の区分</td><td>敷地境界線</td><td>気体排出口</td><td>排出水</td></tr>
<tr><td>第 1 種区域</td><td>第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
田園住居地域</td><td rowspan="2">12</td><td rowspan="4">悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 で定められた方法により算出される値</td><td rowspan="2">28</td></tr>
<tr><td>第 2 種区域</td><td>第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域</td></tr>
<tr><td>第 3 種区域</td><td>近隣商業地域
商業地域
準工業地域</td><td>15</td><td>31</td></tr>
<tr><td>第 4 種区域</td><td>工業地域</td><td>18</td><td>34</td></tr>
</table>

※規制対象となるのは全ての工場、事業場

（2） 福井県公害防止条例又は福井市公害防止条例に係る規制基準

<table>
<tr><td colspan="2">規制地域</td><td>福井県公害防止条例</td><td>福井市公害防止条例</td></tr>
<tr><td></td><td>都市計画法の規定による用途地域の区分</td><td>敷地境界線</td><td>敷地境界線</td></tr>
<tr><td>第 5 種区域</td><td>工業専用地域</td><td>18</td><td>18</td></tr>
<tr><td>その他の区域</td><td>第 1～5 種区域以外の地域</td><td>18</td><td>15</td></tr>
</table>

※福井県公害防止条例又は福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場・事業場が、規制の対象となる。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場・事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されない。

〈臭気指数とは〉

悪臭の規制には「物質濃度規制」と「臭気指数規制」の２つがあり、福井市では臭気指数規制を導入している。臭気指数とは、人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもので、においが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率から計算されるため、物質濃度規制よりも実際の被害感覚に即した規制を行うことができる。

２　福井県公害防止条例に基づく悪臭の特定施設届出状況

（１）福井県公害防止条例に基づく悪臭の特定施設届出状況

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

用途地域の区分 特定施設	住　居	商　業	工　業	その他の地域	特定施設数	事業所数
動物等の飼養場において用いる施設	−	−	−	44	44	11
けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いる施設	−	−	−	−	−	−
死亡獣畜取扱場において用いる施設	−	−	−	−	−	−
化製場において用いる施設	−	−	−	−	−	−
合　　計					44	11

（注）①住居：第１・２種低層住居専用地域、第１・２種中高層住居専用地域、第１・２種住居地域及び田園住居地域
②商業：近隣商業地域及び商業地域
③工業：準工業地域、工業地域及び工業専用地域

第７部　ダイオキシン類関係資料

１　ダイオキシン類に係る環境基準

（１）ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m^3以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

※pg は１兆分の１g

２　測定結果

（１）大気測定結果

No.	区分	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m^3)
1	一般地域	豊島（福井局）	令和５年５月 15 日～5 月 22 日	0.023
			令和５年８月 16 日～8 月 23 日	0.0092
			令和５年 11 月 20 日～11 月 27 日	0.028
			令和６年 ２月 13 日～2 月 20 日	0.013
			年　平　均　値	0.018
2	廃棄物焼却施設周辺地域	西別所（ふれあい会館）	令和５年５月 15 日～5 月 22 日	0.0056
			令和５年８月 16　日～8 月 23 日	0.0068
			令和５年 11 月 20 日～11 月 27 日	0.0042
			令和６年３月 16 日～3 月 23 日	0.013
			年　平　均　値	0.0074

（２）河川測定結果（水質・底質）

No.	区分	水域名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度		
					水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g)
1	河川	日野川	清水山橋	令和5年11月27日	0.096		0.34
2		足羽川	水越橋	令和5年11月27日	0.086		0.13
3		底喰川	西野橋	令和5年11月21日	0.094		0.53
4		八ヶ川	高江橋	令和5年11月21日	0.32		0.89
5		馬渡川	末端	令和5年6月7日	0.30	平均値 0.20	－
				令和5年11月21日	0.095		2.4
6		荒川	水門	令和5年11月21日	0.27		1.2
7		天王川	末端	令和5年11月27日	0.094		0.30
8		狐川	狐橋	令和5年11月21日	0.22		1.6
9		江端川	江守橋	令和5年11月27日	0.17		0.58

（３）地下水測定結果

No.	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)
1	白方町	令和5年7月26日	0.062

（４）土壌測定結果

No.	区分	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)
1	廃棄物焼却施設周辺	安波賀町	令和5年8月10日	2.5

３　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設届出状況

（１）ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

政令別表第 1	施設	施設数	工場数
1	鉄鋼業焼結施設	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	3	1
5	廃棄物焼却炉	18	13

（２）ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準適用事業場

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

政令別表第 1	施設	工場数
1	パルプ等製造業の漂白施設	0
2	カーバイド法アセチレン製造業の洗浄施設	0
3	硫酸カリウム製造業の廃ガス洗浄施設	0
4	アルミナ繊維製造業の廃ガス洗浄施設	0
5	担体付き触媒製造業の廃ガス洗浄施設	0
6	塩化ビニルモノマー製造業の洗浄施設	0
7	カプロラクタム製造業の硫酸濃縮施設	0
8	クロロベンゼン製造業の水洗施設等	0
9	フタル酸水素ナトリウム製造業のろ過施設等	0
10	ナフトキノン製造業のろ過施設等	0
11	ジオキサジンバイオレット製造業の誘導体分離施設等	0
12	アルミニウム・同合金製造業の廃ガス処理施設等	0
13	亜鉛回収業の精製施設等	0
14	担体付き触媒の金属回収に係るろ過施設等	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	3
16	廃ＰＣＢ等処理施設	0
17	フロン類の破壊に係るプラズマ反応施設等	0
18	下水道終末処理施設	0
19	工場・事業場からの排水処理施設	0

第８部　公害苦情関係資料

１　公害苦情の種類別発生件数の推移

公害の種類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
											件数	%
大気汚染	39	36	20	21	22	36	56	49	61	54	58	33.7
水質汚濁	31	23	30	33	33	19	16	16	30	21	10	5.8
土壌汚染	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	31	30	32	38	27	37	27	24	29	30	34	19.8
振動	4	3	6	1	3	4	2	5	2	0	5	2.9
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	18	15	11	15	13	13	11	8	14	17	13	7.6
その他	10	19	20	47	30	39	41	49	35	40	52	30.2
計	133	126	119	156	128	148	153	151	171	162	172	100

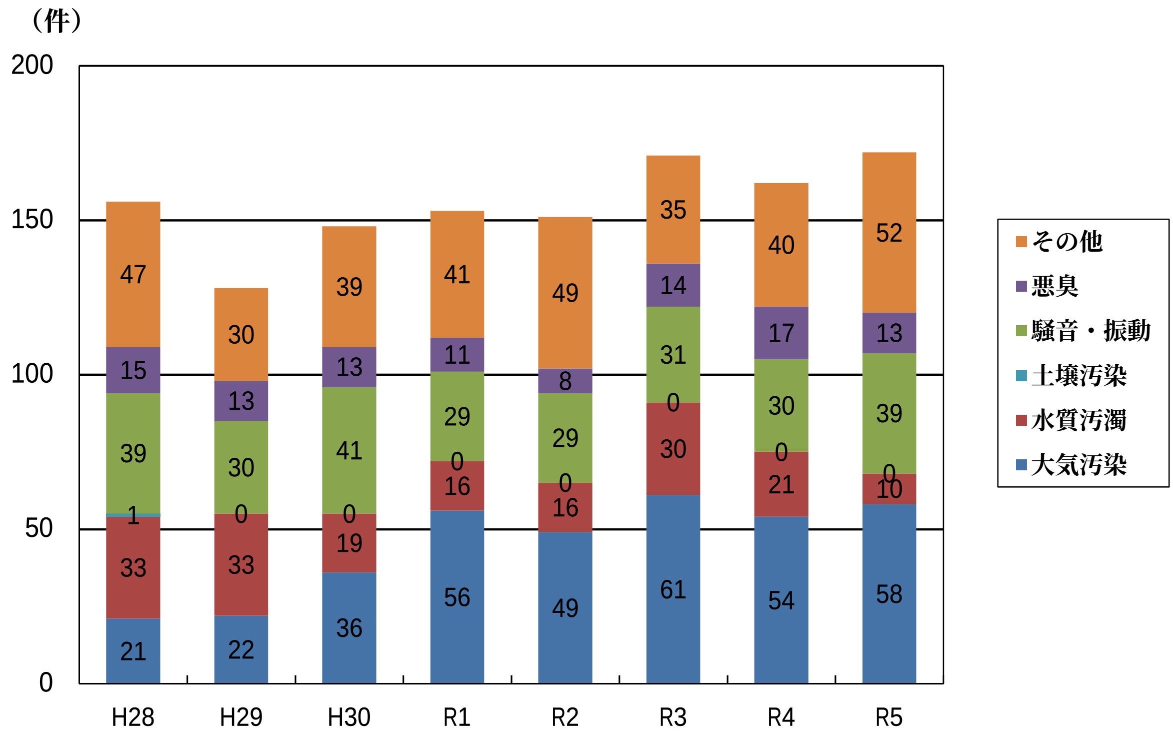

2　公害苦情の種類別・発生源別件数

（令和５年度）

公害の種類／発生源		典型７公害							典型７公害 小計	典型７公害以外	計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
会社・事業所	農業、林業	2	0	0	0	0	0	1	3	0	3
会社・事業所	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社・事業所	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社・事業所	建設業	4	0	0	12	4	0	0	20	2	22
会社・事業所	製造業	2	3	0	3	0	0	4	12	2	14
会社・事業所	電気･ガス･熱供給・水道業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
会社・事業所	情報通信業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
会社・事業所	運輸業、郵便業	1	0	0	1	0	0	0	2	1	3
会社・事業所	卸売業、小売業	4	0	0	2	0	0	0	6	1	7
会社・事業所	金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社・事業所	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社・事業所	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社・事業所	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
会社・事業所	生活関連サービス業、娯楽業	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2
会社・事業所	教育・学習支援業	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
会社・事業所	医療、福祉	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
会社・事業所	複合サービス業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
会社・事業所	サービス業（他に分類されないもの）	1	1	0	4	1	0	0	7	0	7
会社・事業所	公務（他に分類されないもの）	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2
会社・事業所	分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社・事業所	会社・事業所　小計	16	4	0	29	5	0	7	61	6	67
個　　人		30	0	0	0	0	0	3	33	15	48
そ　の　他		1	0	0	3	0	0	0	4	0	4
不　　明		11	6	0	2	0	0	3	22	31	53
計		58	10	0	34	5	0	13	120	52	172

第９部　産業廃棄物関係資料

１　産業廃棄物処理業許可件数

（令和６年３月３１日現在）

許可区分	収集運搬（積替保管あり）	中間処理	最終処分	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	45	43	1	1	90
特別管理産業廃棄物	6	1	0	1	8
計	51	44	1	2	98

２　産業廃棄物処理施設設置許可件数

（令和６年３月３１日現在）

施設の種類	許可件数	施設の種類	許可件数
汚泥の脱水施設	2	コンクリート固形化施設	0
汚泥の乾燥施設	0	水銀ばい焼施設	0
汚泥の焼却施設	3	廃水銀等の硫化施設	0
廃油の油水分離施設	0	シアン分解施設	0
廃油の焼却施設	5	石綿溶融施設	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	ＰＣＢ処理施設	0
廃プラスチック類の破砕施設	5	遮断型最終処分場	0
木くず・がれき類の破砕施設	16	安定型最終処分場	2
廃プラスチック類の焼却施設	3	管理型最終処分場	2
その他の焼却施設	5	計	43

３　不適正事案対応件数

（令和６年３月３１日現在）

区　分	対応件数
不法投棄	65
野外焼却	52
計	117

※一般廃棄物を含む

第 10 部　清掃関係資料

1　ごみ処理の実績

(1)　ごみ処排出量

※1ｔ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

分別の種類			排出量(ｔ)					構成比(%)[R5]
			R1	R2	R3	R4	R5	
再資源化	①資源物	びん	1,046	1,050	1,009	1,014	932	—
		缶	332	359	343	320	312	—
		ペットボトル	248	260	266	270	272	—
		プラスチック製容器包装	2,081	2,190	2,239	2,258	2,238	—
		ダンボール・紙製容器	677	664	641	606	579	—
		紙パック	12	12	12	11	9	—
		新聞紙・雑誌	7	12	12	10	10	—
		小型家電等	130	70	86	80	50	—
		乾電池	52	54	55	53	53	—
		スプレー缶	4	4	4	3	4	—
		蛍光灯	18	19	18	15	14	—
			4,608	4,694	4,685	4,640	4,473	6%
	②処理過程における資源化物		1,326	1,955	1,800	1,602	1,407	—
	③古紙等集団資源回収		2,919	1,872	1,872	1,660	1,548	2%
	④古紙等店頭回収		1,936	1,758	1,728	1,659	1,604	2%
	再資源化合計(①+②+③+④)		10,789	10,280	10,084	9,562	9,033	—
焼却・破砕等	⑤燃やせるごみ	家庭系	42,523	42,507	41,455	40,709	38,251	49%
		事業系	27,301	24,067	24,313	23,945	23,335	29%
	⑥燃やせないごみ	家庭系	9,397	9,782	9,033	8,541	8,112	10%
		事業系	2,060	1,980	1,757	1,581	1,490	2%
	小計(⑤+⑥)		81,281	78,337	76,558	74,776	71,189	—
収集・持込量(①+⑤+⑥)			85,889	83,031	81,243	79,416	75,662	—
総排出量(①+③+④+⑤+⑥)			90,744	86,661	84,842	82,735	78,814	100%
リサイクル率			11.9%	11.9%	11.9%	11.6%	11.5%	

(2) 燃やせるごみの処理実績

① 福井市クリーンセンターへの持込量実績（福井・美山区域）

区分＼年度		R1	R2	R3	R4	R5(t)
直営収集		12,930	12,934	12,667	12,412	11,593
委託収集		25,671	25,808	25,152	24,586	23,186
許可収集		24,803	21,928	22,198	21,956	21,395
持込	一般可燃	646	615	576	610	494
	粗大可燃	1,571	1,452	1,421	1,480	1,501
	事業可燃	571	445	452	496	449
	減免等	86	64	80	46	81
	下水	47	50	47	46	45
	中央卸売市場 シルバー人材センター 持込	1,071	887	848	742	697
合　計		67,394	64,183	63,440	62,376	59,441

※1ｔ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

② 鯖江クリーンセンターへの持込量実績（越廼・清水区域）

区分＼年度		R1	R2	R3	R4	R5(t)
委託収集		1,599	1,588	1,538	1,511	1,388
許可収集		586	580	571	540	517
持込	一般可燃	60	61	54	64	45
	事業可燃	185	163	159	164	158
	減免	0	0	6	0	37
合　計		2,430	2,391	2,328	2,278	2,145

※1ｔ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

（３）　燃やせないごみの処理実績

①　広域圏清掃センターへの持込量実績（福井・美山区域）

区分＼年度		R1	R2	R3	R4	R5(t)
委託収集		6,988	7,184	6,617	6,291	5,989
直営粗大		264	316	299	296	270
許可収集		1,697	1,619	1,425	1,296	1,184
持込	一般不燃	1,566	1,630	1,522	1,360	1,317
	事業不燃	272	282	217	207	186
	減免	21	13	38	17	12
合　計		10,808	11,044	10,119	9,466	8,958

※1ｔ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

②　鯖江クリーンセンターへの持込量実績（越廼・清水区域）

区分＼年度		R1	R2	R3	R4	R5(t)
委託収集		65	72	65	59	53
許可収集		0	0	0	0	0
持込	一般不燃	318	352	280	327	302
	事業不燃	65	62	61	58	91
	減免	5	4	15	3	6
合　計		453	490	421	448	452

※1ｔ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

※上記持込量に、収集資源センターで発生する処理過程資源化物の量を加えたものが燃やせないごみの総量となる。

（４） ごみの組成調査（ウェットベース）

① 燃やせるごみ

分 類 ＼ 実施時期			R1.11月	R2.11月	R3.11月	R4.12月	R5.11月(%)
可燃適正物	食品廃棄物		42.7	45.8	39.3	37.5	36.9
		うち食品ロス	―	―	10.2	7.9	6.3
		うち調理くず等	―	―	29.1	29.6	30.6
	紙おむつ		7.6	10.1	9.3	8.0	9.2
	アルミ付紙パック		0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
	その他紙類		13.4	8.0	11.8	13.4	12.5
	繊維布類		4.8	5.7	10.5	6.2	7.7
	皮革ゴム類		1.7	1.0	0.8	0.9	2.1
	木・竹・藁類		2.5	1.2	2.4	1.1	2.6
	指定袋		0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
	小 計(%)		73.4	72.5	74.8	67.8	71.5
資源物	リサイクル可能な古紙		20.9	25.0	20.7	24.4	22.0
	プラスチック容器包装		1.5	0.5	2.0	2.2	2.5
	小 計(%)		22.4	25.5	22.7	26.6	24.5
不 適 物			4.2	2.1	2.5	5.6	4.0

② 燃やせないごみ

分 類 ＼ 実施時期		R1.12月	R2.12月	R3.12月	R4.12月	R5.12月(%)
不燃適正物	ガラス・金属・陶器類	30.5	42.1	44.3	41.4	48.3
	プラスチック製品	16.2	19.0	19.6	15.4	15.7
	プラ容器包装(汚れ有)	7.8	4.7	5.9	6.8	0.7
	指定袋	0.7	0.6	0.7	0.9	0.4
	小 計(%)	55.2	66.4	70.5	64.5	65.1
資源物	プラ容器包装(汚れ無)	9.5	3.5	3.9	2.3	1.6
	缶	6.1	4.1	2.9	2.3	1.6
	びん	6.4	5.7	4.3	10.4	10.9
	ペットボトル	2.9	3.6	1.0	1.6	0.1
	小型家電(その他)	14.3	6.0	8.2	10.2	10.5
	小 計(%)	39.2	22.9	20.3	26.8	24.7
不適物	可燃物	5.2	9.4	6.5	7.5	9.4
	火災リスク品	0.4	0.8	1.0	1.2	0.8
	処理困難物	0.0	0.5	1.7	0.0	0.0
	小 計(%)	5.6	10.7	9.2	8.7	10.2

(5) ごみ質の分析

① 平均値（ドライベース）

成 分 ＼ 年 度		R1	R2	R3	R4	R5(%)
可燃物	紙・セロハン	43.9	49.1	56.6	57.7	41.8
	木・竹・わら類	7.5	9.4	5.1	9.7	5.1
	繊 維 類	13.9	9.6	9.8	9.5	15.1
	厨 芥 類	7.3	11.2	9.1	5.7	9.7
	皮革・ゴム類	0.1	0.6	0.8	0.4	2.3
	雑物５㎜以上	7.2	3.9	1.0	1.7	1.9
	小 計（%）	79.9	83.8	82.5	84.7	75.8
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	15.2	14.2	11.7	13.5	19.7
不燃物	ガラス・石類・陶磁器類	0.3	0.2	2.2	0.1	1.2
	金 属 類	0.9	0.2	1.3	0.4	1.7
	雑物５㎜以上	3.7	1.6	2.3	1.3	1.6
	小 計（%）	4.9	2.0	5.8	1.8	4.5

※0.1 未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

② 理化学的性状

項 目 ＼ 年 度	R1	R2	R3	R4	R5
見かけ比重（t/㎥）	0.18	0.13	0.16	0.14	0.05
水分 （%）	50.9	46.1	40.5	37.2	36.6
灰分 （%）	4.9	5.0	7.4	4.6	8.0
可燃分 （%）	44.2	48.9	52.1	58.2	55.4
推定低位発熱量（kJ／kg）	7,127	8,067	8,808	10,008	9,517
熱灼減量 （%）	0.3	0.2	0.3	0.1	0.2

2　資源物処理の実績

(1)　びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装

区　分　＼　年　度		R1	R2	R3	R4	R5(t)
びん		1,046	1,050	1,009	1,014	932
	白びん	435	430	425	411	381
	茶びん	346	338	320	321	298
	青びん	146	164	148	165	135
	黒びん	65	62	62	64	64
	生きびん	54	57	54	52	54
缶		332	359	343	320	312
	スチール缶	135	141	130	121	113
	アルミ缶	197	218	213	200	199
ペットボトル		248	260	266	270	272
プラスチック製容器包装		2,081	2,190	2,239	2,258	2,238

※1ｔ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

(2)　古紙・乾電池・スプレー缶・蛍光灯

区　分　＼　年　度		R1	R2	R3	R4	R5(t)
古紙		696	688	665	627	602
	ダンボール	541	532	517	490	472
	紙製容器	136	132	124	116	109
	紙パック	12	12	12	11	9
	新聞・雑誌	7	12	12	10	10
乾電池※1		52	54	55	53	53
スプレー缶		4	4	4	3	4
蛍光灯		18	19	18	15	14

※1　ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

(３)　集団資源回収

区分＼年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新　聞(ｔ)	1,645	1,548	956	964	860	773
雑　誌(ｔ)	1,488	1,369	914	906	798	773
紙パック(ｔ)	3	2	2	2	2	2
合　計(ｔ)	3,136	2,919	1,872	1,872	1,660	1,548
団体登録数※２	213	207	161	166	161	161
奨励金(千円)	15,681	11,677	7,490	7,486	6,639	6,193
補助金（千円)	2,977	2,739	1,829	1,812	1,596	1,546

※２　その年度に集団回収を実施した団体のみ

(４)　拠点資源回収

①　小型家電回収

協力店舗名	所 在 地
市役所本館１階 市民ホール	大手 3 丁目 10-1
市役所別館 4 階 環境政策課	大手 3 丁目 10-1
収集資源センター	南江守町 2-1
クリーンセンター	寮町 50-41
美山連絡所	美山町 7-1
越廼連絡所	茱崎町 1-68
清水連絡所	風巻町 28-8-1
福井県民生活協同組合 ハーツ羽水店	木田 3 丁目 2802
福井県民生活協同組合 ハーツ学園店	学園 2 丁目 9-22
福井県民生活協同組合 ハーツ志比口店	志比口 2 丁目 11-13

年度	R1	R2	R3	R4	R5(t)
回収量	130	70	86	80	50

②　市有施設における拠点資源回収

回収場所	連絡所(美山・越廼・清水)
回収時間	連絡所の開館時間と同じ
回収品目	古紙(ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本、雑がみ)

③　わけるば

回収場所	収集資源センター、クリーンセンター ㈱増田喜(福井営業所)、福井環境事業㈱二日市リサイクルセンター
回収時間	各施設の営業日時と同じ
回収品目	びん、缶、ペットボトル、乾電池 プラスチック製容器包装(福井環境事業㈱二日市リサイクルセンターのみ) 蛍光灯(収集資源センター、福井環境事業㈱二日市リサイクルセンターのみ)

年度 ＼品目	びん	缶	ペットボトル	古紙	蛍光灯	乾電池	プラ	合計(kg)
R1 年度	15,573	3,205	2,005	13,212	2,274	1,514	492	38,275
R2 年度	15,717	3,352	2,467	16,950	2,183	1,236	420	42,325
R3 年度	28,253	5,425	5,009	17,550	2,503	1,703	1,515	61,958
R4 年度	37,677	8,906	8,707	14,740	1,116	1,740	1,465	61,958
R5 年度	45,411	9,098	10,122	14,220	800	1,721	130	81,502

※1ｋｇ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

(５)　生ごみの堆肥化

区 分 ＼ 年 度			R1	R2	R3	R4	R5(t)
市有施設	学校給食センター	調理くず等	55.4	55.0	64.3	59.3	53.2
		食べ残し等	30.7	36.2	46.6	50.0	47.0
	単独給食校	調理くず等	41.9	44.6	45.0	46.6	49.9
		食べ残し等	8.0	11.8	14.3	17.2	16.0
	小計	調理くず等	97.3	99.6	109.3	105.9	103.1
		食べ残し等	38.7	48.0	60.9	67.2	63.0
民間事業所		調理くず等	205.1	259.3	272.8	216.1	399.9
		食べ残し等	91.5	17.6	22.4	25.8	26.8
合計			432.5	424.5	465.4	415.0	592.8

※0.1ｔ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

３　ごみ収集の体系

（１）　家庭系ごみの収集

①　福井・美山区域

（令和６年４月１日現在）

区　　分		収　集　回　数	収　集　方　法
燃やせるごみ		週２回	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、わけるば等へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月２回（第１，３又は第２，４の指定曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週１回（指定曜日）	
	缶	月２回（指定の水曜日）	
	びん	月１回（指定の水曜日） ※美山区域は、１月、２月の収集はなし	
	ペットボトル	月１回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月１回（指定の水曜日） ※美山区域は、１月、２月の収集はなし	
	スプレー缶	月２回（第１，３又は第２，４の指定曜日）	
	蛍光灯	年６回（奇数月又は偶数月の指定水曜日） ※美山区域は、１月の収集はなし	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、 または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第２日曜日）	

②　越廼・清水区域

（令和６年４月１日現在）

区　　分		収　集　回　数	収　集　方　法
燃やせるごみ		週２回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、わけるば等へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月２回（第２、４の木曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週１回（月曜日）	
	缶	月２回（第１、３の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月１回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月１回（第３の水曜日）	
	乾電池	月１回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月２回（第２、４の木曜日）	
	蛍光灯	月１回（第４木曜日）	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、 または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第２日曜日）	

(2) 事業系ごみの収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に５０袋以内（約２５０kg）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業所用指定袋を使用して排出することができることとしている。

(3) ごみ収集の状況

① 収集主体別

（令和６年４月１日現在）

<table>
<tr><th>収集主体</th><th colspan="2">分　　別</th><th>世 帯 数
(世　帯)</th><th>人　口
(人)</th><th>比 率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">直　営</td><td>燃やせるごみ</td><td>10 班</td><td>33,600</td><td>78,189</td><td>30.7%</td></tr>
<tr><td>資源物（缶）</td><td>8 班</td><td>71,359</td><td>169,472</td><td>66.6%</td></tr>
<tr><td rowspan="8">委　託</td><td>燃やせるごみ</td><td>19 班</td><td>73,983</td><td>176,313</td><td>69.3%</td></tr>
<tr><td>資源物（缶）</td><td>7 班</td><td>36,224</td><td>85,030</td><td>33.4%</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td>16 班</td><td rowspan="6">107,583</td><td rowspan="6">254,502</td><td rowspan="6">100%</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>16 班</td></tr>
<tr><td>資源物　（びん）</td><td>16 班</td></tr>
<tr><td>〃　（ペットボトル）</td><td>14 班</td></tr>
<tr><td>〃　（蛍光灯）</td><td>6 班</td></tr>
<tr><td>〃　（ダンボール・紙製容・紙パック）</td><td>21 班</td></tr>
</table>

② 収集回収別

（令和６年４月１日現在）

<table>
<tr><th colspan="2">収　集　回　数</th><th>世帯数
（世　帯）</th><th>比 率</th><th>人 口
（人）</th><th>比 率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">福井区域</td><td>○ 燃やせるごみ 【週２回】
○ 燃やせないごみ 【毎月２回】
○ 資源物 【びん（毎月１回）・缶（毎月２回）
・ペットボトル（毎月１回）
・プラスチック製容器包装（週１回）
・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月１回）
・乾電池（毎月１回）・スプレー缶（毎月２回）
・蛍光灯（２か月に１回）】</td><td>102,417</td><td>95.20%</td><td>241,262</td><td>94.80%</td></tr>
<tr><td>○燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物 【週１回】
（中平、足羽上、小山谷）</td><td>6</td><td>0.01%</td><td>11</td><td>0.004%</td></tr>
<tr><td>臨時収集地区（足谷、奥平、猫瀬、東平、宮郷）</td><td>7</td><td>0.01%</td><td>9</td><td>0.004%</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td>102,430</td><td>95.21%</td><td>241,282</td><td>94.81%</td></tr>
<tr><td>美山区域</td><td>○ 燃やせるごみ 【週２回】
○ 燃やせないごみ 【毎月２回】
○ 資源物 【びん（毎月１回）・缶（毎月２回）
・ペットボトル（毎月１回）
・プラスチック製容器包装（週１回）
・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月１回）
・乾電池(毎月１回)・スプレー缶（毎月２回）
・蛍光灯（２か月に１回）】</td><td>1,351</td><td>1.24%</td><td>3,438</td><td>1.35%</td></tr>
<tr><td>越廼区域</td><td rowspan="2">○ 燃やせるごみ 【週２回】
○ 燃やせないごみ 【毎月２回】
○ 資源物 【びん（毎月１回）・缶（毎月２回）
・ペットボトル（毎月１回）
・プラスチック製容器包装（週１回）
・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月１回）
・乾電池（毎月１回）・スプレー缶(毎月２回)
・蛍光灯（月１回）】</td><td>498</td><td>0.46%</td><td>948</td><td>0.37%</td></tr>
<tr><td>清水区域</td><td>3,317</td><td>3.09%</td><td>8,834</td><td>3.47%</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>107,596</td><td>100%</td><td>254,502</td><td>100%</td></tr>
</table>

4　ごみ処理の体系

<table>
<tr><th>基本分類</th><th>区　域</th><th colspan="2">収集運搬</th><th colspan="2">処理方法</th><th>処分方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">燃やせるごみ</td><td>福　井</td><td>直営・委託</td><td rowspan="3">週２回</td><td rowspan="3">焼　却</td><td rowspan="2">クリーンセンター※４</td><td rowspan="3">焼却灰(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td rowspan="2">委　託</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター※５</td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃やせないごみ</td><td>福井・美山</td><td rowspan="2">委　託</td><td rowspan="2">月２回</td><td rowspan="2">破　砕</td><td>清掃センター※６</td><td rowspan="2">焼却灰(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>週１回</td><td>選　別
圧　縮
梱　包</td><td>委　託</td><td rowspan="15">資源化</td></tr>
<tr><td>びん</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>選　別</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>選　別
圧　縮
梱　包</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td>新聞・チラシ・雑誌・雑がみ</td><td>全　域</td><td>自己搬入</td><td>随　時</td><td>圧　縮
梱　包</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td>ダンボール・紙製容器・紙パック</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>圧　縮
梱　包</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td rowspan="3">缶</td><td>福　井</td><td>直営・委託</td><td rowspan="3">月２回</td><td rowspan="3">選　別
圧　縮</td><td rowspan="3">委　託</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td rowspan="2">委　託</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td></tr>
<tr><td>小型家電</td><td>全　域</td><td>自己搬入</td><td>随　時</td><td>選　別
破　砕</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>選　別</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山</td><td rowspan="2">委　託</td><td rowspan="2">月２回</td><td rowspan="2">選　別</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蛍光灯</td><td>福　井</td><td rowspan="3">委　託</td><td>年６回</td><td rowspan="3">選　別</td><td rowspan="2">清掃センター</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td>年５回</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>月１回</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td rowspan="4">粗大ごみ</td><td rowspan="2">福井・美山</td><td rowspan="4">自己搬入
申込収集</td><td rowspan="4">随　時</td><td>可燃(焼却)</td><td>クリーンセンター</td><td rowspan="4">焼却灰(埋立)
不燃物(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>不燃(破砕)</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">越廼・清水</td><td>可燃(焼却)</td><td rowspan="2">鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>不燃(破砕)</td></tr>
<tr><td>動物の死体</td><td>全　域</td><td>自己搬入
申込収集</td><td>随　時</td><td>焼　却</td><td>クリーンセンター</td><td>遺骨(埋立)</td></tr>
</table>

※４　クリーンセンター　　　福井市クリーンセンター

※５　鯖江クリーンセンター　鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター

※６　清掃センター　　　　　福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

５　ごみ処理の経費

（1）　ごみ処理の経費（部門別）

（令和５年度）

部門＼費目		人件費	物件費等	移転費用	支払利息	合　計(円)
収集運搬	家庭系	307,488,864	676,213,459	0	0	983,702,323
	事業系	0	0	0	0	0
中間処理	家庭系	185,099,937	494,658,879	312,020,216	0	991,779,032
	事業系	93,534,279	249,959,900	75,386,224	0	418,880,403
最終処分	家庭系	0	123,999,215	77,835,634	0	201,834,849
	事業系	0	79,282,035	16,872,926	0	96,154,961
管　理		141,432,313	191,502,486	31,716,528	10,186,346	374,837,673
合　計(円)		727,555,393	1,815,615,974	513,831,528	10,186,346	3,067,189,241

※本経費は、環境省が定める「一般廃棄物会計」に基づき、算出している。

※「人件費」には、退職手当引当金繰入額相当額が含まれる。

※「物件費等」には、処理費、委託費、減価償却費、物品購入費及び維持補修費等が含まれる。

※「移転費用」には、組合分担金及び補助金が含まれる。

（2）　ごみ処理の経費（比較別）

（令和５年度）

ごみ１ｔあたり		人口１人あたり		１世帯あたり	
ごみ排出量	ごみ処理経費	市内人口	ごみ処理経費	市内世帯数	ごみ処理経費
78,814 ｔ	38,917 円	256,260 人	11,969 円	107,385 世帯	28,563 円

※市内人口及び市内世帯数は、令和５年１０月１日現在の数値。

６　清掃関係の法令及び例規 目録

◎環境基本法（平成５年１１月１９日）

循環型社会形成推進基本法（平成１２年６月２日）

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年１２月２５日）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年４月２６日）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年６月１６日）
- 特定家庭用機器再商品化法（平成１０年６月５日）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年５月３１日）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年６月７日）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年７月１２日）
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２５年４月１日）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年５月３１日）

◎ダイオキシン類対策特別措置法（平成１２年５月３１日）

・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成８年６月２８日）【環境廃棄物対策課】
・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成８年９月２７日）【環境廃棄物対策課】
・ 福井市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱（平成２５年４月１日）【環境政策課】
・ 福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則（平成８年９月２７日）【環境政策課】
・ 福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成８年９月２７日）【収集資源センター】
・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例（昭和５２年３月２９日）【環境政策課】
・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例施行規則（昭和５２年３月３１日）【環境政策課】
・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成８年１２月２５日）【環境政策課】
・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則（平成９年６月１６日）【環境政策課】
・ 福井市ごみステーション美化協力金交付要綱（平成２７年４月１日）【収集資源センター】
・ 福井市ごみステーション設置補助金交付要綱（平成２７年４月１日）【収集資源センター】
・ 福井市古紙等回収奨励金等交付要綱（平成３年４月１日）【収集資源センター】
・ 福井市環境美化地区推進員設置要綱（昭和６３年７月８日）【環境政策課】
・ 福井市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成６年８月１日）【収集資源センター】
・ 福井市資源回収拠点設置事業補助金交付要綱（平成１７年４月１日）【環境政策課】
・集積所を設置する事業者の指定に関する要綱（平成１７年４月１日）【環境政策課】
・ 福井市不法投棄監視カメラの設置等に関する要綱（平成２３年７月１日）【環境廃棄物対策課】
・ 福井市事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱（平成２４年１２月２５日）【環境政策課】

・ ふくい㊝エコ事業所認定要綱（平成２４年１２月１２日）【環境政策課】
・ 福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱（令和４年４月１日）【環境政策課】
・ 福井市地域不法投棄対策支援事業実施要綱（令和４年４月１日）【環境廃棄物対策課】